

令和 6 年 3 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 3 月 5 日 開会

令和 6 年 3 月 1 4 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和6年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（3月5日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	15
紺野榮重君	16
紺野 豊君	29
佐々木茂君	38
渡邊泰彦君	56
散会の宣告	71

第 2 号（3月6日）

議事日程	73
出席議員	76
欠席議員	76
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	76
職務のため出席した者の職氏名	77
開議の宣告	78
議事日程の報告	78
請願・陳情の付託	78
議案第11号から議案第49号の一括上程、説明	78
延会について	132
延会の宣告	132

第 3 号 (3月14日)

議事日程	1 3 3
出席議員	1 3 6
欠席議員	1 3 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 6
職務のため出席した者の職氏名	1 3 7
開議の宣告	1 3 8
議事日程の報告	1 3 8
発言の取消しについて	1 3 8
議案第11号の質疑、討論、採決	1 3 9
議案第12号の質疑、討論、採決	1 3 9
議案第13号の質疑、討論、採決	1 4 0
議案第14号の質疑、討論、採決	1 4 4
議案第15号の質疑、討論、採決	1 4 4
議案第16号の質疑、討論、採決	1 4 5
議案第17号の質疑、討論、採決	1 4 5
議案第18号の質疑、討論、採決	1 4 6
議案第19号の質疑、討論、採決	1 4 6
議案第20号の質疑、討論、採決	1 4 7
議案第21号の質疑、討論、採決	1 4 7
議案第22号の質疑、討論、採決	1 4 8
議案第23号の質疑、討論、採決	1 4 8
議案第24号の質疑、討論、採決	1 4 9
議案第25号の質疑、討論、採決	1 5 0
議案第26号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第27号の質疑、討論、採決	1 5 2
議案第28号の質疑、討論、採決	1 5 3
議案第29号の質疑、討論、採決	1 5 3
議案第30号の質疑、討論、採決	1 5 4
議案第31号の質疑、討論、採決	1 5 5
議案第32号の質疑、討論、採決	1 5 5
議案第33号の質疑、討論、採決	1 5 9
議案第34号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第35号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第36号の質疑、討論、採決	1 6 1
議案第37号の質疑、討論、採決	1 6 1
議案第38号の質疑、討論、採決	1 6 2

議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	1 6 2
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	1 6 3
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	1 9 4
議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	1 9 5
議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	1 9 5
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	1 9 7
議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	1 9 8
議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	1 9 8
議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	1 9 9
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	1 9 9
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	2 0 0
請願・陳情審査報告	2 0 0
請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 0 0
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 2
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	2 0 2
町長挨拶	2 0 3
閉会の宣告	2 0 4

浪江町告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 6 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6 年 2 月 5 日

浪江町長 吉 田 栄 光

1 日 時 令和 6 年 3 月 5 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	平 本 佳 司 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	佐々木 勇 治 君	14 番	山 崎 博 文 君
15 番	紺 野 榮 重 君		

不応招議員（なし）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 6 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 3 月 5 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１５名）

１番 武 藤 晴 男 君
 ３番 吉 田 邦 弘 君
 ５番 小 澤 英 之 君
 ７番 紺 野 則 夫 君
 ９番 山 本 幸一郎 君
 １１番 渡 邊 泰 彦 君
 １３番 佐々木 勇 治 君
 １５番 紺 野 榮 重 君

２番 紺 野 豊 君
 ４番 平 本 佳 司 君
 ６番 半 谷 正 夫 君
 ８番 佐々木 茂 君
 １０番 高 野 武 君
 １２番 松 田 孝 司 君
 １４番 山 崎 博 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 吉 田 長 栄 光 君

副 町 成 井 長 祥 君

代 表 監 査 委 員 宮 口 勝 美 君

企 画 財 政 課 長 吉 田 厚 志 君

産 業 振 興 課 長 蒲 原 文 崇 君

住 宅 水 道 課 長 木 村 順 一 君

市 街 地 整 備 課 長 今 野 裕 仁 君

介 護 福 祉 課 長 松 本 幸 夫 君

副 町 山 本 長 邦 一 君

教 育 笠 井 長 淳 一 君

総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選挙管理委員会書記長 戸 浪 義 勝 君

住 民 課 長 柴 野 一 志 君

農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局局長 金 山 信 一 君

建 設 課 長 宮 林 薫 君

健 康 保 険 課 長 兼 浪江診療所事務局長兼 仮設津島診療所事務局長 西 健 一 君

会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 中 野 隆 幸 君

教 育 総 務 課 長
鈴 木 清 水 君

生 涯 学 習 課 長 兼
浪 江 町 公 民 館 長 兼
浪 江 町 図 書 館 長
岡 秀 樹 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
掃 部 関 久 君

次 長 兼 係 長
中 野 夕 華 子 君

書 記
岡 本 ち り 君

○議長（平本佳司君） おはようございます。

令和6年浪江町議会3月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになりました方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうをさげたいと思いますので、ご起立願います。

〔黙とう〕

○議長（平本佳司君） ありがとうございます。ご着席をお願いします。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承をお願いします。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、令和6年浪江町議会3月定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（平本佳司君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平本佳司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に3番、吉田邦弘君、5番、小澤英之君、6番、半谷正夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（平本佳司君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末の格納のとおり、本日から14日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの10日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。

5日、6日及び14日を本会議とし、7日から13日までは委員会等のため休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定いたします。

◎諸般の報告

○議長（平本佳司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、タブレット端末に格納したとおりでございます。ご了承をお願いします。

◎行政報告

○議長（平本佳司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 吉田栄光君登壇〕

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

本日ここに、令和6年浪江町議会3月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

また、元日に発生した能登半島地震でお亡くなりになられた方々に対しても謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

災害発生後、被災地への災害義援金受付箱を、役場本庁舎をはじめ各出張所に設置するとともに、富山県氷見市から福島県への応援要請に伴い、ふくしま災害時相互応援チームとして、1月19日から26日の期間で住民課に所属する職員2名を現地に派遣し、住家被害認定調査を実施する人的支援を行っております。

続きまして、今定例会に上程させていただく令和6年度当初予算について、その一端を述べさせていただきます。

令和6年度は、東日本大震災及び原発事故から14年目を迎えると

ともに、浪江町復興計画第三次及び政府が定める第2期復興・創生期間の4年目となります。「夢と希望があふれ住んでいたいまち住んでみたいまち」の実現に向け、計画に掲げられた政策にしっかりと取り組んでいく必要があります。令和6年度一般会計当初予算は、前年度と比較して4.8%減となったものの、総額318億2,600万円と、引き続き大規模な予算編成となります。

歳入につきましては、自主的・安定的な財政運営に必要な自主財源として、町税等の確保に努めてまいりました。一方、地方交付税等の大幅な増額が見込めず、一般財源総額は前年度より15.2%減となるなど、引き続き厳しい財政状況となっています。こういった中ではありますが、福島再生加速化交付金などの復興財源を最大限に活用しつつ、過疎債等の有利な町債の発行や、財政調整基金及び浪江町復旧・復興基金等の取崩しにより財源確保を図ってまいりました。

歳出におきましては、中心市街地の再生に向けた浪江町駅周辺整備が本格化する中、駅前交流施設、商業施設、公営住宅等の整備のための費用を計上したほか、連続する緑空間の整備に着手いたします。

また、駅周辺整備事業エリアをエネルギーの先進エリアとして整備するための費用の計上や、水素エネルギーの普及・拡大のための実証事業など、引き続きゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めてまいります。

あわせて、国によるF-R-E-Iの整備を円滑に進めるため、町内の機運醸成、環境整備、多言語化の促進などに取り組めます。さらに、農林水産業の再興のため、復興牧場やサケふ化施設及び採捕施設の整備費用を計上したほか、産学官連携施設の整備のための費用を計上し、新たな産業と雇用の創出を進めてまいります。

帰還困難区域につきましては、大堀相馬焼の里再生をはじめとした特定復興再生拠点区域の地域振興に取り組んでまいります。

そのほかにも、住民票をはじめとする各種証明書のコンビニ交付、小児科一次医療の充実を図るためのオンライン診療の実施に係る費用を計上するなど、町民の皆様の利便性の向上に取り組むとともに、いこいの村なみえの改修や復興海浜緑地の整備等により、にぎわいあふれる交流の場を創出してまいります。

それでは、12月定例会以降の行政執行の主なものについて報告をいたします。

初めに、令和6年浪江町新春交歓会について報告をいたします。

1月24日、地域スポーツセンターにおいて、震災後初となります

新春交歓会を開催いたしました。

当日は、議会の皆様、各種団体、商工会員をはじめ町内産業団地進出企業や、実証事業に係る関係機関など約160名に出席をいただき、短い時間ではありましたが様々な意見を交換させていただきました。

来年以降も引き続き開催し、皆様からのご意見を行政運営に生かしてまいります。

次に、浪江町情報連絡協議会について報告をいたします。

当会は、町内で様々な活躍する方々の声をお聞かせいただくことと、その方々に町の生きた情報をお伝えするために、私の発案で今年度より開始した取組であります。17団体の皆様に会員になっていただき、四半期に1度のペースで実施してまいりました。2月20日には今年度最後となる第4回を開催させていただきました。

これまで、各団体の活動内容や将来に対するビジョン、町の施策に対するご意見を賜りました。今後もこの取組を継続し、住民主体のまちづくりに取り組んでまいります。

次に、復興加速化に向けた要望活動について報告をいたします。

2月7日、浪江町議会議長と共に、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会として、復興大臣などに対し、帰還困難区域の復興・再生に向けた要望書を提出し、様々なご事情からすぐに帰還意向を示すことができない住民の土地・家屋について、速やかに方針を示すことなどを強く要望してまいりました。

引き続き、議会と連携を密にしながら、浪江町全域の避難指示解除の実現とさらなる復興の加速のため、積極的に要望活動に取り組んでまいります。

次に、浪江町の復興加速に向けた協議会についてご報告いたします。

2月27日、平木復興副大臣、師田原子力災害現地対策副本部長が来町され、第9回となる浪江町の復興加速に向けた協議会が開催されました。

これまでのワーキンググループなどによる成果を確認し、町からは議長と共に、これからの課題として帰還困難区域の再生、特定復興再生拠点区域への継続的な支援、福島国際研究教育機構を含めた中心市街地の一体整備などを要望させていただきました。

引き続き、当協議会の枠組みを生かし、復興加速に向けて取り組んでまいります。

次に、令和5年度浪江町の魅力発信事業についてご報告いたします。

第69回福島県市町村広報コンクールにおいて、浪江町の魅力を紹介する広報動画が特選を受賞いたしました。

「大切な人と訪れたい、福島県浪江町の旅」と題し、2人の女性が楽しさだけの旅ではなく、震災で傷つきながらも力強く復興している様子や、町中に地元を愛している人たちの笑顔があふれる様子を捉えた内容で、5分という見やすい時間にまとめたことや、旅人、風景、グルメ、体験など、映像の美しさが高く評価を受けたものと考えております。

今後も、浪江町の魅力とは、町内に住む一人一人の浪江を思う気持ちと復興への熱意の掛け算であると考え、復興が進む町の姿や町の魅力を幅広い世代に知っていただくため、地域の魅力発信に力を入れてまいります。

次に、「住みたい田舎ベストランキング」についてご報告いたします。

宝島社より発行しております「田舎暮らしの本」2024年2月号において、当町が「住みたい田舎ベストランキング」の1万人未満の人口の町の中で、総合部門、若者世代・単身者世代部門第1位を受賞いたしました。

このことは、「夢と希望があふれ住んでいたいまち住んでみたいまち」の実現に向けた復興施策を着実に進めていることとともに、移住イベント等を通して当町の魅力を発信してきたことが結果へとつながったものと考えております。

今後も当町の魅力を発信し、さらなる移住者の確保に努めてまいります。

次に、宅地用除草剤配布事業についてご報告いたします。

町内宅地の雑草繁茂による鳥獣被害の防止や防犯防火対策、ひいては、町内の環境美化を支援することで帰還・移住意欲を醸成することを目的として、昨年12月から2月までの間、町内の宅地所有者を対象に宅地用除草剤の無償配布を行い、配布対象となる宅地所有者4,257人のうち1,178人の希望者に対し、除草剤の配布を行ったところであります。

次に、国民健康保険等の一部負担金等の免除の継続についてご報告いたします。

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険につきましては、原発事故の特例措置による一部負担金の免除措置が、避難指示解除された区域の上位所得世帯を除き、令和6年7月31日まで期間を延長することとなり、2月下旬に対象者の方へ一部負担金等の免除証明書を送付したところであります。

次に、小児科オンライン診療の開始についてご報告いたします。

浪江診療所で小児科医療を行っている先崎医師が運営する診療所の小児科オンライン診療が、2月1日から本格的に開始されたところであります。

主に浪江町内に在住または通園・通学をしている子供のために開始された診療であり、利用した保護者からは先崎医師の丁寧な対応や受診の手軽さなど、大変好評であると伺っております。

町としましても、浪江町DX推進基本方針を策定し、住民サービスの多様化や行政の効率化などを図っていくとする中で、今回のオンライン診療の開始は被災地での医療サービスのモデルケースになるものと大変期待をしているところであります。今後、オンライン診療の近隣自治体への拡大など、医療環境の充実に取り組んでまいります。

次に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金等についてご報告いたします。

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、12月28日から対象世帯へ7万円の支給を開始し、2月末までに2,209世帯へ支給を完了しました。

また、併せまして、住民税課税世帯のうち均等割のみの課税世帯への10万円の特別給付金についても、2月20日から順次支給を開始し、270世帯に支給をしております。

次に、物価高騰緊急支援事業について報告いたします。

物価高騰による住民負担を軽減するため、国の緊急支援事業を活用したプレミアム付商品券「なみえげんき商品券」の販売を3月2日から開始しました。

本商品券は、浪江町に住民登録のある方を対象とし、1人2万円で3万円分の買物ができる商品券となっており、販売期間は9月30日までとなっております。売り切れ次第終了となりますが、多くの町民の皆様にご活用いただければと考えております。

次に、大堀相馬焼の産地再生の取組についてご報告いたします。

昨年3月の避難指示解除、6月の陶芸の杜おおぼりの再開から大堀相馬焼の産地再生に向けてスタートし、窯元の町内での事業再開支援を進めてまいりましたが、このたび第1号となる陶吉郎窯が大堀での工房再建を果たしました。13年の避難生活を経て、ようやくふるさとでの事業を再開されること、その決断に心から敬意を表する次第であります。

今後も引き続き、大堀相馬焼の産地再生と伝統継承の取組を積極的に進めてまいります。

次に、企業誘致活動について報告をいたします。

1月23日、福島イノベーション・コースト構想推進機構主催により、東京・大手町で開催された企業立地セミナーに出展をし、産業団地や立地の支援制度の紹介を行い、20社の企業の方と面談をし、誘致活動を行ってまいりました。

面談した企業には福島浜通りへの進出を検討している企業もあり、非常に有意義な活動となったところであります。

今後も引き続き同様のセミナーへ積極的に参加し、企業誘致推進を進めてまいります。

次に、農業に係る大学等の復興知を活用した人材育成基盤構築事業の取組についてご報告いたします。

12月16日から17日の2日間、連携協定締結をしている東京農業大学が主催し、町と株式会社舞台ファームの共催の下、今年度の復興知事業の活動成果報告会が開催されました。

報告会では、町内の農業者や関係者を交えて、町内での農業インターン実習や浪江産イチジク加工実習、新規就農プランの考案といった活動報告が行われました。

2日目は、道の駅なみえにおいて、地元のイチジク生産組合の皆さんと商品開発したイチジクソースのコッペパン販売会が行われました。

また、16日、17日の2日間にわたって、有志団体絆さくらの会と協働で、請戸川沿いの桜の木の管理作業を行っていただいたところであります。

本事業の成果として、令和6年度から浪江町に移住し、新規就農をする方もおり、今後も復興知事業を活用し、人材育成や新たな農業へのチャレンジ、新規就農者の確保のみならず、地元農家と学生や農業に関心ある方々を結びつけ、農業振興とともに地域活性化を図ってまいる考えであります。

次に、漁業関連イベントについて報告をいたします。

12月9日、請戸漁港荷さばき施設内において、昨年度に引き続き請戸魚市が開催されました。町内外から約200名の方々にご来場いただき、鮮魚や加工品などの「請戸もの」お買い求めいただきました。また、12月16日には、道の駅なみえにおいて「請戸ものまつり」を開催したところであります。

会場では、「請戸もの」をふんだんに使用した料理の提供や有名料理家による料理の実演、生きている魚に直接触れ合えるタッチプールの設置、ホッキ貝の絵づけ体験など、子供から大人まで楽しめるイベントが開催されたところであります。

引き続き、「請戸もの」の魅力について、関係機関と協力し、町内外に大きく発信をしてまいる考えであります。

次に、請戸漁港出初め式についてご報告いたします。

1月2日、請戸漁港において、令和6年度請戸漁港出初め式が開催されました。神事が執り行われた後、11隻の漁船が出港し、漁業の安全と豊漁を祈願しました。

水揚げされる魚種の変化、海面温度の上昇、処理水の放出など、漁業を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、品質に自信のある請戸ものを県内のみならず全国各地へ流通拡大できるよう、関係機関と続けて連携をしてまいる考えであります。

福島国際研究教育機構・略称F－R E Iに関する取組についてご報告をいたします。

1月12日、F－R E I主催の第2回新産業創出等研究開発協議会が富岡町で開催されました。F－R E Iより活動報告や令和6年度の予算案、施設整備状況の説明がなされ、その後、関係機関との意見交換がなされました。今後も、F－R E Iが立地する当町の役割として、F－R E Iや関係団体と共に効果的な広域連携の方策を検討してまいる考えであります。

1月16日、復興庁主催の福島国際研究教育機構施設の在り方に関するアドバイザリー会議が東京都内で開催されました。この会議は、F－R E Iの施設整備の在り方に関し、有識者委員から意見をいただくもので、最終回となる第4回では、これまでの委員意見をまとめた「福島国際研究教育機構の施設基本計画策定に向けて」についての議論がされました。

これを受け、1月30日に福島国際研究教育機構の施設基本計画を復興大臣が決定しており、こちらを基に施設設計業務の発注などが進められております。町といたしましては、F－R E I施設整備が円滑に進むよう、引き続き復興庁と連携をしてまいる考えであります。

1月19日、浪江町主催の浪江町P P P／P F I勉強会を浪江町役場で開催いたしました。町職員や企業など約50名が参加し、官民連携による公共インフラの整備・運営手法であるP F I、P P Pについて講義をいただきました。

2月3日、浪江町主催の第2回F－R E Iの立地を踏まえた浪江町の未来を考える住民ワークショップを秋桜アリーナで開催しました。住民など25名が参加し、（仮称）浪江国際研究学園都市構想への意見や、これから浪江町でできることについて、参加者それぞれが思いを語り合いました。いただきました意見につきましては、構

想へ反映するとともに、今後の具体的な取組への参考として受け止めさせていただき、F－R E I 周辺整備等を今後進めてまいる考えであります。

2月23日に、F－R E I 主催のエフレイ・フォーラムがいわき市で開催されました。今回は、第5分野の原子力災害のデータや知見の集積・発信に関し、復興・再生まちづくりに向けた研究成果の報告が行われました。この分野は浪江町での生活・なりわいに密接であり、まちづくりの視点と併せ、連携し、今後進めてまいる考えであります。

次に、浜通り復興リビングラボの事業についてご報告いたします。

2月28日に、復興庁主催の第2回浜通り復興リビングラボシンポジウムが富岡町で開催されました。浪江町では3社と連携して事業を進めており、それらを含む全7事業の進捗状況報告や先行事例紹介がなされ、ハイレベルセッションでは私も登壇し、この事業への期待と各企業との広域的かつ継続的な関係性構築について発言をいたしました。

このような事業をきっかけに「チャレンジできるまち」をPRすることで、多くの企業の目が浪江町に向くよう、今後とも取り組んでまいる考えであります。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

新年度に入学及び転入される予定の児童・生徒への説明会を、中学校は1月23日、小学校は2月14日に開催いたしました。

新年度からは、なみえ創成小学校47名、なみえ創成中学校27名の児童・生徒合わせて71名が通学する予定となっております。令和5年度から比較すると小学校が9名、中学校が1名増えることとなります。

また、浪江にじいろこども園において、新年度入園される予定の家庭への説明会を2月20日に開催いたしました。新年度からは、8名増となる51名が通園する予定となっております。

子供たちは町の宝であります。さらなる教育環境、子育て支援の充実を図ってまいる考えであります。

次に、生涯学習関連について報告をさせていただきます。

12月16日、陸上自衛隊第6音楽隊によるクリスマス音楽会を秋桜アリーナで開催しました。クラシックやアニメ映画など幅広い楽曲で構成され、参加いただいた160名の皆様と会場が一体となるすばらしい演奏を楽しむことができました。

1月1日、あるけあるけ初日詣大会を開催し、300名ほどの皆様と道の駅なみえを出発し、5キロほど歩き、請戸海岸に到着しまし

た。海岸では和太鼓の演奏で参加者を迎え、神楽を奉納し、初日の出に向かい、それぞれが祈願をされたところであります。

1月6日、令和6年浪江町二十歳を祝う会を秋桜アリーナで開催しました。晴天に恵まれましたが、震災当時小学校1年生であった皆様が新たに二十を迎え、このたびは30名の参加をいただきました。

ご来賓や保護者の方々が新たな門出を祝うとともに、ふるさとでの友人、恩師との久しぶりの再会を喜び合い、周囲の方々へ感謝する姿が見られました。

1月28日、大聖寺を会場とし、文化財防火デーに関連した消防訓練を実施しました。墓地の線香の火から出火し、旧渡部家住宅に延焼する想定で、消防署、消防団による放水訓練を行いました。今後とも町文化財の保全・保護に努めてまいります。

2月17日、棚塩地区において、浪江町畜産施設整備事業に伴い行われている弥平さく遺跡第三次発掘調査の現地説明会を開催しました。

現地からは、奈良時代から平安時代の竪穴住居跡や、旧石器時代や縄文から弥生時代の土器・石器など多数発見されたところでもあります。当日は町内外から54名が参加し、調査員より説明を受けながら、遺構や出土品を見て、より身近に浪江の歴史を感じることができました。

以上、12月定例会以降の取組について報告をいたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の制定及び改正並びに廃止案件が15件、契約の締結及び変更案件が5件、町道の認定及び廃止案件が1件、令和5年度補正予算案件が8件、令和6年度予算案件が10件であります。

詳細につきましては提案の都度ご説明申し上げますので、ご審議、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 1つ訂正をさせていただきたいと思います。

教育行政関連についての報告の中に、なみえ創成中学校の27名と私が報告をさせていただきました。24名にご訂正をお願いするものであります。よろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（平本佳司君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により、質問が30分、再質問が10

分、再々質問が10分以内となります。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は質問席で行います。

なお、一般質問は通告順に許可をいたします。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

また、質問は、あくまでも質問に徹し、要望やお願い、御礼の言葉を述べることは慎むようお願いいたします。

◇ 紺 野 榮 重 君

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君の質問を許可いたします。

15番、紺野榮重君。

[15番 紺野榮重君登壇]

○15番（紺野榮重君） おはようございます。15番、紺野榮重でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。質問方法は、一括質問方式であります。

震災対応の件、報徳精神を取り入れた人づくり、まちづくり、そして特定帰還居住区域の件をお伺いいたします。

東日本大震災、原発事故から13年となりました。現在の浪江町の大きな事業は、駅前整備事業と国の事業の福島県国際研究教育機構の研究所が建設されることとあります。そのせいか、駅通りは若い人が多くなり、復興していくことを肌で感じるようになりました。

質問に入ります。

1月1日、石川県能登地方を震源とする震度7の地震発生。死者238名、阪神大震災以降3番目に大きい地震だそうです。亡くなられた方に対し、ご冥福をお祈りいたします。また、私たちも東日本大震災、原発事故で災害を経験しております。できるだけ早く復興されますように願うところであります。

元日早々に驚きました。まさに災害はいつやってくるか分からないというふうなことより、いつでもやってくると思い知らされました。13年前の東日本大震災を思い出します。今回の能登地方の震度は震度7ですから、東日本大震災の福島県の震度は6強でありましたので、震度においては能登地方のほうが大きい地震であったと思います。

2月1日現在の石川県内の避難者は1万4,643人、焼失家屋が200軒超、住宅被害は約4万6,294棟。復興に当たっては、能登地方の地理的条件から幹線道路が2本で、救援物資の輸送に困難を来したと思います。私たちも一次避難、二次避難、仮設住宅、復興住宅と

避難回数平均で6回、避難に苦勞をいたしました。多くの方々の全国からの支援をいただいたことに感謝をするところでもあります。私たちも全国から支援を受けたことを思い、できる範囲の中で支援すべきだと思います。

多くの方々の死亡された原因は、家の倒壊による被害。東日本では津波による被害が甚大でありました。また、大火災による被害が大きかったようでもあります。テレビでの消防のインタビューでは、水利が泥水で利用不能であったこと、川の水位が下がり利用できなかった、特に消火栓の働きのできなかったとのことでもあります。消火栓は水道と連動しておりますので、消火栓が使えないところが多くありましたので、火災被害が拡大したものと思います。

私たちも震災のとき水道が通らない状況があり、生活に困りました、町なかには井戸を利用しているところもありました。災害のときは貴重な井戸水でありますので、町としても井戸がどこにあるか確認しておくべきかと思います。

私たちも災害から13年、災害に対応するための心構えを新たにしなければならぬというふうに思います。災害に備えることの反省の中で、食料の3日間、トイレの問題、燃料の確保、風呂に入れなかったこと、健康保険証、預貯金通帳等、重要書類の持ち出し等がありました。今回の地震、火災に対しての反省点、浪江町としての対応をどのように考えるか伺います。

災害に対しての水の確保の点では、川、水路、防火水槽等を考えますが、町としての災害対応をどのように考えますか、伺います。

東日本大震災、原発事故においては、全国から支援をいただきました。浪江町でも能登半島地震に対して何らかの支援をすべきだと思いますが、町としてはどのような対応をされたのかお伺いをいたします。

今回、輪島の朝市の場所を中心に大火災になってしまったことに対し、消火栓が使えなかった。水利も地震の影響があったようでもあります。浪江町でもこのような災害が発生した場合、防火水槽が大事な役目だと思います。浪江町に防火水槽は何基あるのか伺います。

また、水利の確保の件で、町の中の水利の確保は大丈夫か、伺います。

震災前は計画的に防火水槽を建設しておったと思いますが、この頃防火水槽建設は全くないと思います。今後の計画はどのようなになっているのか伺います。

次に、消防団員確保について伺います。

今回、出初め式に出席をさせていただきました。最近はスポーツ

センター屋内で式典が行われておりましたが、今回は体育館駐車場
で1月14日に挙行をされました。非常に寒い日でありました。しか
しながら、消防団員の方々が避難地から出初めのために来られ、閲
団、通常点検、式典を受けられる姿を大変心強く思いました。そし
て、ラッパ隊に女性の方が多いこと、ラッパの響きに感動をいたし
ました。

震災前は6つの分団でしたが、震災後は7つの分団となり、活躍
をされております。震災後の団員不足と社会情勢に対する対応と思
います。町民として大変ありがたく思います。浪江町もいろいろな
面で社会情勢に対応した浪江町にならない。消防団も
その一つの組織だと思います。

今、浪江町の居住人口は2,146人、その中で30%が移住者という
ことであります。消防団も移住されている方にも声をかけて、消防
団員として地域の人となっていていただくとともに、地域を守る町民と
なっていただきたいと思います。このことに対して、団員確保をど
のように考えられますか、お伺いをいたします。

東日本大震災で避難の際の高齢者への対応、独り暮らしへの対応、
施設に対しての対応、役場は大変だったというふうに思います。役
場、社会福祉協議会だけでは対応し切れない状態だったと思います。

まちづくりに大事なことは、自助・共助・公助が大事であると思
います。日頃の住民の互助活動が大事かと思います。日頃どのよう
にして自助・共助を育てていかれるか伺います。

原発災害でもう一つ問題になったのは、ヨウ素剤の配布でありま
す。結果として、配布はありませんでした。使用された組織もあり
ましたが、使用することによっての効果はあるのかないか伺いま
す。

次に、報徳精神を取り入れた人づくり、まちづくりというふうな
ことでお伺いをいたします。

第28回全国報徳サミットが、昨年、静岡県御殿場市で開催をされ
ました。今回、サミットのテーマは、報徳仕法に学ぶ希望の未来実
現に向けた人づくりであります。

全国報徳研究市町村は、全国で17市町村であります。浪江町から
は笠井教育長が参加をされておりました。報徳サミット大会は、二
宮尊徳の教えに基づき、「至誠」「勤労」「分度」「推譲」の教え
をいま一度振り返り、歩みを見直す機会を持つことが大事と、報徳
ゆかりの市町村が一堂に集い、幅広い視点から意見交換を行い、希
望の未来の実現に向けた持続可能なまちづくりを報徳仕法から学ぶ
ため、全国報徳サミットを開催しております。

参加市町村は17市町村、福島県では相双地域の5市町村が参加をされました。相馬市、南相馬市、飯館村、浪江町、大熊町であります。まず、5市町村が報徳仕法をどのように取り入れておられるか、紹介がありました。各市町村に共通していることは、市民の方々が報徳精神を学び、人づくり、まちづくりを進めていることであります。そしてまた共通することは、報徳の考え方を事業に取り入れて勉強され、あるいは実践していることであります。

浪江町も東日本大震災、原発事故で地域産業に多大な被害を被りました。この災害を乗り越えるには、まさに報徳仕法を勉強し、実践していくことが大事かと思います。

また、天明、天保の飢饉のときに相馬藩は移住政策を取り、藩の財政を再建されました。そのときの移民の数は相馬藩全体で2,555戸、浪江町全体で217戸でありました。1戸当たり4人の移住者とすれば大変な数で、1万220人が移住したことになります。浪江町では868人の計算であります。

大会においては、相馬市の副市長が子ども報徳訓を制定し、協働のまちづくりを進めていることを発表されました。飯館村長は、天明、天保の飢饉で疲弊した農村を復興に導いた「勤労」「推譲」の教えが現在に受け継がれており、共助の精神を大切にしておることでありました。飯館村は、かつて6,000人の人口が現在は1,500人、うち300人は移住人口というふうなことであります。浪江町も報徳学習を取り入れた生涯学習をしてほしいと思いますが、計画できないか伺います。

「親の手を助け、弟を世話し、兄弟仲よく孝行を尽くす、手本は二宮金次郎」という歌があります。現代においても大変必要なことだと思います。教育の中でも報徳の教えを勉学に取り入れられないか、伺います。

二宮尊徳は新田の開発、そして「心」の「田」の開発が大事だとも話されております。現在は物が豊富ですが、心のゆとりがないような気がします。尊徳の心の開発を勉強すべきではないかと思えます。

浪江町の各小・中学校には尊徳の石像があったと思いますが、現在はどのようになっているのか伺います。また、それをどのようにして後世に受け継いでいくのかお伺いをいたします。

次に、特定帰還居住区域の件をお伺いいたします。

国は、浪江町の復興再生計画を認定されました。特定復興再生拠点区域から外れた地域の避難指示解除を可能にする特定帰還居住区域を浪江町に設定、大熊・双葉両町に続く設定であります。

浪江町の特定帰還居住区域は14行政区の710ヘクタール。これは帰還希望者全員の宅地や農地も盛り込んでおり、256世帯対象というふうなことであります。復興再生計画の期間は2029年12月31日まで、条件が調った地域から順次避難指示を解除するというふうなことであります。

特定帰還居住区域に関する行政区域に関する行政区説明会がありました。帰還困難区域を抱える行政区のうち14行政区を対象に、令和5年11月の4日間で12回の説明会を開催されました。235世帯305名、参加率が31%、出席されたと記載されてありました。

説明会では、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の概要を説明し、質疑を受けられました。質疑の後に特別帰還居住区域各案の図面を車座で囲み、帰還する自宅や日常生活に必要なアクセス道、土地等について意見をいただいたと話されておりました。特に説明会で車座で意見を出されたことに、すばらしい説明会だったと思います。帰還意向の変更や、帰還意向を新たに示された方がおられたことは、復興に対して前進であったと思います。

しかし、住民からは「避難解除してふるさとに戻り、復興しようと思っていたが、原発事故から丸13年がたち、今回、特定帰還居住区域に該当したが、足腰が悪くなり、体が言うことを聞かなくなってきた。これから除染をして5年後解除と考えると、諦めざるを得ない」という町民もおられました。何とか町執行部と一緒に、できる限り早く帰れるように知恵を絞りたいと思いながら、何点か質問をいたします。

令和6年1月に国に認定されました特定帰還居住区域は、14行政区、710ヘクタール、256世帯とありますが、津島、苅野、大堀それぞれ何世帯何人か伺います。そして、残る区域は何ヘクタールか伺います。

帰還希望者は256世帯とありますが、希望しない世帯は何世帯何人なのか伺います。

条件が調った地域から順次避難指示解除とのことではありますが、その条件とは何か伺います。

山間部なので除染してもらってもまた元に戻ることが心配だという住民もおられますが、モデル除染をされた井手の高倉地区、大堀地区、そのほかの地区はどのような経過かお伺いをいたします。

田畑の除染が先行されてありがたいことだが、引き続き農地管理できないのに困ると言われるが、町の考えを伺います。

農家が農業を営む上で、最低限トラクター、草刈り機械、豆トラが必要であります。避難解除の見通しがなく、トラクター等を廃棄

された方が多くおられます。大反別の経営農家に4分の3事業補助がありますが、小反別の農家に対しての補助制度はないのか伺います。

最後に、今回の帰還意思のある方を対象とした特定帰還居住区域の除染ですが、今後は帰還意思のない方の説得と、帰還意思がなくても除染していただくようにすることが必要と思いますが、どのように進められるのかお伺いをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 答弁者、町長。

○町長（吉田栄光君） 紺野榮重議員の特定帰還居住区域の件、7の帰還意思のない方の除染の進め方についてのご質問にお答えをいたします。

町といたしましては、帰還意向のない方を説得するのではなく、帰還を検討する判断をいただけるよう環境を整えていくことが肝要と考えているところであります。

まずは1月に認定を受けた特定帰還居住区域復興再生計画がしっかりと前に進むことにより、現段階で帰還のご意向がない方が帰還についてご検討いただけるよう取り組んでまいる考えであります。

また、帰還を希望されている方が安心して帰還していただくために、生活環境の放射線量の低減が必要でありますことから、帰還意向のない土地・家屋等を含む残された課題については、一日も早く方針を示すよう国に求めていく考えであります。

その他の質問については、担当課長より答弁をさせます。よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、大きな1番、震災対応の件、

（1）石川県能登地方の災害対応と浪江町の災害対応の①能登半島地震への町の対応はについてお答えをいたします。

まず初めに、金銭的支援につきましては、災害義援金受付箱を役場本庁、各出張所に配置いたしました。受付箱に集まりました義援金は、2月9日に合計29万5,154円を浪江町共同募金会に、また、2月8日に浪江町役場職員共助会から30万円を石川県に納めております。

なお、受付箱は現在も継続して置かせていただいております。

また、人的支援としましては、富山県氷見市からの福島県への応援要請に伴い、1月19日から1月26日の期間において住民課に所属する職員2名を現地へ派遣し、住家被害認定調査等に係る人的支援を行ったところです。今後も、要請がありましたら職員の派遣を行

っていきたいと思います。

続いて、②防火水槽の町内設置数、また、町内の水利確保は大丈夫かの質問にお答えをいたします。

町内に設置されている防火水槽の数は、70基でございます。

町内の水利確保につきましては、消防署にご協力をいただき、町内の防火水槽及び消火栓が火災発生時に使用できるか、常日頃から確認を行っております。また、整備不良等があった際には、随時修繕の対応を行ってまいります。

続きまして、防火水槽の今後の設置計画はどのようなになっているかのご質問にお答えをいたします。

町内では様々なハード事業の整備が進む中、その都度消防署及び関係各課と調整し、必要に応じて整備をしてまいります。

続いて、④消防団員確保についてどのように考えているかのご質問にお答えをいたします。

消防団員の確保につきましては、町の安全・安心を推進する上で必要不可欠であると考えております。昨年は相双地方振興局と合同で、浪江町商工会や町内立地企業に消防団員確保に係る要請活動を実施しております。新規転入の方にも消防団加入を促すために、今後、広報等での募集も実施するなど、団員確保に向けた取組を推進してまいります。

続いて、⑤日頃の町民の互助活動をどのように育てられるかのご質問にお答えをいたします。

災害避難時の日頃の住民の互助活動につきましては、議員おただしのおり非常に重要なものであると考えております。町では、昨年9月30日に幾世橋地区において防災まち歩きを実施し、町民の方にご参加をいただき、地区内を実際に歩きながら避難所までの経路や危険箇所の確認を行いました。確認後、住民同士、グループワーク形式で意見交換を行いました。改めて防災について考えていただき、なおかつ、地区住民同士のコミュニケーションのきっかけとなったと考えております。次年度以降も、ほかの行政区や関係団体と調整を進め、実施に向けた検討を進めてまいります。

続いて、原発災害の際のヨウ素剤の使用効果のご質問にお答えをいたします。

原子力災害により放射性物質が周辺に放出された場合、服用することにより甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を低減できると認識しております。

以上であります。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、私のほうから、大きな項目の2、報徳精神を取り入れた人づくり、まちづくりの①のご質問についてお答えいたします。

報徳学習を取り入れた生涯学習の計画についてですが、二宮尊徳の教えを学ぶことは生涯学習事業を進めていく中でとても有効な手段だと考えており、来年度11月15、16日に茨城県桜川市で開催されます第29回全国報徳サミットに、町民の方を募集し、参加する計画をしております。報徳サミットに参加し、報徳仕法について学びながら、今後、生涯学習事業としての人づくり、まちづくりなどに生かしていきたいと考えております。

また、来年度、公民館事業で報徳仕法についての教室の開催も予定しております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 報徳の教えと学校教育についてのご質問にお答えいたします。

なみえ創成小・中学校におきましては、これまでも報徳の教えについて学習時間を設けており、今年度は小学校4年生社会科、総合的な学習の時間において、浪江町内の報徳仕法の史跡でもあります田尻用水路ですとか青根場用水路等がまちづくりにもたらした恩恵について学習したところであります。

また、昨年度は南相馬市立博物館の学芸員を講師にお招きし、二宮尊徳の新田の開発を通したまちづくりにおける功績、また、心の手入れの大切さ、いわゆる心田の開発にも関連する学びを通した人づくりの大切さについてお話をいただいております。

今後も、道德教育等との関連も図りながら報徳の教えを取り入れ、特色ある学校教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、浪江町の小・中学校の尊徳像につきまして、どのようになっているのか、また、どのようにして後世に受け継いでいくのかのご質問にお答えします。

震災前の浪江町内の小・中学校において、二宮尊徳の石像があった学校は幾世橋小と津島小でございます。

現在、幾世橋小の尊徳像は、同校の校舎解体後、敷地内に整備されたポケットパークに移設を行い、また、津島小の尊徳像につきましても幾世橋小と同様に、今後ポケットパークなどを整備して、その施設内に移設を検討しております。

今後は、ポケットパークなどにおいて尊徳像が末永く町民の身近な存在であるよう、適切な管理に努めてまいります。あわせて、尊徳像が物語る功績やその教えなども様々な場面で伝承してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、大きな3番、特定帰還居住区域の件、①特定帰還居住区域の津島、荻野、大堀それぞれ何世帯何人かのご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、特定帰還居住区域に含まれる「帰還意向あり」とご回答いただいた世帯につきましては256世帯となっておりますが、旧村単位での世帯数、人数につきましては、対象世帯数が限られているため個人情報保護の観点から非公表とさせていただいておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

②番、帰還希望者は256世帯とあるが、希望しない世帯は何世帯何人かのご質問にお答えをいたします。

第1回目の帰還意向調査の内訳で申し上げます。

「帰還意向あり」が256世帯497人、「帰還意向なし」が117世帯384人、「保留」が71世帯262人、未回答が316世帯771人となっております。

続きまして、③避難指示解除の条件のご質問にお答えをいたします。

避難指示解除の要件といたしましては、平成23年12月に原子力災害対策本部で決定をされました避難指示解除の3要件、1点目としまして、空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、2点目としまして、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスがおおむね復旧し、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、3点目としまして、県、町、住民との十分な協議の3要件となっております。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ④の実証実験された井手の高倉地区、大堀地区、その他はどのような経過かのご質問にお答えします。

ご質問いただきました実証実験については、平成25年度に赤字木、大堀、井手の各地区で国が実施した帰還困難区域除染モデル実証事業のこととと思われますので、その後の推移についてお答えさせていただきます。

環境省が公表しております資料によりますと、平成29年11月までの9回の継続モニタリングを実施しておりまして、除染直後の空間

線量率を100%とした場合、モニタリングしたデータで最も新しい平成29年11月につきましては、赤字木地区が44%、大堀地区が46%、井手地区が46%となっております。

また、この資料には調査結果概要も掲載されておりまして、調査対象とした全ての地区において平均空間線量率は下降傾向であり、除染の効果は維持されていた。今後も地区の平均空間線量率が上昇する可能性は低く、除染実施後に面的な再除染が起こる可能性は低いと考えられるとされております。

ご質問に挙げられております特定帰還居住区域につきましては、山間部が多く、これまで実施した区域と状況が異なる部分も出てくるとも考えられますが、町といたしましては、さきに解除された区域と同様、事後モニタリングの実施や除染後に高線量箇所が発見された場合、必要に応じたフォローアップ除染の実施、そして、除染後の空間線量についてご不安に思われた場合などの対応等、環境省にしっかりとつないでいくとともに、事案によって専門的な知見を必要とする場合につきましては、除染検証委員会での対応等も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ⑤田畑の除染が先行されるが、引き続き農地管理できないのに困ると言われることについてのご質問にお答えいたします。

特定帰還居住区域の農地管理ですが、今回の区域設定は帰還意向のある住民の皆様が帰還できるように、安心して生活するためのエリアを設定し、除染を進めるという方針がございます。

そのエリアに含まれる農地は除染され、避難指示解除の対象となると認識しております。その保全管理や営農再開について検討が必要になると考えております。

現時点で、国・県からは農地管理に対する考え方や支援策などは示されておりませんので、引き続き関係機関等と対応について協議してまいりたいと考えております。

次に、⑥農家が農業を営む上で最低限トラクター、草刈り機、豆トラが必要だが、補助金の制度はないのかについてお答えいたします。

特定帰還居住区域の除染は、帰還意向のある住民の皆様が帰還できるよう、帰還に必要な箇所の除染を進めるというものになっております。そのため、本格的な営農再開を前提としておりません。

一方で、区域に含まれるエリアの農地で営農を検討する方も今後

出てくることも考えられますので、出荷制限の解除の道筋が立つなど営農が可能な状態になったときには、先に避難指示が解除された地区同様、町として営農再開のための支援策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 石川県に対するこの浪江町の対応というふうな中で、町の町民が寄附された、あるいは職員の方々が30万寄附をされたというふうなことで本当に、それから、人的支援では氷見市へ2名派遣されたというふうなことで、大変ありがたかったといえますか、よかったなというふうに思います。

防火水槽の件では、70か所とお聞きしましたが、そういうふうな防火水槽があると。私も常備消防に行きまして、結構防火水槽を完備されているというふうなことでありますけれども、今回の能登半島の地震で消火栓が使えなかったというふうな中で、防火水槽が大切だなというふうに思って質問をいたしました。

自分の地域のことですみませんが、幾世橋の大通りには防火水槽がありません。必要と思いますが、町としての考えをお聞きいたします。

それから、消防団員確保については、商工会、立地企業、そういうふうなところにも話をされて勧誘しているというふうなことでありますけれども、自分のことを申し上げて申し訳ありませんが、私たちの年代には消防団員になりたくてもなれない時代もありましたが、現在は消防団員確保が難しい時代になりました。

そういうふうな中で、移住者への勧誘、あるいは女性消防団員の勧誘も大事でないかというふうに思います。それから、私も移住者と話をする機会の中で、消防の行事の裸参りの復活を応援したいというふうな方もおられます。町民、移住者が協力し合ってまちづくりをしていかなければならないというふうに思います。

それから、災害避難の時の日頃の互助活動が大事だというふうなことを質問しましたが、私自身、一次避難、二次避難、仮設住宅、復興住宅と移っていったわけではありますが、そこで特に苦労された方は、部落で交流の少ない方が苦労されました。地域の共助がなかなかうまくいかなかった方が苦労されたというふうに思います。災害で困らないようにするには、日頃の地域共助を育てていかななくてはならないというふうに思います。そういうふうな中で、絆を深めるためには、やはり日頃の地域とのつながり、協力し合う、そういうふうなことが大事だというふうに思います。

それで、今までは広報等、あるいはいろいろな協力募金、そういうふうなことは行政でみんなで協力してやっておりました。しかしながら、震災後はそういうふうなことはなくなり、全部この広報は郵便で送られるようになってきたわけでありましてけれども、そういうふうな中で、行政区が、行政組織ができているところもあるように、場所によって少ないですけれどもありますので、そういうふうなところは広報等、あるいは募金等、そういうふうなものをみんなでやるというふうな姿に持っていきたいというふうに思います。そのところをどういうふうに考えられますか、お伺いをいたします。

それから、ヨウ素の配布ですけれども、これはやはり効果があるというふうな答弁をいただきました。我々はヨウ素剤に対しての知識がほとんどないというふうに思います。各県、市町村で事前にヨウ素剤を配布しているところもあるようであります。まずは何らかの方法で町民に知らせる、また事前配布、そういうふうなことを浪江町としてはどういうふうに考えられますか、お伺いをいたします。

報徳精神を取り入れた人づくり、まちづくりというふうなことで、今度、報徳サミットには出席をされるというふうなことで、ありがたいというふうに思います。

それで、今年は29回報徳サミットが茨城県桜川市で開催をされるわけでありましてけれども、そういうふうな中で、去年は教育長1人での出席でしたが、今度はやはりグループでそういうふうなことを計画しているというふうなことのようでありますので、もう少しこの説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、特定帰還居住区域の津島、苅野、大堀それぞれ何世帯かというふうなことでは、情報保護というふうなこともあるようでありますけれども、私としてお聞きしたいのは、あとどのくらいの世帯が残されているのか、そして、それがどのくらい時間がかかっていくのかというふうなことを知りたいために質問をしたところでございます。

最後に、農家が農業を営む上で最低限トラクター、草刈り機械、豆トラが必要だというふうな中で、補助を頂くのはなかなか大変なことなわけでありましてけれども、町の補助金制度はないのかお伺いをいたします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、幾世橋地区に防火水槽が設置できないかというご質問にお答えをいたします。

町内は、基本的には水道があるところは消火栓、水道のないところを防火水槽でカバーしております。幾世橋地区への防火水槽につ

いてのおただしでございますが、現在、消火栓が整備されておりますが、地震などの災害により消火栓が使用できなくなった場合につきましては、常備消防及び消防団との連携による機動力で消火に当たりたいと考えております。

続きまして、住民の互助活動の関係で、議員おただしの件につきましては旧隣組のような活動のことかと察しをいたします。当時の隣組のような仕組みにつきましては、行政区の下でそれぞれ実施していたと考えております。

今後、そういった組織的なものが立ち上がりまして、前と同じような活動をしたいということであれば、また行政区等からお申出をいただきまして、そちらの活動につきましても一緒に検討していきたいと考えております。

あと、ヨウ素剤につきましては、まずPRにつきましては、なかなかそういった機会がなくて難しいかと思えます。

また、配布につきましては、事前の配布をいたしますと服用のタイミングがなかなか難しいと考えております。まず、服用に際しては医師の判断が必要ですので、事前の配布は行えません。また、服用が必要になりましたら、例えば避難所等で集まった方に医師の判断の下、このタイミングでということ、それぞれ配布をして服用していただきたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） 報徳サミットの参加についてのご質問にお答えいたします。

参加者の募集人数につきましては、中型バス1台を想定しており、20名程度と考えております。また、職員2名も同行をする予定としております。

募集につきましては、広報、町ホームページで周知をする予定でおります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 町として、そういう農機具導入の補助事業はあるかということについてお答えします。

現在は、営農が可能な地域において活用いただける補助事業がございます。現時点において、特定帰還居住区域内で活用できる補助事業はございません。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 再々質問を1つだけ質問いたします。

町内の水利の確保についてですけれども、かねてより末森水路と大堀水路の通水をお願いしておりますが、案外と簡単に考えておりましたが、なかなか難しいことが分かりました。

通水することによって、浪江町権現堂地区の防火水路の確保と、きれいな水を町に流すというふうなことによって町なかもきれいになり、そしてまた、その水が通水されることによって米作りができるようになるというふうに思います。

そういうふうな中で、土地改良区の理事長でもある町長に水を流していただくようなことを、お願いするというふうなことは言うなというふうに言われましたけれども、その点、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 紺野榮重議員の再質問にお答えをいたします。

用水については、議員おただしのとおり防火、そして生活排水を含めた多岐にわたる機能を有するものと受け止めております。

本町では、震災前から震災、そして震災以降、大柿ダム水系の国・県の工事が、10年にわたる工事が今終了したところであります。今後は議員おただしのとおり、用水等についても国、そして土地改良区事業として様々検討して、加速をしていかなきゃならないものと考えております。今後とも検討を進めてまいる考えであります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 以上で、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） ここで、10時45分まで休憩に入ります。

（午前10時27分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時45分）

◇ 紺 野 豊 君

○議長（平本佳司君） 2番、紺野豊君の質問を許可します。

2番、紺野豊君。

〔2番 紺野 豊君登壇〕

○2番（紺野 豊君） 2番、紺野豊であります。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

質問形式につきましては、通告書に基づき、一括質問でさせていただきます。私は、回答が十分であれば再質問はいたしません。

まず最初に、質問の前に、冒頭、元日に発生いたしました能登半島地震において被災され、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表したいと思います。また、お亡くなりになられた方々の遺族、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。さらにはまた、復興・復旧に携わり、日々尽力されている消防、自衛隊、警察、医療関係者、ボランティアの方々に敬意を表したいと思います。

それでは、質問に入っていきます。

町長はじめ幹部の方、職員の方、ご苦労さまでございます。大変、町民としてすごくうれしく思います。

それでは、質問に入ります。

今回は5つの質問が入っています。まず1つに国道114号について、2つ目は町所有固有資産について、3つ目には行政区について、4つ目には町内の居住人口について、5つ目には町内プールについてお話を聞きます。

まず最初に、国道114号について。国道114号の道路拡幅及び整備についてをまず第1点、質問をいたします。

国道114号は、福島市から川俣町を通り浪江町に至る一般国道であります。開通したのは1954年、昭和29年の5月18日。当初は渡利から知命寺、六十七、八キロだったかな、現在はバイパスが出来上がりまして、福島市の仲間町から知命寺に至る七十数キロというふうになっています。

平成の時代に入りまして、浪江については知命寺から本城地内までは道路の拡幅工事が完了いたしました。本来は知命寺から浪江インターまで幅40メートルの道路を造るわけだった。ところが、もろもろの事情等により頓挫し、現在の状況下で何も動いていない結果であります。また、いわゆる立体交差、あそこは宮下の跨線橋と言っていますが、ここも昭和40年代にできたものであります。かなり老朽化が進んでおります。

この国道114号については、避難道路、また今度できるF-R-E-Iの関係、やっぱり浪江を復興・復興するためには必然的に直さなきゃいけないかと思っています。その感じの中で、今全然動いていない、一切、そんな感じでありますので、町長のほうからどのような考えがあるのか、今後進むのか、その辺の今回見解を伺いたいと思います。

次、2番目に移ります。

町所有固定資産について。

前もお話ししたんでありますが、町営住宅を解体して更地にしましたけれども、草ぼうぼうということで、何もまだ手をつけていな

いところがあります。その観点で、まず1つは、現時点ではどのように今考えているのか。2つ目には、今後の方針について、どのようにされるかお伺いいたします。

3つ目に行きます。

行政区について。

行政区の見直しについて。

いまだ全く見直しがされていない状況がありますが、行政区長会と再三協議されております。しかし、まだ全然現況なんかが話をされていないので、前は週2回ぐらいお話をしたことがあります。でも、全然回答が変わっていなかった。その関係がありますので、きちんとやるのかどうか分かりませんが、その分の現状の話をお聞きたい。

2点目には、今後町としてどのような対策をされるのか。一応、お話をきいてからこのことについては再質問でしたいと思います。

4番目、町内の居住人口について。

将来の目標を立てるということで、2035年（令和17年）には一応8,000人の目標人口を考えております。どのような方策を持って達成するのか伺いたい。

ちなみに、一応出しましたけれども、平成29年の4月、3月31日に解除して、この年は人口195人、世帯数は142であります。令和6年1月末現在、居住人口は2,162人、居住世帯1,160であります。

実際、今の感じの中、震災前は2万1,000くらいいた人口でありましたけれども、今日、町長のほうから行政報告の中で移住人口が増えていると、700人ぐらいあるという話、3割があるという話は聞きますけれども、やっぱりその辺を踏まえながら、どのような感じなのかお聞きたい。

5つ目、町営プールについて。

町営プールの設営について。

これは今年、去年かな、2回ぐらい前に10番議員が浪江の小学校のほうのプールなんかでどうですかという話を聞きました。前の感じは、国に要望しているんだという話でした。今の現状なんかは、東日本の震災以降、海水浴なんかできる状況でもないし、町にはさらにプールもない。小・中学生は南相馬まで出向き、借用して授業を行っているのが現状。この観点。先ほども話があったけれども、今年からは小・中学生を含めて、園児含めて120人になる。今、私なんか見えていて、すごくかわいそうであります。

できるのであれば、浪江でできないというのであれば、やっぱり北双3町、大熊、双葉、浪江、この辺も加えて、お金がないという

なんかであれば、それは国だけに要請してもできないと思うんですよ。

今、地球温暖化の中、なかなか大変なときでありますね。その観点を踏まえて、今後、町所有の今の空き地もあるわけですよ。そういう感じの中、やっぱり今年配の方も多いし、やっぱりいろんなプールでは活用できると思うんですよ。そういう感じで、町でプールを造ったほうがいいのかなと思うんで、その辺の中の町の考えをお聞きしたいと思います。

以上5点、よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 紺野豊議員のご質問にお答えをしたいと思います。

国道114号の道路拡幅及び整備についてであります。国道114号につきましては、議員がご承知のとおり、古くから双葉地方と県都を結ぶ重要な路線として、また、震災後は復興道として多くの役割を担っているところであります。

私も県議時代には、この復興道路をしっかりと整備していかなきゃいけない、そして、道路というのは自分のところだけで整備が進んでもこれは担うことができない、総合的な整備が必要であろうということで、当町にあっては震災前に早い段階で、若干の大柿ダム等を加えた114号の整備が進む、また、この知命寺の近傍のバイパス等も拡幅、権現堂の拡幅等が進んでまいりましたけれども、今現在、私は114号整備期成同盟会の会長もさせていただいております。

そんな視点から、町としましても県に対し平成27年度及び令和元年に整備に関する要望を行っており、津島地区の櫛平工区においては令和元年度から部分的に工事が始まっております。現在、完成に向けて工事が進んでおります。つまり、川俣工区終了後、当町の浪江の114号が今現在整備なされている状況であります。

今後におきましては、浪江駅周辺整備事業やF－R E I立地などにより、114号の役割はより一層重要となってくるものと考えております。国・県とこの重要性については認識をしているところであります。引き続き県と要望を、しっかりこれらについて共同しながら要望してまいりたいと思っております。

その他の答弁については、担当課長より答弁をさせます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 事項1の（1）国道114号の道路拡幅及び整備についてのご質問にお答えいたします。

国道114号の浪江インターから知命寺までの区間におきましては、

県道114号からF－R E Iへのアクセスや現道の状況について既に県と協議を始めております。来年度、F－R E I周辺の道路整備計画策定を予定しておりますので、引き続き協議を進めてまいります。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 先ほどの答弁におきまして、県道114号からF－R E Iへのアクセスと申し上げましたところ、正確には国道114号からということでございますので、訂正をお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、大きな2番、町有固定資産についての（1）町営住宅等を解体して更地にした土地の利活用についての①番、現時点ではどのように考えているのかのご質問にお答えをいたします。

解体された町営住宅の敷地の今後の利活用につきましては、現在のところは具体的な利用用途は定まってはおりませんが、公共事業用地としての利用を検討しております。

②番、今後の方針についてどのようにされるのかのご質問にお答えをいたします。

今後、F－R E Iの施設整備やそれに伴う周辺環境整備、そして、浪江駅周辺整備事業の進捗などにより、民間事業者等からの土地の活用の需要が高まることも考えられます。そうしたことも踏まえながら、今後、全庁的に未利用地の利活用について共有・検討をしていくとともに、除草等の維持管理費用の負担の面も踏まえまして、利用見込みのない土地については売却も視野に入れて検討していきたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 続きまして、大きな3番、行政区について、（1）行政区の見直しについて、①いまだ見直しがされていない中、行政区との協議の状況についてのご質問についてお答えをいたします。

行政区の見直しに係る行政区町会での議論は、全町避難をしていた平成28年まで、平成29年の町内の一部避難指示解除、令和3年の帰還困難区域の一部解除と節目ごとに様々な意見がございました。

津波被害の顕著な沿岸部の行政区、また帰還困難区域の行政区からは存続が難しいという意見もございましたが、ふるさと再生や絆の維持といった理由から、現在まで行政区の再編は行っておりません。その中で、町としては、区長会の皆様との議論など慎重に対応してまいります。

続きまして、②今後、町としてどのような対策をされるのかのご

質問にお答えいたします。

令和5年9月議会の認定第1号、決算の認定の際に、山崎議員から行政区の見直しについておただしがあり、その際、吉田町長より答弁させていただいておりますが、現在、当町は帰還困難区域を多く抱え、特例で住民票を置いたまま避難している状況から、軽々に今見直しをするという考えは持っていないこととお話しさせていただいております。

その上ではございますが、現在、残された帰還困難区域についての検討を国と共に進めており、2年後の令和7年度は浪江町復興計画（第三次）及び政府が定める第2期復興創生期間の5年目という節目を迎えることから、今よりも様々な見通しが立つことが予測されます。

このような状況の成熟を待つことも大切であると考えており、改めて行政区見直しに向けた機運が高まれば、議員の皆さんとご相談いただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、大きな4番、町内の居住人口について、（1）将来人口の目標達成についての①2035年の約8,000人の目標人口についてどのように達成していくのかというご質問にお答えをいたします。

F－R E I が本年4月に開所し、施設整備に向けた準備が進むとともに、町といたしましても、駅周辺整備事業の進捗や浪江町国際研究学園都市構想の策定など、町を取り巻く環境の変化に対応すべく取組を現在進めているところでございます。

こうした環境の変化に適切に対応しながら、2035年までの目標である約8,000人の居住人口を達成するため、復興計画（第三次）の後期計画策定に向けた施策の見直しを行い、「夢と希望があふれ住んでいたいまち住んでみたいまち」の実現に向け、より住みやすいまちづくりを進めることが重要であると考えております。

先ほど町長からの行政報告にもございましたが、「住みたい田舎ベストランキング」では浪江町は高い評価をいただいておりますが、住み心地、住みやすさも重要な視点と考えております。今後は、こうした視点でも評価をしていただけるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、私のほうから、大きな5番

の町営プールの設営についてのご質問にお答えいたします。

町所有の空き地に町営プールを整備する考えですが、利便性を考えますと町内にあったほうが議員おただしのとおり住民サービスの向上にもつながると考えておりますが、プールの整備につきましては、長期的な視点で住民の健康増進や地域のスポーツ振興などにどのような価値をもたらすのか、また、建設費や維持管理費などの財源の確保など具体的な検討を図らなくてはならないと考えております。

まずは近隣市町村のプール施設の利用状況や経営状況等の調査を行いながら、町内でのプール整備については慎重に検討していきたい考えでおります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 今の課長の答弁に加えさせていただきます。

紺野豊議員の質問の中で、当町だけではなくて北双という表現で双葉、大熊の共同施設、公共の共同についてのおただしもありました。

これらについては、今この3町でありますけれども、それぞれ復興の状況の中で様々違いもございます。ただ、議員がおただしのとおり、今の町民の帰還、そしてお暮らしをいただいている町民の数からすると、当然この当町だけではなくて近隣町村のお考えも含め入れた公共の共同も必要かと私は考えております。

相手方がおりますから、私がこれ以上踏み込んだ答弁はできませんが、ひとつご理解をいただくようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 1点だけ再質問をさせていただきます。行政区についてなんですけれども、平成29年の3月31日現在、旧浪江でいえば権現堂、川添、上ノ原、樋渡、牛渡、高瀬、ここは解除になる。大堀管内だと浪江の中では酒井とかありますけれども、あと、幾世橋関係も取りあえず解除になった。

私が言いたいのは、7年たっている、解除から。希薄になっていきますね、隣組とか。町のほうも、実際郵便関係、今の感じの中、財源的に災害交付金とか加速化交付金とか使っているからいいんですけども、やっぱり解除した段階の部分から、やっぱりできる範囲の中から、例えば幾世橋とこの役場近辺とかいう中のつくりとか、何か統合しながらできると思うんですよ。そういう分も、何年たって

も町の形じゃうまくないと思うんですよ。今から実際解除になって、最終的に2030年代という話をしているわけですから。それで回ったらみんな年を取ってしまう、はっきり言って。そういう段階なんで、今の感じの中、やっぱりつくるべきというか、やっぱり見直しをできる範囲からするべきなんですよ。大体、固定的にはもうできませんから。

あとは、今移住関係で動いているかも分からないけれども、そこまで待つ段階よりは、できる範囲の中からすべきかなと考えますので、その辺の検討をよろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 紺野豊議員の再質問にお答えいたします。

解除後から7年というようなお話がありました。この当町は双葉郡の中で一番広い面積を持って、人口も郡内では一番多い人口でありました。今の震災後を比較すると、いまだ現在、帰還困難区域というものは広野、楢葉町を足した面積であります。東京ドームにして約3,500強を超える面積が今帰還困難区域であります。

7年というお話がありました、当町の今の復興の現状はまだまだ途上であります。町長として、町として、総合的にこの復興の進め方を判断しながら進めているところであります。

今おただしの公共について、施設についても、議員のおただしのとおりではあります、今の当町の復興の進捗に合った、当町に居住をいただいている、これから帰還をする、そして、これから当町に移住をしたいというような町民のニーズにお応えをしながら、今議員のおただしのとおり検討をしながら復興に進めてまいりたいと思っております。

加えて、当町の復興軸は、令和8年のまち開きに向けて、駅周辺含めて様々今動き出しているところであります。今後は目に見える形で復興が町民に示されるものと考えておりますので、ひとつご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 再々質問はありませんが、2点ほど町長にちょっとお聞きしたいことがありますので、回答できる範囲内でお願いします。

まず1つ、当町が令和5年度「住みたい田舎」人口1万人未満の中で全国1位だった。若い者も実際随分あると思いますけれども、とにかくすばらしいという感じは分かります。私もすごく町の努力が実ったんだな、そんな感じはしています。しかし、実際、住みた

いまちというよりも、やっぱり住みやすいまちづくりが一番大事だと思います。

東北の関係で今回出た分なんですけれども、宮城県が大体10位以内に入っています。福島県では郡山市が一番いいんですよ。やっぱり環境的なものをつくっていくのが一番大事ね、住みやすい。まず、人が集まるということは、住みたいまちがいいんですよ。住みやすさがなければできないということなんで、その辺はやっぱり十分に考えながら、やっぱりまちのためにやってほしいなと思います。それが1点。その部分、町長はどんな考えをしているのか。

次に2点目。

町長さんにおかれましては、平成17年から16年間県議を5期やられて、転身されて町長になったと思いますが、双葉郡は一つだという解釈の中でずっと町長をやってこられた。

〔発言する者あり〕

○2番（紺野 豊君） 議長、どういう考えの中で来たかという感じの中なんです。時間があつたんで、再々質問じゃないんですけども。

〔発言する者あり〕

○2番（紺野 豊君） じゃ、その1点だけお願いします。

○議長（平本佳司君） 紺野豊君に申し上げますが、質問通告にございませんでしたので、通告に従ってやっていただければと思います。

答弁あれば。

町長。

○町長（吉田栄光君） ご質問の関連で、ある意味移住を含めた浪江の住みよさと。それは、私の考えでありますけれども、今の2,000強の浪江でお暮らしの町民の方々の中で、3割の方々は移住者になってまいりました。これは非常に移住者というのはありがたいことで、我々もそれに力を入れた施策を展開しているところであります。

私、こういった話も伺いました。浪江では働く環境が整いつつある、そこも魅力なようであります。そして、温暖な気候も魅力です。請戸漁港から揚がる魚もおいしいです。農業も回復してきました。自然の恵みがある意味たくさんあるというふうなところであります。

そういった観点から、非常にそういった生活環境や自然環境が整ってきた当町でありますけれども、それに加えて、町民の方々の復興に向かうその熱意が感じられると私は思っております。ある意味、チャレンジであります。当町に來ると復興を含めた、それぞれの若い世代の方々がこの当町に來てチャレンジをしたいというようなお考えもあるようであります。

多岐にわたって様々であります。今後は、今、震災前の町民で

あった町民の方々、そして移住された方も大切な町民であります。これから、今帰ってこよう、帰還しようという多くの町民もおられるかと思います。様々ありますけれども、町民全てが家族のような形で協働できる、そんな浪江町を想像しておりますので、ひとつご理解をいただければと思っております。

以上です。

○2番（紺野 豊君） どうもご清聴ありがとうございました。終わります。

○議長（平本佳司君） 以上で、2番、紺野豊君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。
13時まで休憩します。

（午前 11時13分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 1時00分）

◇ 佐々木 茂 君

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君の質問を許可します。
8番、佐々木茂君。

〔8番 佐々木 茂君登壇〕

○8番（佐々木 茂君） それでは、8番、佐々木茂です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、F-R-E-Iについて再度、いろいろ質問をさせていただいているんですが、町の対応方法についてご質問をさせていただきたいと思います。

F-R-E-Iの山崎理事長が私たちの前で講演をさせていただいた時のことなんですけれども、まず1つには住宅政策について、理事長側がやはり集合住宅でなくて戸建ての住宅を望んでいるような発言をされました。しかし、この集合住宅よりも戸建てのほうがいいというのは、確かにそれは研究者の生活とか、この浪江町に住んでいただくよさとか、住みよいか暮らしやすいとかいろいろ問題があるんでしょうけれども、そのために町としてどのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） それでは、ご質問にお答えいたします。

F－R E Iに確認しましたところ、理事長からは地域住民のコミュニティに交ざれるような住宅を求めたい旨の発言をしたとの回答がございました。このような中、現状でF－R E Iより戸数や世帯構成など具体的な需要が示されていない状況でありますので、公民による住環境の取組を進めるために早期に見通しを示していただくよう、本年1月の新産業創出等研究協議会において意見を述べさせてもらったところでございます。

今後ともF－R E Iとの情報共有に努め、住宅需要を把握してまいります。その需要を基に、民間事業の力も借りながら、引き続き職員や研究者向け住宅等の施策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 確かに分かることは分かるんですけども、戸建て住宅を造る場合は、やっぱり土地の区画整理だとか用地買収とか、あと四、五年後にもう開設されるときは職員たちが浪江町にあふれるようになるわけでありますから、準備をするとしたら今から準備していかないと私は間に合わないんじゃないかと。

成井副町長のほうからは、民間活力とか不動産会社さんとかそうした民間の力を借りて何とかしていきたいという話はあっても、F－R E Iも悪いと思うんですよね。こういう形でいきたいというならいいんです。25ヘクタールぐらいの土地で14ヘクタールしか使わない、あと9ヘクタールぐらいどうするんだといったら、空き地のままだ。そしたら、沖縄のO I S Tのように、あそこに集合住宅をどんと建てて、当面、研究者とかその家族が生活できるような、そういう集合住宅でも私は悪くないんだろうと思います。

将来的に研究所が広がっていくための担保として10町歩近く残しておくのであれば、担保とするのは小野田地区のちょっと奥とか谷津田だとか酒井とか、そういうふうに研究所、施設が広がっていくというのだったら私には納得できるわけです。

戸建て住宅を造って今から分譲していくというのは、空いているのは上ノ原と酒田と西台、あと川添地区ですか、こんなところしかないんだろうと私は思いますね。ですから、来たらすぐというわけにはいかないんだろうと思っていますので、そういうところはやっぱり職員の皆さんの英知を結集されて邁進していただければ、真摯に取り組んでいただければなと思っていますので、そういうことはやっぱりみんな共有していただきたいと、こう考えております。

続いて、教育政策について伺いたいと思います。

F－R E Iでは約3分の1が外国人の研究者を想定されているこ

とは皆さん承知だと思います。私は、もう3分の1は誰かという、海外の大学や研究所で働いている方が日本に帰ってきてF－R E Iに勤めていくんだらうと想定しています。要するに、3分の2は、何らかの形で国際的な研究機関やそういうところで活躍されている方々が浪江にやってくるんだということを考えています。

そこで、復興庁の寺崎さんですか、前にも質問させていただきましたけれども、私はインターナショナルスクールのようなものを浪江に設置したらどうかという話をしました。そしたら、今のところ創成小・中学校のほうでお世話になればいいんじゃないかというような話もしていたかと思います。

しかし、併設というか、インターナショナルと創成小・中学校を併設するということのほうが私は大事ではないかと思います。要するに、英語だけならいいんですが、多言語にわたる場合は、教職員のマンパワー、これでは対応できません。ですから、私は国内のあれと国際教養科でも何でもいいです、教育科でもいいですから、そういう形でインターナショナル的なスクールの併設というものを、今から準備していかないと今日あしたにできるものじゃありませんから、これは必要だと前にも私は質問しています。

検討します、勉強しますだけじゃなくてそろそろ、もう今年から一部研究が始まっていますから、そういう形で造るべきだらうと思っています。

3月2日の新聞で皆さんご存じだと思いますが、双葉町はもうF－R E Iの子供たちを我々は受け入れるんだということで、国際的教育に特化した教育を行いたいと、こういうことをもう新聞紙上で発表しています。誰の力を借りた、文部科学省の力を借りてやるんだということまで発表しています。要するに、私たちがここできなかな前に進まなくてどうしようとしている間に、他町村がもうF－R E Iの職員の誘致というんですか、住宅を確保したり教育を確保するんだということで動いていることも事実なので、乗り遅れてはならないんだらうと思います。

やはり教員の質の向上、これも図りながら、インターナショナルということで国際的に子供たちも外国の子供たちが入ってくることによって、この町の教育程度が非常に上がってくるんだらうと思っています。

前にも私も言いました。紺野豊議員も言いました。浪高の跡地に高校を誘致したらどうか。これは教育長の答弁では、双葉郡の教育長会議や県のほうにこういう話があったよと伝えるというふうな話でも答弁でいただきました。しかし、このままずるずるといったんで

は手遅れになってしまうかもしれません。

町長も、この町を維持して長く人口を増やす政策の中で、この町に若い人が残ってくれるためには、やっぱり高等教育機関がこの町には絶対必要だと。小・中学校で切れて、いわきや原町、相馬のほうに子供たちが行ってしまうようでは、ふるさとに帰ってくることはほとんど不可能です。

やはりインターナショナル、国内と併設して学校を造っていくというと、インターナショナルであれば県内外からどんどん子供たちが来ますよ。そういうことまでやっぱりよく考えて、教育行政のほうをしっかりと前に進めていただきたいなと思いますので、この件についてお伺いします。

○議長（平本佳司君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、外国籍児童・生徒の受入れ体制を整備するということ、これは必要なことでございます。

文部科学省の通知等においては、公立の小・中学校、義務教育学校に就学を希望する外国人児童・生徒に対しては、教科書無償配布含めまして、日本人の児童・生徒と同一の教育を受ける機会を保障することとしております。

なみえ創成小・中学校におきましても、これらを踏まえ、これまでも外国籍の児童・生徒を受け入れ、通常の学級での指導とともに福島県国際交流協会等と連携しまして、関係児童・生徒の母国語を交えながら外部講師による日本語等の指導や支援をしてきたところであり、また、現在も継続しているところであります。

今後、県内外での外国籍の児童・生徒を多く受け入れている市町村の取組も参考にしながら、状況に応じた教職員の配置等、受入れ体制についてさらに検討を進めるとともに、様々な外国籍の児童・生徒を交えた多様な文化の相互理解等、国際化に対応した教育をより一層進め、特色ある学校教育のさらなる充実につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

確かにご尽力されているこの姿は、私は評価させていただきたいと思っておりますけれども、ただ、3分の2ぐらいが外国での生活をされた研究者、特に若い研究者がやっぱり外国でも有能な成績を残されているんだろうと思います。

そういう方々が日本で生活するわけですから、その子供たちが義

務教育課程だけでいいのかという考え方もありますし、日本の習慣や文化を学んで、日本語を学んでいただくということも大事かと思えますけれども、やはり英語で全て教育されるということで、インターナショナルスクールというものをやはり浪江に造ることによって、県内外から多くの子供たちがこの浪江に学びにやってくるということを私は想定しているからこういう質問をしているんであって、やはり今日あしたにできる話ではございませんので、やはりF－R E Iの進捗と同様に検討して、課題として取り組んで、双葉町に負けないという私の考えもあります。

ただ、3月2日の新聞ですけれども、私、一般質問の通告をしたのは2月26日ですから、双葉町のまねをして、新聞記事を読んだからこういう質問をしているわけでもございません。そういう私は意識を持って、教育行政にしっかりと生かしていただければということで質問をさせていただきました。

あともう一つ。F－R E Iの山崎さんの話ばかりして申し訳ないんですが、浪江に医療施設があったらいいよねというような話もされました。しかし、町長は3町広域での大野病院の建設のほうに力を注いでおりますけれども、やがては民間病院の誘致とかそういうこともやっぱり考えていかなくちゃいけないんだろうと思います。

ただ、緊急の場合は別としても、F－R E Iの中に産業医と言われる方が駐在することも多分事実だろうと思います。例えば、今日あしたそういうものができなければ、それも町民に開放していただくとか、いろんな案はできるかと思います。

そういうことで、F－R E Iをにらんで、町民人口が増えていくということで、医療施設の誘致等に関わる問題ですけれども、そうした計画はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

町内の医療施設につきましては、現在開設しております浪江診療所におきまして、診療科目である内科、外科、整形外科、小児科の診療体制維持のため、医師や医療スタッフの確保に努めますとともに、訪問診療、院外処方、オンライン診療などの活用も併せて、町内の一次医療の安定と充実に努めてまいりたいと考えておりまして、新たに医療施設を造る考えはございません。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 現在、二、三人の先生で回しているんだろうと思います。この程度の診療所では、総合医と言われるようなお医者さんでなければいろんな面で不可能だろうと私は思っています。

言葉だけ羅列していくようでは、この浪江の医療の充実を図ることは大変難しいんだろうと思います。1人で何人もこなして、診療もする、訪問医療もするとかいろんなことを想定はされますけれども、不可能です。

やはり病院とは言いませんけれども、それに見合った診療体制というものは私は必要なんではないかと思っています。

震災後13年たって、やっぱり皆さんいろんな土地に行って、豊富な医療施設やそういうところにもうかかっているわけですね。ここに帰ってきて、浪江に帰ってきて、不安で不安でしょうがない。一旦帰ってきててもまた戻っていく、こういう過程をたくさん見ています。やっぱり私は浪江町として、公設民営でもいいから、やっぱり10人ぐらいのお医者さんが駐在していると、いるというような体制を将来にわたって考えていく必要があると思います。

だから、皆さん、浪江町に帰ってくる人がいないというのは、そういう医療とか介護施設とかいろんな面がありますけれども、総合的にそうした問題をやっぱり頭の中に入れていく必要があるんだろうと思います。今日あした造れと言っているわけじゃありません。しっかりその点を考えていただければと思っています。

次に行きます。

確かにF-R-E-Iで3分の1ぐらいは外国人の研究者を予定されていると言いますが、やはり私としては数学の得意なインドの方々とか、やっぱりムスリムというかイスラム系の人たちも多くなるんだろうと思います。

イオンがあるけれども、イオンのコーナーとよく相談されるか、そうした外国人に浪江町に住んでいただくわけですから、やっぱり食料の確保でいわきに行かなくちゃいけない、仙台に行かなくちゃいけない、東京に買物に行かなくちゃ、こういうことでなくて、こうした配慮を何らかの形で町はできるのかどうか、それをお聞きます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

F-R-E-Iでの研究活動には外国人の方も多数参加されることから、町内に滞在される外国人の方も増えてくると考えております。

ご質問のこれら外国人への食材確保についての対応については、ニーズが高まり、そうした要望が増えれば、町としても事業者へお伝えしたり、事業者自らも要望を聞く機会を設け、その声を反映した商品展開をしていただくよう町としてお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

やはりそういうふうにして前向きに要望等を聞きながら取り組んでいただけるということで、安心しました、よろしくお願いします。

次の質問に行きます。

産業振興策ということを質問いたしますけれども、現在の水素研究はどれぐらい進んでいるのか、私たちには分かりません。伺いたいと思います。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

水素事業については、まず作るという部分、それからためる、運ぶ、それから使うという部分で、それぞれステージがあるかと思います。それぞれの水素を造る、使う、運ぶ、ためるについては、それぞれ技術は確立はしていると思います。

今現在は、それらをいかにつなげて安定的に安価にできるか、そういったものを課題として、多くの実証事業がこの町内で行われているということで認識しております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 大体は分かりましたけれども、細かくは理解していません。

まず、水素の実証試験場が棚塩にあるわけでありましてけれども、何回か私以外の方もお聞きしたと思いますけれども、企業製造、生産の企業誘致などを考えているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

あらゆる分野で当たり前に水素が活用されるまちを目指す中で、産業分野においても水素を活用いただきたいということで考えております。

他方、国内はもとより世界的にも水素エネルギー市場がまだまだ成熟しておりませんので、水素を活用したいという企業の誘致を推進するだけでなく、その企業に対して価格競争力のある水素を安定的に供給できる環境を構築することが最も重要だと考えております。

引き続き、需要家に水素エネルギーを選んでいただけるような供給環境の構築を進めながら、並行して企業誘致につなげてまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 棚塩では東北電力、東芝、岩谷産業が中心になって研究されているとお聞きしておりますけれども、岩谷産業はオーストラリアで水素を作って日本に運ぶ計画で、船までもう川崎重工を使って運ぼうとしていますね。ということは、ここで知見だけ得て、研究成果だけ得て、それをほかに活用しようと、こんなふうに考えています。多分、そう思っています。

それと、県内では郡山の保土谷化学さん、昔、軍需工場だったんだけど、保土谷化学さんも水素を作ると、そういう動きもあります。あと、三菱重工業、これが兵庫県だと思っておりますけれども、高砂水素パークというものを建設しております。ここで水素を作るといって、25年度完成と言っていますので、それ以降、横の水平展開をされていくんだろうと思っています。こういう情報はつかんでいますか。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 様々な地域においても、水素社会実現のために生産活動を行われるということは聞いております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） せっかく世界最初なのか国内最大なのか、ここでは実証試験場があります。やはり水素もここまで頑張ってきておりながら、その水素を生産する工場を、まだまだ土地は空いているわけですから造っていくべきではないのか、誘致に向けて、誘致とか、そういった三菱重工が関西でやるなら東北にも造ってくれよとか、そういう動きもできるし、保土谷化学にあんな郡山の駅前で行っているんじゃないかと私は考えています。やる気の問題です。

続きまして、復興牧場について、後で環境の面でもお話ししますが、現存、入札も終わりました。工事も着工しました。ここで一つだけ、考え方の違いか、あの図面には入っておりませんが、私たちが復興牧場、町営牧場という呼び方をされておりますけれども、入り口に管理棟があって、中に牛の牛舎があるというだけでは、これ、何のための施設なのか分かりません。

それで、やはり私なんかはそこら辺を遊んで歩くとき、ドライブしたり行くとき、南ヶ丘牧場とかそういうところに行きます。あと、日光でいえば光徳牧場、そういうところに行きます。そういうところでハンバーグを食べてきたり、あとは牛乳を飲んだりアイスクリームを食べたり、そこに池なんかがあって公園的な、ヤギや羊に餌をやったり、そういうことができますので、そうした、似たような

施設かもしれませんが、町民がそこに行って憩いの場となるような商業施設等の設置、そういうのを考えているかどうかお伺いさせていただきます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

本牧場は、福島再生加速化交付金の中の営農再開に向けた農業用施設整備のメニューを活用して整備いたします。このため、酪農業再生を目的としており、町民や観光客が立ち寄り飲食できるような観光施設の整備は対象となりません。

一方で、開催日を限定して町民に開放するイベントの検討は可能ではないかと考えてございます。

まずは酪農業の再生に向け、牧場の経営を軌道に乗せることに注力してまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） しゃくし定規な答弁だろうと思いますよ。こういう施設ははっきり言って、私から言うと迷惑施設です。環境アセスメントもやらなければ大規模開発申請もしなければ、あくまでも浪江町が利用されたと、私はそういう施設だと考えています。

なぜそう言うかといいますと、町営牧場って町民のための牧場でしょう、経営は全酪連とか県酪連がやろうがやるまいが。これであれば、産業振興のために、ただ牛がここで何をしていくんですか。ただ牛乳をしぼって、牛乳を関東圏に出荷する。違うでしょう。

私たちは子供のとき、わざわざ宮城県の蔵王に行って、蔵王印の蔵王牛乳ですか、あそこのプラントに行って牛乳を飲ませてもらったりして、牛乳の製造工程を見せていただきましたよ、私。あれは小学生のときの育成会です。やはり牛乳をそれだけ生産するのであれば、現実的にそれだけになれば、チーズや牛乳やその他もろもろの乳製品を作る工場の誘致をやっぱり本気になって考えていかないと。

いろんな雑多な工場ばかり集めてきて、寄せ集めて浪江町は復興しましたなんてやったって、こんなの私は理由にならない。今ある力をやっぱり水平展開していく。ここで牛乳を作って、その牛乳を運ぶ運搬車がこの高速道路まで行って、東京、関東圏まで行くんですよ。こんな無駄な、ここはカーボンゼロでやるんでしょう。こんな排気ガスをまき散らしながら関東圏に牛乳を運ばなくちゃいけない理由なんて一つもない。

やはり町民のための憩いの施設や、近くに、だって本宮に協同乳

業があるでしょう、県酪連とグリコの協同乳業。何で浜通りにないんですか。高速道路が通っているんですから。浪江じゃなくてもいいですよ。双葉町に造ってあるとかお互いに造るとか、それは構いません。浪江町だけに存在できればいいという考えは捨てていますから。近隣に造ればいいだけの話です。やっぱりそういうものを私は誘致すべきだろうと思います。トータル的に物事を考えないと、私はいけないんじゃないかと思っています。

続いて、もう一つ。

私は選挙に弱いものですからしょっちゅう落ちていましたけれども、震災後、原発の棚塩の用地を町に寄附する、そこまではよかった。私が常々考えているのは、原発であれば棚塩の用地にはLNGを使った火力発電所が必要だろうと、そういう考えでずっとおりました。

しかし、せっかくの用地を、火力発電所を造ることなく復興牧場や製材のプラントとかいろんな形で利用されているようでありますけれども、やっぱりいろいろ開発のために苦労して、職員の皆さんが汗を流すのであれば、やはりここは火力発電所のプラントで決まりだったのではないかなと思っています。そうすると電源三法の交付金も入りますし、放射能を流すわけではありませんので、この浪江町は安定した豊かな町になれるはずだったかもしれません。

そこで、東北電力は現在上越市に、今コマーシャルでも流しているようでありますけれども、LNGを使った火力発電所を造りました。ここは、実は東北電力は新潟の東のほうにLNGを作るプラントがあるんですよ。そこから米沢を通過して、仙台港までガスパイプラインを流しているんですよ。あそこの新潟から長野県の松本まで行っているんですよ、LNGのパイプライン。

相馬から、仙台でもいいですよ。あそこから浪江まで来るなんて、パイプラインなんかもう水道管を引くより簡単なんですから。なぜこういう情報をキャッチできなかったのか。これについてちょっと不満なので、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

東北電力の旧浪江・小高原子力発電所予定地でありました棚塩地区の用地につきましては、浪江町復興計画（第二次）に基づく事業の用に供するため、平成29年2月に東北電力から町が譲り受けたものでございます。

当該用地につきましては、浪江町復興計画（第二次）においては雇用創出エリアと位置づけておりまして、福島イノベーション・コ

ースト構想に基づく活用イメージとして、ロボットテストフィールド、国際産学官連携拠点、エネルギー関連産業プロジェクト、農林水産プロジェクトなどを掲げておりました。

また、当町は再生可能エネルギー等の導入やスマートコミュニティーの整備等を推進することによるエネルギーの地産地消の仕組みづくりを推進しており、火力発電所につきましては、当町として検討したという経過はございません。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 要するに、情報が取れなかったということに尽きるかと思います。ただ、イノベーション構想の中でそういうふうに位置づけるというのは、それが先行しちゃって、本来こうした大型プラントをこの浪江町に誘致するという頭がなかったような人たちの集まりでこういう計画がされたんだろうと私は考えています。

やはり情報パトロールというんですか、産業パトロールというんですか、そういうものにやっぱり常にアンテナを張るというこの姿勢が私は大事だろうと思っています。ですから、先ほども申し上げましたように、三菱重工の水素パーク、こういうものとか、保土谷化学も申し上げました。結局、そういう情報をつかんでないから、ほかがやっているのに、この浪江町はそういう資源がありながら使い切れない、こういうところに大きな問題があると思います。もう少し、私は残念だけれども勉強をしていただきたいなと、こう思っています。

簡単なんですよ。ユーチューブを見ていると何でも出てきますから。我々が知らないことをタイムリーにどんどん流してきますから。そういう形で結構ですから、やっぱり乗り遅れないように、有効な資源を生かすという考えから産業の振興策につなげていただきたいと思います。

いくら町長が東京に行って産業の誘致の説明会に行って頭を下げてきたって、まとまった企業というのは、大きな企業というのはなかなか進出をしづらいんですよ。やっぱりこの資源を生かすというか、資源と有機的に結びつくような、そういうような方法で町を盛り上げていっていただければと考えております。

3問目に行きます。

環境問題です。

復興牧場が、入札も終わり、建設が始まりました。それについて、住民説明会というものがいつ行われたのかについてお聞きしたいと思います。

まず、請戸の漁業者に対する説明会というものを開きましたかということが一つ。幾世橋についても、後日我々が議会で承認した後、幾世橋、北棚地区ですかね、住民説明会等が行われたとは聞いておりますけれども、どういう質問が出たのかも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

本牧場整備における周辺住民への説明につきましては、隣接地区となる北棚塩地区、南棚塩地区、南相馬市浦尻地区を対象に地区ごとの説明会を令和元年から行ってまいりました。

なお、相馬双葉漁業協同組合につきましては、令和元年9月と令和元年2月及び3月の計3回説明を行っております。

本牧場から排出する排水を水質汚濁防止法に定められた基準値以下に浄化处理することを説明し、ご理解をいただいたと考えております。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） そのとき、例えば、後でも質問しようと思ったんですが、1日300トンの処理場排水というんですか、それと200トンの合併処理水というんですか、今度は、これを排出することになっておりますけれども、これが海に直流で放流されるというお話は請戸の皆さんにご説明されましたか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

先ほどもお答えいたしましたけれども、牧場から排出する水に関しましては、浄化設備でしっかり法律で定められた基準値以下に処理をして、適切なルートを通して海まで排出されると説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 多分、どのような処理の仕方とか量の問題は絶対出ていないと思いますよ。その後設計したわけですから。

私は、やはりもう一度詳しく請戸の皆さんに説明会を開いて、300トンの汚水を棚塩地区で流すよという話でご意見を伺ったり、これからいろんな問題が出てきます。これを説明会で説明するべきだろうと思っています。

また、1日300トン近い水がくみ上げられるということなので、周囲に及ぼす地盤の沈下とかそういう問題はないのかどうか。ただ年間通してずっとこの地下水が確保できるのかどうか、それについて

てお伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

牧場で使用予定の井戸の最大可能揚水量は1日800トンから900トンとなっており、牧場で使用する地下水は1日約300トンです。

また、周囲の地盤に対する影響ですが、最大可能揚水量に対し、適正揚水量は1日400トンから500トンとなっております。牧場で使用する水は1日300トンとなっておりますので、周囲の地盤に対する影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） それでは、この中で汚染についてなんですけれども、実は私、室原の豚のあれで相当苦労したことがあります。臭いが半端じゃないし、川にも夕方になると汚濁水というか汚水が人をだますように放流されていたことも記憶をしています。調べにも行きました。処理能力以上に頭数を飼っていたという事実も判明しております。

その中で、やっぱり牛から出るメタン、吐きますね。牛は4つの胃袋を持っているんですけども、メタンガスというのは調べたところによると二酸化炭素のもう25倍地球温暖化に貢献するそうです。私は、この牛の牧場を造った時点で、既にカーボンゼロのまちづくりなんていうのは、こんな看板はぶん投げたほうがいいような気がしておりました。

そうすると、合併浄化槽で、当然牛舎内の消毒液が流されるんですが、合併浄化槽で果たしてそれが取り切れるんだろうかと。私は不可能だと思っています。汚れたものは取り除けるとは思いますが、薬品等を分解するような合併浄化槽なんて聞いたことがありません。処理場としてもあまり、何を処理する、ふん尿だけの処理ならいいんですけども、やっぱり掃除した汚水というか、それも処理施設に入ってくるんだろうと思っています。

こうした水から、北棚というのはホッキ貝の漁場です。カレイやヒラメ、メバル、その他の魚の産卵、遠浅ですから産卵場所でもあります。しかし、このまま放流したのではそうしたものが消え失せるというふうに考えています。

あと、牛は雌牛ばかりを中心に飼うわけですから、環境ホルモンもあります。海の生物が全部雌化していきます。要するに、産卵能力がなくなってくると。これも何度も私は質問させていただきませんが、その都度の答えはうやむやというか曖昧でした。

だから、そういうことのおそれのために、私はこれ、浪江町営牧場という名前を借りた駄作じゃないかなと思っています。それはなぜかというと、環境影響評価、アセスメント、これを書かないようにしたんじゃないかというふうな私は悪い考えを持っています。いいか悪いかは別としても、そういうことがありますので、漁業者に迷惑がかからないように、それで、常に海の状況を町がしっかり把握する、研究所でも誰でもいいでしょう、これをやってもらわないと、請戸は南の放射能の処理水の捨て場になって、北は牛の処理水、排水の捨て場になるんだよ。これじゃ請戸の未来なんて考えられないですよ。何が「常磐もの」ですか、「請戸もの」ですか。私はちゃんちゃらおかしいと思う。

あまり頑張り過ぎると、請戸の海が赤潮公害というのもあるかと思えますよ。あと、磯焼けとか。ですから、そういうことは、やっぱり町が一応町営牧場と名乗っている以上は、事業委託する全酪連や県酪連に対してもそうした影響調査を常にやれという命令を出すべきだろうと私は思っています。そのぐらいやらないと、私は心配で眠れない、そう考えています。

あと、堆肥。大体1日どのくらい出て、どのくらいこの浪江町で有効活用できるのか、残ったやつはどこに持っていくのか、それについてお聞きします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

本牧場は、耕畜連携による循環型農業の実現が一つの大きなテーマとなっており、牧場で生産される良質な堆肥が散布されることにより、農地の地力回復に効果的だと考えております。

今後、町内で飼料作物の栽培面積が増えるとも予想されておりますし、現在、営農再開が進んでいる水稻や野菜、そういったものにも活用を考えているところでございます。

年間、堆肥に関しましては1万2,000トン生産されるわけですが、そういったものを地域の農地に還元していきたいと考えてございます。

また、相双農林事務所と郡内町村及び関係機関により飼料生産・堆肥利用推進検討会が定期的を開催されており、堆肥の有効な活用に向け、関係者への意識調査に基づく課題の洗い出しや必要な取組について継続して議論されております。それらの議論も踏まえつつ、町内における散布体制をしっかりと整え、堆肥を活用し、地力の回復につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8 番、佐々木茂君。

○8 番（佐々木 茂君） なるべく有効活用して、これだけぶん投げられた土地活用のためにも、有効に地力の回復のために有機肥料として使っていただきたいという気持ちもあります。

ただ、一言、やはり先ほども申し上げましたように、堆肥置場、臭いの問題、ハエの問題、これについても十分配慮して、管理監督のほうの立場を貫いていただきたいなど、こう考えております。

続きまして、河川関係についての質問をさせていただきます。

そもそも河川は、高瀬川、請戸川を含めて、呼び方はいろいろありますけれども、これは二級河川です、県が管理する。一般質問で県のことをおまへはするのかという問題も私は認識しておりますけれども、現実的にこの河川を利用しているのは浪江町の間人です、川は浪江町を流れているわけです。これを聞かないわけにもいかないうような気がして質問に上げてみました。

まず、高瀬川、今一生懸命サケの育苗施設というんですか、それを建設していますけれども、上流に、葛尾の落合のほうに1,000頭の牧場があります。やはりここから処理された排水の問題があると思います。高瀬川に流れてくるのも事実です。高瀬川が富栄養化されて、将来的にはアユなど住めないような川になってしまう。イワナもヤマメもそうです。

先ほども申し上げましたように、排水の中には薬品が入っています。消毒液が入っていますので、稚魚の小さなものはほとんど死んでしまいます。なぜ私がそういうふうにして分かるかというと、大体私はハゼ釣りが好きで、下水処理場の下流ではほとんどハゼが釣れない。これ、みんな小さいのがいなくなっちゃう、死んじゃって。産卵しても全然駄目なんです。水を吸った途端にみんな死んじゃうから増えない、こういうことがあります。そして、富栄養化によって川が汚れてアユが住めない、こういう状況だってあるわけですよ。

だから、葛尾とどういう協議をされているのか分かりませんが、その対策等を含めて、他村に文句を言うわけにはいきませんが、やっぱりそういう場合の話合いというものもしっかりしていただきたいと思いますので、今後どのように対応されるかお聞きします。簡単をお願いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

葛尾村に整備された牧場について、葛尾村に確認したところ、法律で定められた排水基準に則って排水していると確認しております。

また、室原川・高瀬川漁協によると、葛尾村との間で水質検査の

年2回実施について協定を締結しているとのこと。

なお、毎年福島県により河川の水質検査も行われており、その結果は基準内となっております。引き続き、それら検査結果等のデータ確認に加え、室原川・高瀬川漁協と河川漁協と河川環境に関する情報共有を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） よろしくお願ひしますと言うしか方法がありません。

次の質問、室原川に関して。

町長も子供のときはこの川でアユを追っかけたりカジカを捕ったり、釣りもされたんじゃないかと思ひますけれども、ほとんど埋まってしまうました。川が今、二、三メートルしか川幅がないところもあります。それだけ埋まってしまうました。あと、佐屋前のほうなんです、今朝見たら水が結構流れていたような、たまっているような感じがしましたけれども、あそこも相当、掃部関から下流が埋まってきました。将来、大雨が出たとき、僕は佐屋前地区に越水するような気持ちがあります。これは大変危険だと思ひています。

さらに、その責任、例えば土地改良区なのか福島県なのか国なのか、あれは国営かん排で県が今管理しているだけです。ただ、使用するのは土地改良区。こうした川の問題について、どなたに責任があるのかだけでもお聞かせください。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

河川を管理している福島県富岡土木事務所の確認によりますと、請戸川で常磐自動車道付近より下流部の河道内の堆積土砂については、これまでも河道断面の確保に向けて河道掘削を継続的に実施しております。

なお、請戸川で大柿ダムから常磐自動車道付近の河道内の堆積については、経過観察してまいりますとの報告を受けております。

町でも、河川に異常があった場合は速やかに管理者に報告をしてまいります。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） それで、砂がたまっておりますけれども、この砂はやっぱり除去しなくちゃいけないんだろうと思ひます。金のかかることばかりで申し訳ないんですけども、やはり将来の洪水対策というんですか、このためにも、私は少し、一挙にやれなんて言ひていません。やっぱり年次計画を立てて、少しずつ上流側にた

まった堆砂を排除するというふうな仕事もありかなというふうに考えておりますので、そうしたことをやっぱりよくまとめていただいて、要望する場所があれば、町の当局というか皆さんに県や国なりにご要望していただければなと思っています。

私は、大きな原因は大柿ダムの砂まきだと思います。やっぱり定期的にダムにたまった砂、泥を放流しているんだろうと思います。それが一挙に緩やかな平地に下りてくれば、緩やかになるものですからそこに堆積してくるんだろうと思っています。これについて、ダムで年に何回ぐらい放流して、どのぐらいの量放流するのかわかりませんが簡単にお聞きしたいと思っています。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午後 1 時 5 4 分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 1 時 5 5 分）

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 質問にお答えいたします。

大柿ダムの構造上、ダムに堆積した砂の堆砂施設はなく、貯水池内に堆砂している状態であり、堆砂量を観測し、河川管理者へ報告しているとのことでございます。

○議長（平本佳司君） 8 番、佐々木茂君。

○8 番（佐々木 茂君） まだまだ質問はあるんですけども、時間がなくなってきましたので簡単に質問させていただきます。

質問書に上げておきましたけれども、室原というか家老の滝不動の上流にある砂防ダム、これももう50年たっています。ずっと焼却場というか、あそこから埋まっております、たぶたぶになった砂防堰堤が、果たして、その機能はもう果たせていませんけれども、構造上、耐力というんですか、能力があるかどうかもお聞きしたかったわけでありまして、これは内々的に教えてください。

それでは、次に移っていきます。時間ありませんので。

まず、浪江町の宝という木は津島松です。アカマツの正目の通った一本松というんですか、非常にこれは全国的に見て松の中でも優秀な木であります。やはりこれを何とか次の世代へ残していかなくちやいけないだろうということで、やっぱりこの保存をしっかりと考えていかなければならないかと思っています。考えておりますかどうか伺います。簡単で。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

津島松は、赤字木地区内の国有林内に約3.43ヘクタールの保存林が設定されております。震災後は、保存林の管理は手つかずの状態となっております。その一方、葛尾村の国有林及び福島県林業研究センターの敷地内に津島松の種から育てた松が植栽されております。

また、平成30年に南相馬市で開催された第69回全国植樹祭において津島松の種を植えたという実績がありますので、国・県と連携しながら津島松を継承していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 急いでやります。

津島に行く途中山を見ると、松が枯れていたり、ちょっと茶色くなって白っぽくなって、松くい虫だろうと思います。こういうものと、あとナラ枯れ病というか、雑木林にカミキリムシが穴を開けて卵を産んで、それが成虫となり枯らしていくあれですが、現状だけ、現状と対策を簡単をお願いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 避難指示解除区域につきましては、福島森林再生事業などを活用し、松枯れ、ナラ枯れした立木の伐採を行っておりますが、帰還困難区域の森林については、具体的な対策はできていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 急にできるわけではありませんので、やっぱりそれを見据えて計画的にその対策をしていただきたいと思います。

次に、私が昔から考えていること、林野庁の人にも私は強く言いましたけれども、山は放射能で汚染されてどうにもならない、表土を剥げば崩れてくるということで、手がつけれないというようなそぶいた話を農水省は言っているようでありますけれども、私は将来の寺社仏閣の建築材として300年の森を造成したらどうだろうという考えを持っています。そのために、間伐をしっかりとやって山を育てていくと。

実は、木曽のヒノキも一旦枯渇しまして、一生懸命造林をしておりました。あの街道を行くと一生懸命造林した跡があります。また、台湾からのヒノキの輸入も終わりました。

要するに、300年の森を造って、その森が放射能の影響がなくな

るのは、300年たてば誰も文句言う人はいませんから、そうした造成を政策の一つとして考えていただきたいなと思っています。

次に移ります。

太陽光発電、非常に景観が悪くて私は困っています。優良農地が次々太陽光のパネルで埋め尽くされようとしている。こののどかな誇りあるこのふるさとの風景、農村風景がほぼ失われつつあるかと思っています。そろそろ町はこれに歯止めをかけ、さらに条例をつくって止めなけりゃならんだらうと私は思っています。

先日の新聞でも、農業委員会の佐々木会長ですか、私と一字違いの会長ですけれども、苦悩に満ちた判断というか、進出されれば受ける、受けても断ることができない、ですから造ると。どんどん埋まっていきます。優良農地がどんどん太陽光パネルで削られていく現状について、私は腹立たしいと思っています。本当、壊すことはできないんで、器物破損で警察署に連れていかれるようなことはやりたくないんで、ただ、条例か何かつくってやっぱり歯止めをかけていかないと、農村風景が壊されてしまいます。破壊されてしまう。

これでは町がいくらいい、住みよい町をつくるんだと言っても、太陽光なんかで埋め尽くされた町の中で生活したいなんて誰も思っていないはずです。こんなのは許し難いと私は思っています。それを認めているのは行政じゃないですか。そういう法律がないといえどそうなのかもしれません。ですから、私は条例か何かで何とかこれに歯止めをかけていただきたいなというふうに思っています。

○議長（平本佳司君） 時間です。

○8番（佐々木 茂君） じゃ、終わります。

○議長（平本佳司君） 以上で、8番、佐々木茂君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） ここで、2時15分まで休憩します。

（午後 2時02分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 2時15分）

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

11番、渡邊泰彦君。

〔11番 渡邊泰彦君登壇〕

○11番（渡邊泰彦君） 議長より質問をしていいという許可が出ました

ので、一般質問をさせていただきたいと思います。

方式は一問一答方式でやりますので、よろしくお願いします。

質問の前なんですけど、ちょっと今回の質問事項が若干抽象的になっているんで、答弁者のほうもどういう答えがいいのか困るかも分かりませんが、なるべくピンポイントで説明するようにしますんで、明快なお答えをよろしくお願いします。

まず1番目、浪江町復興計画（第三次）の進捗状況についてということで質問させていただきます。

2月16日の全員協議会で、浪江町復興計画（第三次）の施策の評価の報告をいただきました。その中で、復興計画（第三次）を策定するに当たって、計画の進行管理についてはPDCA、要するにPDCAサイクルによる効果的な進行管理を行うことになっていますが、その結果の詳しいものがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

浪江町復興計画（第三次）の進行管理につきましては、前年度に実施した事業や施策ごとに各担当者、担当課が事後評価を行い、企画財政課にて取りまとめを行い、最終的な評価、チェックをしております。

評価が悪かったものにつきましては、取りまとめの際や当初予算のヒアリング等で確認や改善に向けての見直しを実施（アクション）をし、次の計画（プラン）や事業実施（ドゥー）につなげております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 復興計画の4ページなんですけど、このところに計画の進行管理ということであらうな感じがするんですけども、これ、進行管理をする場合には、その下に書いてあるんですけども、庁内の計画の評価を定期的実施する、そのほかに、町民や有識者等を交えた組織での協働による進行管理を行うということをうたっているんですね。それで、その評価の結果を踏まえながら改善を行うことで確実な実行につなげますというふうに、もういっぺんにこれをうたっているんですよ。要するに、序論の中の3番目でもうたっているんですよ。

進行管理の仕方とすればこれが基本中の基本になるんだと思いますが、この会議というのは何回今まで開かれていて、どんな改善点が出ていたかというのを教えてください。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

庁内での評価につきましては、課内での打合せ、庁議での各課等への説明、依頼、評価の取りまとめ、点検などを合わせまして、今年度は大きく3回程度打合せをしております。

改善した具体的な内容といたしましては、前年度、昨年度がND評価であった子育て環境の充実のアンケートの実施など、4つのND評価がございましたが、今年度はその4つのうち3つが解消されております。

D評価につきましても3つ上方に改善されておりますので、そういったこととおおむね効果が上がっていると評価をしているところでございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） そのPDCAサイクルによる進行管理なんですが、進行管理の見直し、すなわち進行管理の中でちょっと不備があるんじゃないかというのを見直しするというのが今全国の自治体で行われておりまして、どういうことなのかというと、要するにPDCAというのはその言葉どおりなんですが、具体的な目標を定めます、それに沿った行動を行います、それを評価・点検して最後改善するというこの4つの論法で成り立っているんですよ。

それで、これの進行管理のやり方とすると、全国の自治体の中では第三者機関の、要するにここでいえば町民目線による客観的な評価を行っていただき、毎年度計画の改善・見直しを行っています。別の見方になりますが、これ、民間でも、有名なところでいえばトヨタとかソフトバンクなどもPDCAによる改善効果が具体的に進んでいるという事例があるんですね。

多分、復興計画を立てたときに、3年前かな、多分進行計画について俺、一般質問をしていると思うんです。議事録を見てもらえば分かると思うんですけれども、そのときにもこの部分はかなり強く言ったつもりだったんですよ。

それで、今2番目まで来ていて、今度3番目に行くんですけども、34のKPIによる施策評価が報告されていまして、その指数の評価等々を1冊の報告書で私ども頂いているんですけども、進行管理とこの評価というのは基本的に違うんですよ。進行管理が評価になるわけじゃなくて、評価が進行管理になるわけじゃなくて、あくまで復興計画そのものの考え方とすると、まずそれに対する大きな目標があると。

ここで示されているものがあれば、復興計画の中の要するに基本構想、それに対して基本計画がある、その次に施策がある。この多分順番だと思うんですよ。絶対にこの計画の中で不変なものという

のは基本構想なわけですよ。その基本構想をどうやったら実現していくかというのが基本計画になるわけです。

今回、企画財政課から頂いたのは、その下の施策がどうなっているかということなんで、基本的に基本計画がどういうふうに進行しているかという評価とはちょっと違うと思うんですね。違うと思っているんですね。

そこで、34のK P I による施策評価の報告ですが、指数の評価についての裏づけや理由がよく分かりました。裏づけや理由は分かりました。ただ、指数の評価が悪かった施策が何点か出てきているわけですね。計画ではない、施策のほうですよ。施策のほうで何点かが悪い評価というか、A B CでやるともうD評価になったりというのがあるんですけれども、その理由が報告書を見ると不十分な感じがするんですね。

我々が頂いた計画書を見た範囲なんですけれども、これ、企画財政課のほうでもうちょっと詳しい分析をしたものがあるのかどうか、あくまでもこれしかないのかというのをちょっとお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

施策評価につきましては、担当課の自己評価を記載した評価票を作成しており、定点評価と進捗状況を確認しております。

先般、全員協議会においてご報告をさせていただきました令和5年度の評価につきましては、概要を取りまとめたものをご報告させていただいております。実際には62ページに及ぶ評価票となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 当然、そういうものがあるのかなというふうには思ったんですけれども、ただ、復興計画というのは、課長、浪江町を復興するための最上位計画なんですよ。その報告をこの程度のもので終わらせること自体が、ちょっと町のスタンスはどうなのかというふうに思っているんですね。

今、詳しい結果を持っているのであれば、それはやっぱり議会に提示していただいて、それによって我々議会のほうが判断していくというのがこれ、セオリーですよ。例えば、何か小さい計画があって、それを進行するんだとか、そういう問題であれば当然あの程度の報告でもいいかも分かりませんけれども、浪江町の復興はこれから何十年も、何十年というか、あと残り7年でこの計画で復興させていくときに、この程度の報告でいや、進行管理やりましたと

言われても、これはなかなか信じ難いところがあるんですよ。

それで、もしそういうふうに企画財政課長が言うのであれば、例えば今ちょっと例を挙げてお尋ねしますが、例えば頂いた報告書の2ページの、これは要するに稲作の面積の指標評価がこれ、Bというのを頂いているんですね。

この中の理由を見ると本当に端的で、稲作をしていただくための、営農再開のためのメニューは充実していますよねと。メニューを充実しているんだけれども、引き続き担い手確保に努めるとともに、今後は農業法人の参入を予定しているという理由を書いているんですけども、これを施策編の4ページに行くと、農業水産業の振興の4つの分野で13項目のメニューが載っているんです。これのどれがうまくいって、どれがうまくいっていないのかというのを細かく分析しないと、ただ単にメニューは充実していますよねと、本当にそのメニューは充実しているのかと。そのメニューの中でどれとどれが効果が利いて、どれとどれが効果が利かなかったというのがこれ、全く分からないんですよ。

もう一個例を挙げれば、商工業の振興の中で、頂いた報告書の中でいえば次の5ページ、5ページをちょっと財政課長、開いていただきたいんですけども、これ、町内事業者数、これが上がっていくような目標を立てていて、その評価がBになっているんですね。例えばこれ、数でちょっと申し上げれば、令和4年度が206事業者、令和5年度が220事業者で、確かに課長が言っているように19業者増加していると。これは確実にこの数字が上がっているんですけども、例えばこの19事業者の中で、もともと浪江で事業をやっている事業を再開した業者が何業者あったのか、新たに創業した業者が何業者あったのか、この数字を持っているかどうか。これ、質問。もう一個質問続きますけれども、これは持っているかどうか。

なぜかという、これも施策編を見ると、この新規事業者に対する補助のメニュー、事業再開する人の補助のメニューでまたこれ変わってくるんですよ。ですから、どの要するに施策の項目が有効かというのが分からないんですね、これを見ないと。だから、その辺の数字を持ちこたえているのかということをお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、ご質問にお答えします。

まず、例に挙げていただいた農業の再開についての水稻作付面積がBとなっているという点のおただしについてでございます。

評価票本体のほうには、水稻作付面積の拡大のためには町内の営農者のみならず外部法人の参入を促すことが重要であり、そのため、

誰がどこで何を作るのかを地域と検討して作成する地域計画の話合いの場において、町内の営農者のみでは作付できない農地を明らかにしながら、その農地に外部法人などを参入させていいかなどを地域と話し合って確認している状況ということが記載されております。

そのほかに、水稻に係る外部法人の参入実績としましては、これまで3法人が参入、また、農業法人が活用できるメニューは農業機械の導入に対する補助やリース事業、農地や事務所等の賃借料の補助などのメニューを備えておるという記載となっております。

引き続き、これらの取組を継続しつつ、作付面積の拡大に向けて新たな担い手の確保等に努めてまいりますと評価票本体ではしております。

2点目の商工業の振興につきましての町内事業者のB評価についての詳しい記載内容でございます。

こちらにつきましては、こちらの取組の主な取組につきましては、町内再開事業者光熱水費補助事業について、令和5年度の見込みとして170事業所の利用をいただいているということで記載されております。令和4年が162、令和3年が166ですので、令和3年と比べると増加をしているという実績となっております。

町内飲食店の食材調達補助事業という補助もあるんですが、こちらにつきましては、令和5年見込みとして29店舗の利用が見込まれております。令和4年は24店舗、令和3年は22店舗となっておりますので、こちらも令和3年度の実績から比べますと利用が上がっているということになっております。

そのほかに、町内夜間交通事業者補助については、令和5年度見込みとして1事業、こちらは3年間一緒の実績となっております。

また、チャレンジショップ事業につきましては、令和5年度の見込みとしては3店舗の利用の見込みとなっております。こちらも令和4年度が3店舗利用、令和3年度は4店舗利用ということで、同じか、少し令和3年度に比べて1店舗減っておるといような実績となっております。チャレンジショップを終了して、町内に事業者として新規出店された事業者、こちらは2者という実績となっております。

これらを踏まえ、福島県の補助事業であります事業再開支援事業、創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業も呼び水となり、着実に事業所が増加しておりますが、町内人口がまだ少ないこと等の要因により、創業のリスクが大きいと捉えられていることから、チャレンジショップとして使っております仮設商業施設まち・なみ・まるしえをお試しの場として活用いただけることを周知強化す

るなどしまして、町内出店を促し、町内事業者数の増加に向けて努めていくとこちらの評価書本体のほうでは記載されております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今の課長の説明を聞けば、どの施策がどういうふうの有効かというのが分かると思うんですよ。そうすると、こういう質問も出ないと思うんで、例えば今言った、最後に言ったチャレンジショップなんかは、あそこを利用して1年間経過して新しく事業を町内で起こすという人も当然出てきていますし、現在、今入っているところも、出したいという希望を持っている業者もあるんですよ。

ですから、多分そういうのをきちっと産振のほうでフォローしていると思うんですか、そういうのは、これには全然現状がないんですよ。ただ単にチャレンジショップとして仮設店舗を貸し出していますよみたいなことで、その効果が、施策の効果が必要なんで、大変これは不十分な報告書だなと思っているんで、これ、毎年やるんでしょうから、今後はちょっとそういったことに気をつけて報告書を出していただきたいと。

そのときの全協は、ちょっと質問しようと思ったら、あのとき議長の采配で質問は駄目ですよと、取りあえず今回は報告だけなんですよということで、本会議のほうでちょっと質問させていただいたということがあります。

それで、ここの項目の最後なんですけど、浪江町復興計画後期の策定についてですが、令和8年度から12年度まで5年間、後期になると。それで、基本構想に上がっていますと。

5つの基本方針の完結を目指すためには、基本計画の見直しと施策の判別の追加などが多分必要になってくるはずなんですね。財政課長のほうから頂いた日程表を見るとそういうふうになっていると。

ただ、こういうことをちょっと言っているのかどうか分からないんですけども、正直言って浪江町の復興のスピードというのは、私だけかも知れないですけども思ったより速いなと思っているんですね。もうちょっと停滞しながら徐々に行くというのが、今、急にスピード感を持ってぐっと復興に向けて加速されているというのが今の現状だと思うんですよ。

この復興計画を立てた令和3年のときは、こんなになるという想定は多分、我々もそうだし執行部もそうだと思うんですよ。それで、これから今、もうすぐ5年、来年、再来年、5年過ぎようとしたときに、後期の見直しをするときのやり方と言ったらおかしいですけ

れども、それはちょっと3年につくったときの感覚でやってもらったんではもう全然計画倒れというか、もうこの基本構想からおかしくなってしまうんで、やっぱり今F－R E Iが来たり中心市街地がよくなったり、いろんなものができてきていると。

後でちょっとやるんですけれども、その辺をしっかりと企画財政課のほうで把握して、各課の取りまとめを当然するはずなんで、今のこのすさまじい復興の加速に、ちょっとお答えはどうかとも分からないですけれども、どんなふうな今考えを持っているかちょっと課長にお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

基本構想である復興の理念と復興の基本方針については、基本構想としまして復興計画（第三次）の柱として位置づけておりまして、期間を10年間としております。先ほど議員からのご指摘もありましたが、こちらを見直すことはできませんが、基本構想を実現するための基本計画となる施策の部分については、今後見直しを行っていく予定でございます。

議員ご指摘の駅周辺整備事業や復興牧場の進捗、F－R E Iの立地やこれを踏まえた浪江町国際研究学園都市構想の策定など、町を取り巻く状況というのが非常に速いスピードで変化しているというのは町としても認識しているところでございます。

こうした状況の変化や環境の変化に対応しつつ、中長期的な視点を踏まえた計画が策定できるよう、策定委員の選定に当たっては公共政策等に知見のある有識者の委員をお願いするほか、町内の各業界、各分野で活躍されている団体の役員の方や構成員の方をお願いをしまして、変化に対応した、また、変化に対応していけるような計画を策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、企画財政課長が言ったように、進行管理、第三次もそうなんです、これからあと2年間、残り2年間の進行管理もそうなんです、これの進行管理をしていただく方に町民を入れる。それで、あらゆる業界から入れた人をこれから入れていただいて、復興計画の105ページにも委員の名簿が出ていますが、これぐらいではもう手に負えない、進行管理が。

新たにいろんな方を入れていただいて、要は何を言いたいかというと、浪江町で復興計画を立てて、それを実現に向けて進めていくのは、これ、プレーヤーなんです。職員じゃないんですよ。やっ

ぱりそのプレーヤーがいないと復興は絶対進んでいかないんで、机上の理論だけになってしまうんで、やっぱり現実的に復興に携わる方をこの進行計画の中のメンバーに入れていただいて、そこでこれは遅れているよねと、これはこういうふうにしたほうがいいよねという意見をここ2年間でたくさん入れて、それで復興計画を見直すというか、それをやっていかないと、このとおりやって、ちょっとこの指数が悪いと力を入れるみたいなことでは、もう到底この復興のスピードにはついていけないと思うんで、その辺ちょっとしっかりやっていただきたいということをお願いします。

それと、次に、指定管理者制度の認識についてというふうに質問が出ていますけれども、これちょっと言葉上は指定管理者というふうに書いたんですけれども、実際はPPPとPFIのほうの質問に関連すると思うんで、その辺の回答をよろしくをお願いします。

まず、1月19日に浪江町でPPP／PFI勉強会が開催されました。それで、常々、持続可能なまちづくりをするためには、この制度は町ではいつ取り入れるのかなというふうに思っていて、やっとこれが始まったなと思っています。

そこで、さっき町長の行政報告でもありましたが、50人の参加があったんだというふうなことをお聞きしました。その中で、一般の要するに企業関係の方の人数と職員の人数の選別というんですか、その辺の数値をまず持っているのかお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 質問にお答えいたします。

参加者の内訳につきましては、町職員約10名、町内企業や関係機関などが約40名、合わせて50名の方々にご参加いただいております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） そこで、この勉強会の目的なんですけど、今後の浪江町におけるPPP／PFIの可能性やその方向性などについて、専門家の示唆を得て、関係者とも情報共有を図るとあります。その中で、課長がそれに参加したかどうかちょっと俺も確認していないんですけれども、そのときの意見交換会でどんなような意見が出たのかなというのをちょっと分かれば教えてください。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えします。

1月19日に開催しました浪江町PPP／PFI勉強会については、今後の浪江町の復興に向け、公民連携の取組が重要であることから、PPP／PFIの活用などの知見を広げること、また、浪江町におけるPPP／PFIの可能性やその方向性などについて専門家から

示唆を得て、参加した関係者との情報共有を図ることを目的として、とうほくPPP・PFI協会の理事をお招きし、講演をいただきました。

講演後の意見交換では、西日本での実績は多いが東北での実績が少ないことについての理由や、PPP/PFIによる町の具体的な施設整備などは決まっているのかなどの質問がなされました。

町としましては、引き続き官民が連携したPPP/PFIなどの整備手法について地域の皆様と研さんを行い、その手法をF-R E I 周辺整備などに取り入れられるかの検討を進めてまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく分かりました。

今後、この勉強会というのは続いていくものなのか、1回きりなのかという質問で、なぜそういう質問をするかという、将来、浪江町においては、PPP、要するにその中で指定管理者を含めていろんな取組が今後かなりなされていくのかなど。

ただ、要するにPPPのほうで指定管理をしていくという方法と、これはあくまで浪江がつくったものを委託する、要するに公民連携になるんですけれども、これからはそれではなくて、例えば一例を言えば、やっぱり浪江町の駅周辺で開発された以外の土地、周りの土地とか近隣の土地とか、そういったところの開発、それと、F-R E I に関して言えば、F-R E I ができたところ以外の周辺の近隣の開発とか、この辺を要するに町がやって管理をしていただくというのであれば、これはちょっと後から質問しますけれども、町が立ち行かなくなってくるはずなんですよ。

そこで必要なのはPFIのほうで、要するに民間の資金を入れて開発していただいて、それを金として上げていくという、ちょっと副町長うなずいているんですけれども、それじゃないと、できたはいいが周りがもう何もない、それをやるのにまたお金をかけるなんていうことはできないと思うんで、やっぱり民間を巻き込む、民間を巻き込んで、要するに公的に開発した以外のところにぎわいとか発展は民間にやっていただくということで、多分この勉強会をやっていけば非常に広がりが出てくると思うんですよ。

今回、案内書にあった、関係各位というふうにあったんですけれども、どの辺まで募集をかけたというか連絡をしたのか、その辺ちょっと範囲が分かれば。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えします。

今後このPPP/PFI勉強会を行っていくのかということで

ございますが、来年度も引き続き P P P ・ P F I 協会にお願いして継続していきたいと考えております。

また、参集範囲でございますが、今回は広報に載せて参集をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） やはり、今回 P F I のほうを担っていただく企業さんということであれば、例えば N P O 関連の人にご連絡をして一緒に勉強してもらおうとか、当然、浪江の企業は全企業ということになるんですけれども、そういった広範囲に及んでこのシステムの理解をしていただかないと、多分持続可能な浪江町なんか絶対できるわけないと思うんですよ。

だから、やっぱりその募集というか、勉強会というのは当然のことながら 1 回では済まないんで、やっぱり何回も、例えば我々だって今しゃべっていますけれども、P P P と P F I って一体何なんだろうかということから始まるわけですよ。これが浪江町の発展のためのキーポイントになっていくということもやっと気づくぐらいなんですよ。

やっぱりこれは非常に大切なことであるし、民間活力と公的なものの連携もこの中に全て入っているんで、その辺は課長のほうで広く募集をして、一緒に勉強会を何回もしてもらって、それで将来のまちづくりに努めるような努力をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えします。

大変ありがたく思っております。引き続き、民間の方々と協力できるよう進めてまいりたいと思います。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） そこで、公民連携して公共サービスの提供を行うスキームとしては、今言った P F I 事業、指定管理者制度、事業委託、管理委託制度、いろんなものが出てきます。それぞれメリットとデメリットがあります。いいところばかりじゃないわけなんで、町の施設の管理方法のシステムとして、今どんなふうな考え方を持っているかというのをお答えできれば。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、公共施設の管理における民間活力の導入については様々な制度がございます。

従来の管理委託制度は、管理委託先が地方公共団体や地方公共団体が出資している団体等に制限されておりましたが、地方自治法の改正により、民間事業者等にも管理委託が可能な指定管理者制度が創設をされております。また、P F I は公共施設や設備の設計、施工、維持管理や運営等に民間の資金やノウハウを活用するものであります。

指定管理者やP F I は、通常の業務委託と異なり、民間のノウハウ活用によるサービス水準の向上や事業コストの縮減が見込めるメリットがあります。一方で、事業内容や運営等のコントロールが難しくなる、利用料を受託者が収受する場合、採算ベースに乗らなければサービス水準の低下を招くリスクがあるとのデメリットもございます。

明日予定の全員協議会でご説明をいたしますが、今年度、公共施設等総合管理計画を改訂し、この計画に基づき、財政部局とも連携しながら、個別の施設の維持管理や運用方法を検討することとしております。

施設ごとに運用目的や利用状況、利用料や物販の有無等状況が異なりますので、施設の状況に合わせた適切な運用方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 次の質問まで答えていただいております。

次でこれはお聞きしようと思っていたんですけども、改めて、浪江で今できているものの管理方法を計画的にやるという考え方だと思うんですね。

先ほど、今野課長のほうに今お尋ねしたのはP F I とP P P の件、それで、今しゃべっているのは指定管理者制度ということなんですけれども、これ、基本的に自治体が整備した公共施設の管理行政を、民間と連携して公共サービスの提供等を効率的かつ効果的に行うということがP P P なわけですね。

そのP P P の中の指定管理者制度を見ると、次の4番目で、ちょっとこれは羅列したんで、時間があれなんで読まないんですけども、復興計画の第三次の策定に当たって、浪江町のイメージ図を掲載しています。復興計画を見ていただければ分かると思うんですけども。その中に、これ、羅列で入れたんですけども、いこいの村なみえから始まって最後の産業団地まであるんですけども、これ、管理方法が、さっき総務課長が言ったようにいろんな方法を駆

使しないと、もう一概にこれでというふうで全部できるものではないと思うんですよ。

例えば、今、道の駅なみえの場合は指定管理者制度を取っている。今後、いこいの村なみえが別な方法の管理になっていく予定だ。そこで、高瀬球場ができました、高瀬球場の管理はどうしますか。今整備された丈六公園、全く管理ができていない状況をどうするかと。そういったものを総合的に考えていって、この全体の町の管理制度をつくっていくべきだと思うんですね。今度、全協でその説明があるかと思いますが。

町の財政運営において、財政構造の弾力性というんですか、それを判断する指数が経常収支比率というふうに呼ばれているんですけども、浪江町は今80%から85%ぐらいだとちょっと今認識しているんですけども、例えば今300億を超える予算の中で、その中で10%前後ということになると30億、40億という話になってくるんですけども、これが今後、震災前の予算にだんだん落ちてきて100億ぐらいの規模になってきたときに、日本全国の経常収支比率というと大体九十二、三%から95%ぐらいの間で多分全国は推移していると。その例にたがわず浪江を比較してみると、せいぜいいいところ10億とかそのぐらいのものになってきます、弾力的に使えるものが。

その中でこれだけの施設を運営管理していくとなると、これ、どこかを閉鎖しないともう町が立ち行かなくなってくるというような可能性がすごく高いと思うんで、今この財源のある中でいろんな知恵を絞りながら、ここの管理方法というのを的確に決めていかなきゃいけないという時期だと思うんですよ。

さらに言えば、例えば指定管理者制度の中で、営利部門と非営利部門があるような施設が浪江にあります。営利部門だけの施設もあります。例えば、それに指定管理者制度を使った場合に、じゃ、その中で出てきた利益をどうするんだと。例えば、赤字になればどうするんだか、利益が出たらどうするんだかというのをきちっと規約にうたっていないと駄目なことだと思ってはいるんですけども、要はそういう細かいところまで配慮してやっていないと、こういうふうな制度でやりますよといったときにほころびが出てくると思うんですよ。

ちょっと今一例で利益の件を挙げましたが、日本全国の自治体で指定管理者制度というのをやっているんですけども、そこでもほころびが起きてきているんですよ。というのは、この施設は当然のことながらそんな利益なんか生まないよねというふうに思っていた

ところが、やっぱりそこの指定管理者のいろんな事業を展開するに及んで利益が出てしまったんだと。その利益をどうするんだというのが全く議論されないで規約をつくってしまったというところがあるんですよ。その中で、指定管理者側からいろんなガイドラインを見直さなきゃいけないということが起きてきているんですよ。

その辺は、産振の課長あたりは何を言っているかすぐ分かると思うんですけども、そういった場合に町が今から協議していかなくちゃならないとか何とかだというよりも、先からガイドラインのきちっとしたものをつくって管理を任せる。

利益が出たときに、日本全国でどういうスタイルになっているかというと、次年度の指定管理料から引く。あとは、利益の2分の1は町に出して2分の1は取るとか、いろんなシステムのガイドラインができていますよ。そういうことも調べてというか調査研究しながら、この今羅列した町の施設の管理方法を決めていただきたいと思うんですけども、ご意見があれば。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 渡邊議員のご質問にお答えいたします。

今議員おただしのとおり、町にもいろんな施設があるというふうなところでございまして、他自治体でもなかなか収入を生まない施設であるとか、一方で収入をたくさん生む施設ということで様々ございます。

このため、町といたしましては、先ほど総務課長も答えましたけれども、各施設の特性や利用状況等を踏まえまして、維持や管理に要する経費の縮減や、利用者の利便性を図るために導入されました他自治体の先行事例等の調査を行うとともに、公民連携の手法についての専門知識、それからノウハウ、経験を有する専門家等の意見を伺いながら、まさに先ほどの勉強会でございますが、そういったものをしっかり行いながら、町の実情に適した公民連携の在り方について幅広く検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、副町長のほうからお答えいただいたとおりでと思うんで、ぜひ副町長が中心となりながら、町の管理体制、要するに最後に言いたいのは、持続可能なまちをつくっていただくというのが我々の願いなんですよ。

途中で町がもうなくなってしまうということだけは避けたいなというふうに思って、ちょっと今いろんな質問をさせていただいているんですけども、浪江町の復興計画、そして今の指定管理者制度の質問は、やっぱり今の我々の時代というか、その先の時代、子供

の時代になったり孫の時代になったりのときに、やっぱりそこまで安心して生活できると言ったら語弊があるのか、安心して浪江町に住んでいただける持続可能なまちをつくるためのポイントになるかと思うんですよね。

やっぱり町の財政というのが今よりももっともっとよくなるというふうなことはなかなか目に浮かべないんで、やっぱり悪くなっているのも悪くなっているなりにきっちりとして運営していただけるようなものをしていきたいと思います。

令和8年から令和12年の後期5年の計画の策定においても、復興計画の基本方針を重視することはもうとても大切だとは思っています。せっかくつくったものなんで、すばらしいものなんですけれども、やっぱり現実的な面を考えていかないと、要するに社会情勢のスピードの変化というんですか、もうそれにしっかり対応したものをつくっていただかないとなかなか復興がうまくいかないというか、さっき復興がうまくいっていると言ったんですけれども、町の運営のほうが悪く、復興は進んだんだけど町が運営できなくなっていくみたいなことになってしまうとなかなか大変だと思うんで、その辺、町の覚悟を最後にお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 11番、渡邊泰彦議員の質問にお答えをしたいと思います。

持続可能な公共施設の管理方法というような視点でのご質問だと思います。

今、当町では、あの震災から13年経過する中で様々な復興事業を行ってきました。議員もご承知のとおり、スクラップ・アンド・ビルドという言葉もあります。あの震災で様々な公共施設が解体されて、新たな復興を目的として公共施設が今建設、そして計画されている状況であります。

そんな中で、震災から復旧・復興事業として施設の改修や新設を今進めているところでありますけれども、加えて、F－R E Iの立地決定や浪江駅周辺の再開発、先日着工した復興海浜緑地など、今後とも大きな、大規模なハードの整備事業が予定されているところであります。

こうした状況の中で、議員おただしのとおり、持続可能なまちづくりというのは、将来にわたって財政負担を軽減する、そして効率的な管理手法の導入について民間の資金やノウハウを活用するなど町民のサービスの向上のために大変重要なことと認識をしております。

す。

地元企業に参画をしていただくことも大変重要であります。雇用の受皿や地域経済の活性化など、公民が手を取り合ったまちづくりが期待できるところであります。また、複数の施設の管理運営をエリアごとに一括で行うことで、相乗効果を発揮する場合もあらうかと思っております。

一方で、効率化を求めて管理範囲を広げてしまうなど、事業規模を大きくしてしまうことにより地元企業の体力を奪うことにもつながるかもしれません。

先ほど申し上げましたが、浪江駅周辺の再開発やF－R E Iの本格稼働を控えるなど、町の状況は年々変化し続けております。冒頭申し上げたとおり、今、復興の段階の公共施設の在り方等、そして将来にわたってこの公共施設の維持管理、財政負担、冒頭申し上げたスクラップ・アンド・ビルドというような、次の後世の時代までどのぐらいの公共施設がある意味利用可能なのか、利用していく時代環境なのか、当町だけの公共施設のありようが正しいのか。

今は一定程度我々は慎重に復興を進めている中で、公共施設の在り方についても議会にご提案をしながら進めているところでありますけれども、今後とも民間と協働による施設管理の効率化についてしっかりと検討して、後世にあらゆる公共施設、そして残していく、今議員がおっしゃった、町が継続していかなきゃこれは困るわけですから、それらを踏まえて大事な視点のご質問かと思っておりますので、しっかりと検討をしてまいる考えであります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 町長のほうからありがたいお言葉をいただいたので、ぜひ、今ちょっと各課長にも思いは伝わったのかなというふうに思っていますので、質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 以上で、11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（午後 3時05分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 6 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 6 年 3 月 6 日（水曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第 2 | 議案第 1 1 号 | 東日本大震災等による被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 1 2 号 | 東日本大震災等による被災者に対する令和 6 年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 1 3 号 | 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 1 4 号 | 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 1 5 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 1 6 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 1 7 号 | 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 1 8 号 | 職員等の旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 9 号 | 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 0 号 | 浪江町水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 1 号 | 浪江町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 2 号 | 浪江町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 3 号 | 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 4 号 | 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について |

日程第 1 6	議案第 2 5 号	浪江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第 1 7	議案第 2 6 号	工事請負契約の締結について（棚塩産業団地環境対策工事）
日程第 1 8	議案第 2 7 号	工事請負契約の変更について（地デジ再送信システム復旧工事その 2）
日程第 1 9	議案第 2 8 号	工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策））
日程第 2 0	議案第 2 9 号	工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事（再対策））
日程第 2 1	議案第 3 0 号	工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策））
日程第 2 2	議案第 3 1 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 2 3	議案第 3 2 号	令和 5 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 4	議案第 3 3 号	令和 5 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 5	議案第 3 4 号	令和 5 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6	議案第 3 5 号	令和 5 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 7	議案第 3 6 号	令和 5 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 8	議案第 3 7 号	令和 5 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 9	議案第 3 8 号	令和 5 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 0	議案第 3 9 号	令和 5 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 1	議案第 4 0 号	令和 6 年度浪江町一般会計予算
日程第 3 2	議案第 4 1 号	令和 6 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 3 3	議案第 4 2 号	令和 6 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 4	議案第 4 3 号	令和 6 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 3 5	議案第 4 4 号	令和 6 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算

日程第 3 6	議案第 4 5 号	令和 6 年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第 3 7	議案第 4 6 号	令和 6 年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第 3 8	議案第 4 7 号	令和 6 年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 9	議案第 4 8 号	令和 6 年度浪江町水道事業会計予算
日程第 4 0	議案第 4 9 号	令和 6 年度浪江町公共下水道事業会計予算

出席議員（１５名）

１番 武 藤 晴 男 君
 ３番 吉 田 邦 弘 君
 ５番 小 澤 英 之 君
 ７番 紺 野 則 夫 君
 ９番 山 本 幸一郎 君
 １１番 渡 邊 泰 彦 君
 １３番 佐々木 勇 治 君
 １５番 紺 野 榮 重 君

２番 紺 野 豊 君
 ４番 平 本 佳 司 君
 ６番 半 谷 正 夫 君
 ８番 佐々木 茂 君
 １０番 高 野 武 君
 １２番 松 田 孝 司 君
 １４番 山 崎 博 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 吉 田 長 栄 光 君

副 町 成 井 長 祥 君

代 表 監 査 委 員 長 美 君
 宮 口 勝

企 画 財 政 課 長 厚 志 君
 吉 田

産 業 振 興 課 長 文 崇 君
 蒲 原

住 宅 水 道 課 長 順 一 君
 木 村

市 街 地 整 備 課 長 裕 仁 君
 今 野

介 護 福 祉 課 長 幸 夫 君
 松 本

副 町 山 本 長 邦 一 君

教 育 笠 井 長 淳 一 君

総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 戸 浪 義 勝 君

住 民 課 長 一 志 君
 柴 野

農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 信 一 君
 金 山

建 設 課 長 薫 君
 宮 林

健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長 健 一 君
 西

会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 隆 幸 君
 中 野

教 育 総 務 課 長
鈴 木 清 水 君

生 涯 学 習 課 長 兼
浪 江 町 公 民 館 長 兼
浪 江 町 図 書 館 長
岡 秀 樹 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
掃 部 関 久 君

次 長 兼 係 長
中 野 夕 華 子 君

書 記
岡 本 ち り 君

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納の
おりでございます。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（平本佳司君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理された請願1件は、会議規則第92条第
1項の規定により、タブレット端末に格納した請願・陳情文書表の
とおり、所管の常任委員会に付託いたします。
なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛てに報告を
お願いいたします。
-

◎議案第11号から議案第49号の一括上程、説明

- 議長（平本佳司君） お諮りします。日程第2、議案第11号 東日本
大震災等による被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の制
定についてから日程第40、議案第49号 令和6年度浪江町公共下水
道事業会計予算までを一括議題としたいと思いますが、ご異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2、議案第11号から日程第40、議案第49号まで一
括議題といたします。

日程第2、議案第11号 東日本大震災等による被災者に対する固
定資産税の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） 議案第11号 東日本大震災等による被災者に対
する固定資産税の減免に関する条例の制定について、ご説明をいた
します。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者
等の納付すべき固定資産税を減免するため、条例の制定を行うもの

であります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 議案第11号 東日本大震災等による被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の制定について、議案書でご説明いたします。

5 ページをお開きください。

初めに、第2条は、用語の定義でございます。東日本大震災、原子力災害等の用語の意義を記述したものでございます。

次に、第3条は、固定資産税の減免についてでございます。第1項第1号は、地方税法附則第55条第3項に基づく2分の1減額課税初年度区域である場合において、区域に所在する土地、家屋を2分の1の減免とするものとしたものでございます。

第1項第2号は、地方税法附則第55条第5項に基づく2分の1減額課税第2年度区域である場合において、区域に所在する土地、家屋を4分の1減免をするものとしたものでございます。

第1項第3号は、賦課年度の前年度において、地方税法附則第55条7項に基づく2分の1減額課税第3年度区域である場合において、区域に所在する土地、家屋を4分の1減免とするものとしたものでございます。

第1項第4号は、国が実施する被災建物等解体撤去工事に該当し、かつ賦課年度の固定資産税の賦課期日に当該解体撤去工事が完了していない家屋については、当該家屋に係る固定資産税の全額を減免とするものとしたものでございます。

第4条は、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるとしたものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしたものでございます。

なお、次ページ、議案資料の2、主な内容には、第3条に定める課税免除のスケジュールのイメージ図を掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第3、議案第12号 東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第12号 東日本大震災等による被災者に対

する令和6年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定について、ご説明をいたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき令和6年度の国民健康保険税及び介護保険料を減免するため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第12号 東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定について、議案書によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。

初めに、第2条は、用語の定義でございます。東日本大震災、原子力災害等の用語の意義を記述したものでございます。

9ページをお開きください。

第3条は、国民健康保険税の減免でございます。第1項第1号は、浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除されていない区域に住所を有していた場合及び浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が平成28年1月1日から令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた場合、世帯主に対して課する国民健康保険税の全額を免除するとしたものでございます。

続きまして、第1項第2号は、浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が平成27年1月1日から平成27年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた場合は、世帯主に対して課する国民健康保険税の2分の1を免除するとしたものでございます。

第2項は、所得判定に関する規定であり、世帯主が平成23年3月11日において、平成27年1月1日から令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除されていた区域に住所を有していた者である場合、世帯主の被保険者の令和5年中の基準所得を合算した額が600万円を超える世帯については、減免の対象とはならない規定でございます。ただし、世帯主が令和5年4月2日から令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた場合は、令和6年度分の国民健康保険税のうち、令和6年4月分から9月分までの国民健康保険税に相当する日割り算定額の全額を免除するとしたものでございます。

第4条は、介護保険料の減免でございます。第1項第1号は、浪江町が行う介護保険の第1号被保険者で令和6年3月31日までに避

避難指示区域の指定が解除されていない区域に住所を有していた被災者の場合及び浪江町が行う介護保険の第1号被保険者で平成27年1月1日から令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた被災者の場合は、介護保険料の全額を免除するとしたものでございます。

第1項第2号は、浪江町が行う介護保険の第1号被保険者で、平成27年4月1日から平成27年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた被災者の場合、介護保険料の2分の1を免除するとしたものでございます。

第2項は、所得判定に関する規定でございまして、浪江町が行う介護保険の第1号被保険者で、平成23年3月11日において平成27年1月1日から令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除されていた区域に住所を有していた被災者である場合、被保険者個人の令和5年中の合計所得金額が633万円以上の者については減免の対象とはならない規定でございます。ただし、浪江町が行う介護保険の第1号被保険者で令和5年4月2日から令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた被災者である場合は、令和6年度分の介護保険料のうち、令和6年4月分から9月分までの介護保険料に相当する月割り算定額の全額を免除するとしたものでございます。

第5条は、委任でございます。条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしたものでございます。

附則といたしまして、次のページになりますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、11ページの議案第12号資料に概要をまとめてございますので、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第13号 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第13号 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、福島いこいの村なみえを公の施設として設置するため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、産業振興課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、議案第13号 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例について、議案資料によりご説明いたします。

18ページをお開きください。

福島いこいの村なみえは、平成15年8月に独立行政法人雇用・能力開発機構から譲渡を受けて以降、地方公共団体の収益事業を行うために所有するものという考え方により、当時の運営団体との普通財産の貸付契約により運営が行われてきました。

近年、類似宿泊施設等において、一般国民の利用に供することを目的とする施設から、住民福祉の増進を目的とした施設という法解釈が一般的となり、公の施設の行政財産として位置づけ、民間経営ノウハウを活用した施設運営による活性化や住民サービスの向上を目的として指定管理者制度へ移行する自治体が増加傾向にあることから、条例を制定するものでございます。

第1条は、設置目的を町民の保養の場の創出及び観光及びレクリエーション等の滞在利用の増進を図り、もって、公共の福祉の増進及び観光産業の活性化に資することと規定しております。

第2条は、施設の名称と位置の規定、第3条では、宿泊施設が行う事業について規定しております。

次のページをお開きください。

第4条は、指定管理者による管理も行わせることもできることを規定しております。

第5条では、指定管理者が行う業務について規定しております。

第6条では、開館日及び開館時間を規定しており、併せて町長の承認を得て変更することができることを規定しております。

第7条では、利用許可について、第8条では、利用者の遵守事項について、第9条では、利用許可を受けた者が違反した場合の利用取消しについて、第10条では、利用権の譲渡、転貸等の禁止についてを規定しております。

第11条では、利用料金の納付について指定管理者に納付することを、また請求書払いやクレジット決済等、後納を認めることを規定しております。

また、別表において客室の形態ごと、利用人数ごとの利用料金の上限額を定めております。

次のページをお開きください。

第12条では、利用料金を指定管理者の収入として収受させるよう規定しております。

第13条では、利用料金の減免、第14条では、利用料金の還付、第

15条では、守秘義務について規定をしております。

第16条、その他としまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

3、施行期日でございます。この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第14号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第14号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、障害者自立支援法が目指す障害のある人が普通に暮らせる地域づくりの目的で、関係者が構成する地域自立支援協議会について重要性を認識し、地域の課題を熟知している基幹相談支援センターふたばに事務機能を委託して、今後、双葉郡8町村が実施することに伴い、地域自立支援協議会の設置及び運営に関する事務を共同処理する事務から削除するため、規約の変更を行うものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、特別職の職員で非常勤の者の報酬の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案集27ページをご覧ください。議案第15号資料によりご説明いたします。

2、主な改正内容でございます。別表の改正です。まず、農業委員会の委員及び農地利用適正化推進委員の年額基本報酬の額を増額するものでございます。町内では、営農再開が進んでいることに伴う農地の貸し借りや売買、帰還しない農地所有者による農地転用な

ど農業委員会への申請件数も増加しており、委員への負担が増えております。また、当町の農地面積は双葉郡内では最大であるため、郡内の町村と比較しても業務量は多いと考えられます。このため、委員の負担の増加に対し、報酬額の増額により対応したいとするものです。

続きまして、職の整理による防犯見守り隊を削除するものでございます。こちらは、防犯見守り隊におきましては、地方公務員法第3条第3項第3号に該当しないことから、国との協議により立場を特別職から私人と整理し、有償ボランティアとするものです。

3、施行期日につきましては、この条例は令和6年4月1日から施行するとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ただいまの説明の中で、農業委員会の委員及び農地最適化推進委員と述べるところを、適正化と申ししてしまいました。おわびをして訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第16号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第16号 職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明をいたします。

本案は、職員の諸手当に係る規定の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案第16号資料によりご説明をさせていただきます。

35ページをご覧ください。

2の主な改正内容です。第2条の改正、こちらは新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、手当の名称を変更するものです。

続いて、第9条の2の改正、初任給調整手当のうち、医療職給料表の適用を受ける職員の手当額を増額するものです。

第12条の改正、自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当の上限を増額するものです。こちらはガソリン代の高騰等を鑑みましての増額でございます。

第23条の改正、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、引用条文を定めるものです。

3、施行期日、この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するとするものです。後ほど正誤表をご覧ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第17号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第17号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明をいたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案第17号資料によりご説明をいたします。

40ページをお開きください。

主な改正内容でございます。

第2条の改正、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追記するものです。

続いて、第14条の追加です。フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定は、職員の給与に関する条例第21条を準用するとするものです。こちらは、職員の勤勉手当に関する条文でございます。第21条というのは、職員の勤勉手当に関する条文でございます。

続いて、第25条の追加、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定は、職員の給与に関する第21条を準用し、この場合において勤勉手当基礎額に係る規定は読み替えるものとするものです。6か月を超える方と6か月未満の雇用期間の方で手当の額が変わってきますので、そちらを表すものでございます。

3、施行期日、この条例は、令和6年4月1日から施行するとするものです。新旧対照表については、後ほどご覧ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第18号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第18号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、物価上昇による引っ越し費用の増加に伴い、移転料を引き上げる改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案第18号資料によりご説明をいたします。

49ページをお開きください。

2、主な改正内容でございます。別表2の改正です。現在、区分につきましては、鉄道とあるものを路程に改正するものです。鉄道の距離によらず、実際の引っ越しに要した距離で計算をするものです。

続いて、区分に300キロメートル以上の範囲を追加するものです。こちらにつきましては、現在上限が300キロメートル以上となっておりますが、今後の派遣の職員の引っ越し費用等も考えまして、距離について福島県の基準に合わせるものでございます。また、移転料の支給額を現在の引っ越し費用等々の物価高の理由で引き上げるものでございます。

3、施行期日です。この条例は公布の日から施行するとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第19号 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第19号 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、令和6年度から新たな防災交流施設が開所することから、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案第19号資料によりご説明をいたします。

50ページをお開きください。

2の主な改正の内容です。

（1）設置、第1条です。災害時の防災対策施設としての位置づけを明記するものでございます。

(2) 名称及び位置であります。第2条、浪江町防災交流センターを追加するものでございます。これまで室原防災拠点として整備をしてきましたが、今般完成したことに伴いまして、名称を浪江町防災交流センターとして追記をするものでございます。

(3) 別表1について、防災コミュニティセンター集会所の使用料を300円から800円に改め、また防災交流センター集会室及び会議室の使用料を定めるものでございます。使用料につきましては、ふれあい交流センター等の積算に合わせまして、約10平米当たり1時間の使用料100円としまして金額を決定しております。

3、施行期日、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第20号 浪江町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第20号 浪江町水道事業給水条例の一部改正について、ご説明をいたします。

水道法等の一部が改正され、厚生労働大臣から国土交通大臣に権限が移管するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 議案集55ページをご覧ください。

議案第20号資料により説明いたします。

2、主な改正内容です。厚生労働省で定める給水装置の軽微な変更については、国土交通省令となるため改正するものです。56ページには、新旧対照表がございますので、後ほどご確認ください。

3の施行期日ですが、この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第21号 浪江町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第21号 浪江町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の

一部改正について、ご説明をいたします。

本案は、水道法等の一部が改正され、厚生労働大臣から国土交通大臣に権限が移管するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 議案集58ページをご覧ください。

議案第21号資料によりご説明いたします。

2の主な改正内容です。条例で定める水道技術管理者の資格について、厚生労働大臣の登録を受けた者から国土交通大臣の登録を受けた者となるため改正するものです。59ページには、新旧対照表がございますので、後ほどご確認ください。

3の施行期日です。この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第22号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第22号 浪江町介護保険条例の一部改正について、ご説明をいたします。

本案は、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を定めるため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案第22号資料よりご説明いたします。62ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項については、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定めるものでございます。介護保険料の基準額については、前回と変更なく、基準額8万6,400円で月額7,200円となっております。

第2条第1項第1号については、基準乗率0.5倍を0.455倍に改正され、4万3,200円を3万9,312円とさせていただくものでございます。

第2号については、基準乗率0.75倍を0.685倍に改正され、6万4,800円を5万9,184円にさせていただくものでございます。

第3号については、基準乗率0.75倍を0.69倍に改正され、6万4,800円を5万9,616円にさせていただくものでございます。

第4号から第9号までは、変更がございません。

第10号から第13号までの4階層分が追加となり、第10号については、基準乗率1.9倍で16万4,160円とさせていただきます。

第11号については、基準乗率2.1倍で18万1,440円とさせていただきます。

第12号については、基準乗率2.3倍で19万8,720円とさせていただきます。

第13号については、基準乗率2.4倍で20万7,360円とさせていただきます。

63ページをご覧ください。

第2項から第4項までについては、前項第1号から第3号までの公費による減額賦課についての規定でございます。

第2項については、前項第1号の規定を2万4,624円とさせていただきます。

第3項については、第1項第2号の規定を4万1,904円とさせていただきます。

第4項については、第1項第3号の規定を5万9,184円とさせていただきます。

61ページにお戻りください。

3、施行期日については、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第23号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第23号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、ご説明をいたします。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、関係条例の所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案第23号を資料によりご説明いたします。

90ページをご覧ください。

2、主な改正の内容、第1条、浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

管理者の兼務範囲の明確化については、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するものでございます。

身体的拘束等の適正化については、多機能系（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）サービスにおける身体的拘束等の適正化のための委員会の設置及び開催、指針の整備、定期的な研修の実施を義務づけるものでございます。通所系、訪問系サービスにおけるサービスの提供について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを規定するものでございます。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものでございます。これらの規定は、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるもの以外の部分について、1年間の経過措置期間を設けるものでございます。

書面掲示規定の見直しについて、書面掲示を求めている重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則ウェブサイトに掲載することとするものでございます。この規定は、令和7年度から義務付けるものでございます。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら、事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものでございます。この規定は、3年間の経過措置を設けるものでございます。

協力医療機関との連携体制の構築については、高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、連携する協力医療機関に関する要件を規定するものでございます。

第172条第1項の規定の適用については、3年間の経過措置期間

を設けるものでございます。

新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携については、新興感染症の発生時等に事業所内の感染者へ診療所等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ第2種協定指定医療機関との間で新感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとするものでございます。

生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例については、テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から所要の規定を整理するものでございます。

緊急時等における対応方法の定期的な見直しについては、介護老人福祉施設があらかじめ定めるとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めるとし、また1年に1回以上見直しを行うことを義務づけるものでございます。

ユニットケアの質の向上のための体制の確保については、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないとするものでございます。

第2条については、浪江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、整備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

指定者の兼務範囲の明確化、書面揭示規制の見直し、92ページをご覧ください。

身体的拘束等の適正化、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携については、第1条の改正と同様でございます。

第3条、浪江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。ケアマネジャー1人当たりの取扱件数については、基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について改正するものでございます。

93ページをご覧ください。

管理者の兼務範囲の明確化については、第1条の改正と同様でございます。

公正中立性の確保のための取組の見直しについては、前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の利用割合及びそのうち同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者又はその家族に対して説明し、理解を得ることを努力義務とするものでございます。

身体的拘束等の適正化については、第1条の通所系、訪問系サービスにおけるサービスの提供の部分と同様でございます。

指定居宅サービス事業所等との連携によるモニタリングについては、指定居宅サービス事業所等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものでございます。

書面掲示規制の見直しについては、第1条の改正と同様でございます。

第4条、浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

介護予防支援の円滑な実施のための所要の改正については、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置基準等を定めるものでございます。

書面掲示規制の見直しについては、第1条の改正と同様でございます。

身体的拘束等の適正化については、第3条の改正と同様でございます。

94ページをご覧ください。

指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングについては、第3条の改正と同様でございます。

3、施行期日、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

95ページをご覧ください。

このページから179ページまでについては、新旧対照表となりますので、参考にしてください。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第15、議案第24号 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第24号 浪江町農業委員会の委員及び農地

利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、町内の営農再開が進むことによる担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止等、農地利用の最適化に係る業務量の増加に伴い、農地利用最適化推進委員の定数を変更することで農業委員会の体制強化を図るため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、農業委員会事務局長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金山信一君） 議案第24号資料に基づき説明いたします。

議案集181ページをお開きください。

2、改正の内容です。第3条中の農地利用最適化推進委員の定数を、18人から20人へ変更するものです。

3、施行期日です。この条例は、令和6年7月8日から施行するものです。

なお、次ページは新旧対照表となっておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第16、議案第25号 浪江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第25号 浪江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により浪江町農業構造改善センターを財産処分することに伴い、本条例を廃止するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案第25号資料に基づきご説明申し上げます。

議案集184ページをお開きください。

2、主な内容です。浪江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものです。廃止後は、本施設を解体処分する予定としております。

3、施行期日は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第17、議案第26号 工事請負契約の締結に

ついて（棚塩産業団地環境対策工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第26号 工事請負契約の締結について、ご説明をいたします。

本案は、棚塩産業団地環境対策工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、議案書によりご説明いたします。

185ページをお開きください。

1、契約の目的、棚塩産業団地環境対策工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩字鶴子谷地ほか地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、4億8,400万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,400万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡。

6、工期、議会の議決を得た日から令和7年3月31日となっております。

次のページ、資料1をご覧ください。

今回の棚塩産業団地環境対策工事につきましては、産業団地整備後に隣接する住民から、施設の稼働音や造成後に風当たりが強くなったなどの意見が寄せられたため、その対策といたしまして防音・防風対策を行うというものでございます。

整備内容としましては、1街区、2街区、3街区の西側に高さ5メートルの防音効果のある防風壁を整備するものであります。1街区西側につきましては、県道の西側の緑地帯に、2街区、3街区につきましては、街区内の緑地部分に整備をするものであります。

また、防風・防音壁の前に植栽を施すことや、壁の最上部1メートルは透明板にするなど、景観への配慮や樹木が成長したときに防風・防音効果を補完する機能を持たせております。

延長は、1街区は防音片面タイプで92メートル、2街区は両面防音タイプで328メートル、3街区は両面防音タイプで140メートルの

合計560メートルとなつてございます。

あわせて、植栽工が480本、植栽の移植工が23本となつてございます。

次ページ、資料2をご覧ください。

入札の執行結果表となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第18、議案第27号 工事請負契約の変更について（地デジ再送信システム復旧工事その2）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第27号 工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

本案は、地デジ再送信システム復旧工事その2について変更契約を行うものであります。現在の契約金額は6,380万ですが、1,944万9,100円を減額し、4,435万900円に変更するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 議案書によりご説明をさせていただきます。

議案集の188ページをご覧ください。

1、契約の目的、地デジ再送信システム復旧工事その2。

2、施工箇所、浪江町大字大堀地内ほか。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額変更前6,380万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額580万円。変更後4,435万900円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額403万1,900円。

5、契約の相手方、福島県南相馬市原町区牛来字石橋92番地5、株式会社ユアテック相双営業所、所長、福田孝之。

6、工期、令和5年9月12日から令和6年3月31日まででございます。

次のページ、189ページ、議案第27号資料をご覧ください。

変更内容につきましては、大きく2点ございます。

まず、加入者宅用設備についてでございます。

加入者数が確定をしたため、光受信機等の台数減を行うとともに、関係する配線工事及び工事のための交通誘導員等の変更減とするものでございます。

内訳については、記載のとおりでございます。

次に、大堀・小野田共聴伝送路設備についてでございます。

現場照査を行ったところ、ルート変更の必要性、地上高不足が判明しまして、長尺柱に変更する等の対策を行うものでございます。また、電柱共架申請により共架の許可が下りたため、自営柱の本数を変更するものでございます。

さらに、電柱標識板及び番号札、ケーブル表示札設置数を変更するものでございます。

内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第19、議案第28号 工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第28号 工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

本案は、関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は1億2,320万円ですが、681万5,600円を減額し、1億1,638万4,400円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

議案集190ページをお開きください。

1、契約の目的、関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策）。

2、施工箇所、浪江町大字立野字春卯野地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前1億3,020万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,120万円、変更後1億1,638万4,400円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,058万400円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、令和5年6月13日から令和6年3月21日です。

次のページ、議案資料をご覧ください。

変更の理由でございます。

関ノ倉ため池において、池内の流入量及び地下水が多いため、滞留した水の強制排水の対策として仮設排水工などを行った結果、底質の乾燥が進み、仮設工に必要な土質改良剤の添加量が当初設計に

比べ減少したため、施工実績により土質改良剤の数量を減するものです。

内訳については、施工実績により土質改良剤250トンの減となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第20、議案第29号 工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事（再対策））を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第29号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、古堤ため池環境保全整備工事（再対策）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は2億5,080万円ですが、3億2,066万9,800円を増額し、5億7,146万9,800円に変更するものであります。

また、現在の工期は令和6年3月21日ですが、令和6年12月25日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

議案集192ページをお開きください。

1、契約の目的、古堤ため池環境保全整備工事（再対策）。

2、施工箇所、浪江町大字立野字古堤地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前2億5,080万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,280万円、変更後5億7,146万9,800円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5,195万1,800円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土渕2番地3、豊工業株式会社、代表取締役、岩野廣秀。

6、工期、変更前、令和5年6月13日から令和6年3月21日、変更後、令和5年6月13日から令和6年12月25日です。

次に、193ページ、議案資料1をご覧ください。

変更の理由でございます。

令和5年9月の台風13号等の影響により、池内の流入量及び地下水が多く、仮排水工及び地盤改良工等の対策を講じても底質の乾燥が見込めず、一部掘削工が困難であると判断したことから、ポンプ浚渫工に変更するものです。

施工前調査の結果、施工範囲外に放射性物質濃度が高い範囲があ

ることが判明したため、対策面積を追加します。

対策深さ、対策深については、深度40センチまでの範囲で8,000ベクレル・パー・キログラム以上の底質を確認したことから、掘削深及び浚渫深を変更します。

工期については、台風の影響によりため池内の落水作業及び工法変更の検討に時間を要したことや、直接掘削に比較し作業効率の低いポンプ浚渫に工法を変更したことにより、年度内の完了が困難となったため、工期を令和6年12月25日まで延長します。

内訳は、変更内容の表のとおりとなります。

次ページ、議案資料2をご覧ください。

古堤ため池の平面図になります。今回の工事の当初設計に当たり、根拠とした調査点の調査結果の値は黒字で示しております。一方、発注後、施工前調査として台風13号後に調査したポイントと調査結果を青字で示しています。その結果、基準値より高い数値が施工範囲外で確認されたことから、赤色で示したエリアのバックホウ掘削を892平米追加となります。また、対策深については、当初30センチのバックホウ掘削を予定しておりましたが、バックホウ掘削を行う黄色と赤色のエリア、合計5,327平米は、放射性物質濃度が深さ35センチまでに8,000ベクレル・パー・キログラム以上の底質が確認されたため、掘削深を35センチにまで変更するものです。

次に、オレンジで示した範囲は、当初バックホウ掘削を予定しておりましたが、池内の流入量及び地下水が多く、仮排水工及び地盤改良工等の対策を講じても底質の乾燥が見込めないことから、バックホウ掘削から工法を変更し、ポンプ浚渫で8,545平米に変更となります。

また、このエリアの対策深ですが、放射性物質濃度が深さ40センチまでに8,000ベクレル・パー・キログラム以上の底質が確認されたため、浚渫深を40センチまでに変更するものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第21、議案第30号 工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第30号 工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

本案は、目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策）について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は令和6年3月21日ですが、令和6年6月28日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

議案集195ページをお開きください。

1、契約の目的、目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策）。

2、施工箇所、浪江町大字加倉字目倉沢地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億593万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額963万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根。

6、工期、変更前、令和5年6月13日から令和6年3月21日。変更後、令和5年6月13日から令和6年6月28日です。

次に、次のページ、議案資料をご覧ください。

変更の理由でございます。

目倉沢ため池において、第1ため池を令和5年11月に終え、第2ため池の仮設道路を12月に設置し、令和6年1月より掘削を実施していたところ、1月21日の豪雨1日当たり103ミリにより、第1・第2ため池が満水となり、これによるため池内の排水と底質の乾燥に不測の期間を要したことから、工期を令和6年6月28日まで延長するものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第22、議案第31号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第31号 浪江町道路線の認定及び廃止について、ご説明をいたします。

本案は、県道広野小高線道路改良工事及び一団地整備事業に伴い町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 議案集により説明いたします。

それでは、197ページをお開きください。

認定路線の一覧表でございます。9路線でございます。

198ページをご覧ください。

廃止路線の一覧表でございます。5路線でございます。

資料を基に説明いたします。

201ページの資料3をご覧ください。

認定廃止位置図で、青い線で示されている丸のついたところが路線の起点、矢印の先が終点でございます。こちらは、県道広野小高線道路改良工事により路線を廃止するものでございます。

202ページの資料4をご覧ください。

こちらは、一団地整備事業により路線を廃止するものでございます。

続きまして、認定路線についてご説明いたします。

199ページの資料1及び200ページの資料2をご覧ください。

認定路線位置図です。こちらについては、廃止の手続後、赤い線で示されている該当路線を改めて認定するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第23、議案第32号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第32号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48億6,061万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を324億370万2,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

議案集の216ページをお開きください。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税、補正額が4,000万円の増につきましては、償却資産の新規課税などによる増となっております。

項4町たばこ税、目1町たばこ税1,600万円の減につきましては、こちらは実績見込みによります減となっております。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税6億2,765万6,000円の増につきましては、普通交付税及び震災復興特別交付税の追加交付に伴います増額でございます。

218ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金3,573万2,000円の減につきましては、主に節1社会福祉費国庫負担金の障害者自立支援給付費及び節2の児童福祉費国庫負担金で児童手当の交付金などの実績見込みによる減となっております。

目2衛生費国庫負担金1,130万円の減につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の実績見込みによる減となっております。

目4土木費国庫負担金7,208万5,000円の減につきましては、整備計画の変更に伴います道路修繕負担金の減となっております。

219ページをご覧ください。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3億2,844万8,000円の減につきましては、主に復興海浜緑地多目的広場整備事業における事業進捗に伴います交付金額の確定によります福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の減などによるものでございます。

目4土木費国庫補助金2,820万3,000円の減につきましては、補助金額の確定に伴います道路メンテナンス事業補助金等の減額などによるものでございます。

220ページをご覧ください。

項3委託金、目1総務費委託金1億5,060万6,000円の減につきましては、町道維持管理事業防犯管理業務事業費などの事業費の減に伴います原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金の減によるものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金3,860万9,000円の減につきましては、主に節1社会福祉費県負担金で、障害者自立支援給付費及び節4の災害救助費等県負担金の中の災害弔慰金、これらの事業の実績見込みによる減となっております。

221ページをご覧ください。

項2県補助金、目1総務費県補助金23億3,078万7,000円の減につきましては、主に節2福島再生加速化交付金で、畜産施設整備事業に係ります財源の組替えによります福島再生加速化交付金の減などによるものでございます。

目2民生費県補助金1,770万3,000円の減につきましては、主に節1社会福祉費県補助金の福島県避難指示・解除区域等被災高齢者等生活支援事業補助金の減などによるものでございます。

目4農林水産業費県補助金につきましては、主に節1の農業費県補助金が要因となっております、222ページをご覧ください。

222ページ、一番上の営農再開支援事業補助金、こちらと節4の

ふくしま森林再生事業補助金などの実績見込みによる減となっております。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金5,002万7,000円の減につきましては、福島県議会議員一般選挙が無投票となったことに伴います事業費の減となっております。

223ページをご覧ください。

款18繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 2 億1,856万円の減につきましては、財源調整に伴います減額でございます。

224ページをお開きください。

目 2 浪江町復旧・復興基金繰入金10億4,328万9,000円の増につきましては、主に畜産施設整備事業に係ります前払い金などの増によります繰入金の増となっております。

目 3 地域福祉基金繰入金5,000万円の減及びその下、目 4 地域復興基金繰入金5,000万円の減につきましては、財源振替に伴う繰入金の減額となっております。

目 7 浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金26億5,366万6,000円の減につきましては、主に一団地整備事業、水道施設整備事業、復興海浜緑地整備事業費の減額に伴います基金繰入金の減でございます。

225ページをご覧ください。

款20諸収入、項 3 受託事業収入、目 2 教育費受託事業収入 2 億9,920万9,000円の減につきましては、こちらは末森地区における埋蔵文化財発掘調査に係ります埋蔵文化財の発掘調査の事業範囲が変更となったことに伴います埋蔵文化財発掘調査受託費の減となっております。

226ページをご覧ください。

款21町債、項 1 町債、目 1 臨時財政対策債2,911万2,000円の減につきましては、財源調整の結果、借入れをする必要がなくなったため、こちらを減額しているものでございます。

227ページをご覧ください。

227ページからは、歳出のご説明となります。

今回の補正予算につきましては、年度末を控えまして事業費の確定に伴う減額や不用額の整理などを行っております。項目が多いため、主要なもののみのご説明とさせていただきます。

229ページをお開きください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費 5 億3,005万8,000円の増につきましては、こちらは203ページをご覧ください。

節22償還金利子及び割引料で、複数年にわたる事業を実施するため、福島再生加速化交付金を基金に積み立てて実施をしていた事業が完了したことに伴いまして、交付金の残余分を返還するもの及び被災者支援総合交付金の令和4年度分の実績が確定したことに伴う返還分となっております。また、その下の節24積立金では、主に後年度の復興事業の財源とするため、浪江町復旧・復興基金積立金の増額及び復興海浜緑地整備事業費の減に伴います浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金積立金の減などの要因となっております。

目7情報管理費3,370万1,000円の減につきましては、主に節14工事請負費で、国・県道の拡幅工事の進捗状況に伴います光ケーブル移設工事の事業費が減額となったことに伴う事業費の減となっております。

231ページをご覧ください。

目10減災基金費2,337万5,000円の増につきましては、臨時財政対策債の償還財源として普通交付税が交付されたことに伴いまして、そちらを基金のほうに積み立てるための増額となっております。

目14移住推進費でございます。こちらについては、232ページをご覧ください。

主に、節18負担金補助及び交付金で、移住者向けの各種事業費の実績見込みなどによる減額となっております。

235ページをご覧ください。

款2総務費、項4選挙費、目2福島県議会議員一般選挙費5,002万2,000円の減につきましては、こちらは無投票になったことに伴います事業費の減となっております。

237ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費4,304万円の減につきましては、238ページをご覧ください。

238ページで、節18負担金補助及び交付金で、非課税世帯臨時特別給付金事業及び物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業補助事業及びその下、節27繰出金で国保会計の繰出金のうち、これらの実績見込みによる減となっております。

目2老人福祉費1,426万8,000円の減につきましては、主に節12の委託料で、記載のある各種委託料の実績見込みによる減となっております。

239ページをご覧ください。

項2児童福祉費、目2児童措置費1,597万1,000円の減につきましては、主に節19扶助費で、児童手当の実績見込みなどによる減額となっております。

241ページをご覧ください。

款 3 民生費、項 3 災害救助費、目 1 生活支援事業費2,496万3,000円の減につきましては、主に節12の委託料で、復興支援員中間支援組織委託料などの実績見込みによる減によるものとなっております。

目 4 災害救助救援対策費3,246万円の減につきましては、主に節19扶助費で災害弔慰金の実績見込みなどによる減額となっております。

242ページをご覧ください。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費1,614万3,000円の減につきましては、主に節12の委託料で、予防接種などの各種事業の実績見込みによる減額などによるものとなっております。

目 3 環境衛生費1,266万3,000円の減につきましては、こちらは除草剤配付事業の実績見込みなどによります消耗費の減が主な要因となっております。

244ページをご覧ください。

款 4 衛生費、項 3 上水道費、目 1 上水道費 7 億7,954万1,000円の減につきましては、こちらは主に小野田配水場及び小野田取水場の建設工事の工期延長などに伴う事業費の減額によるものとなっております。

245ページをご覧ください。

項 4 環境保全費、目 2 スマートコミュニティ事業費5,037万8,000円の減につきましては、こちらは主に節14の工事請負費で、関係機関等の調整等に不測の日数を要したことなどにより、工事実施を翌年度に変更したことに伴う事業費の減によるものとなっております。

246ページをご覧ください。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 4 農業振興費2,261万円の減につきましては、主に節18の負担金補助及び交付金で、農業振興に係ります各種補助金の実績見込みなどによる減額となっております。

目 5 営農再開支援事業費 1 億3,554万4,000円の減につきましては、主に節10需用費で、鳥獣被害防止用のワイヤーメッシュ購入の実績見込みによります消耗品の減及び次ページ、247ページに記載のございます節18の負担金補助及び交付金で、営農再開支援に係ります各種補助事業の実績見込みなどによる減によるものでございます。

目 6 有害鳥獣対策費1,296万3,000円の減につきましては、主に節7の報償費で捕獲隊報償の実績見込みによる減となっております。

248ページをご覧ください。

目 7 畜産業費 1 億5,725万3,000円の減につきましては、主に節12委託料で、伐採業務委託料におきまして、用地交渉に不測の日数を

要しており、工期が令和6年9月まで延長となったことに伴います事業費の減などによるものとなっております。

項2 農業土木費、目1 農地保全管理費2億4,587万8,000円の減につきましては、こちらは主にため池放射性物質対策事業費の実績見込みなどによる減額となっております。

次に、249ページをご覧ください。

項3 林業費、目1 林業振興費4,787万7,000円の減につきましては、主に節12委託料のふくしま森林再生事業の実績見込みによる減などによるものでございます。

250ページをお開きください。

項4 水産業費、目1 水産振興費1,376万円の減につきましては、主に節14の工事請負費でさけふ化採捕施設造成工事の実績見込みの減などによるものとなっております。

款7 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費3,098万3,000円の減につきましては、主に町外にあります仮設商業施設等の譲渡、解体などに係ります費用の実績見込みによります事業費の減となっております。

251ページをご覧ください。

目6 企業誘致促進費4億3,317万4,000円の減につきましては、主に南産業団地及び棚塩産業団地の造成等に係る事業費の減などによるものとなっております。

252ページをご覧ください。

款8 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路維持費1億1,333万6,000円の減につきましては、主に道路橋梁に係る維持補修費の実績見込みによる減となっております。

その下、目3 道路新設改良費2,750万円の減につきましては、津波被災地区の排水路に関する設計を予定しておりましたが、他事業との調整により、翌年度の実施としたほうが効率的に執行できると判断したことによる事業費の減となっております。

254ページをお開きください。

款8 土木費、項4 都市計画費、目3 公園費1,203万5,000円の減につきましては、主に公園管理委託料の実績見込みによる減となっております。

目5 まちづくり整備事業費19億955万3,000円の減につきましては、主に浪江駅周辺整備事業に係ります事業費の実績見込みに伴います減額となっております。

257ページをお開きください。

款9 消防費、項1 消防費、目4 防災対策費1億9,870万1,000円の

減につきましては、主に防犯管理業務委託料、室原防災拠点施設整備事業、津島防災備蓄倉庫等整備工事などの事業費の実績見込みによります減でございます。

262ページをお開きください。

款10教育費、項5社会教育費、目2文化財保護費4億2,003万6,000円の減につきましては、主に節12委託料で、埋蔵文化財発掘調査業務の実績見込みによる減などによるものとなっております。

263ページをご覧ください。

項6保健体育費、目2体育施設費2億2,686万3,000円の減につきましては、主に節14工事請負費の復興海浜緑地（多目的広場）整備工事の事業の実績見込みによる減となっております。

209ページまでお戻りください。

209ページは、第2表、継続費補正となっております。

款4衛生費、項3上水道費、事業名が水道施設整備事業（小野田取水場建設）及びその下、水道施設整備事業（小野田配水場建設）につきましては、能登半島地震の影響などで電気ケーブル類の納入の見通しが立っていない等の理由から、事業を令和6年度まで延長したことに伴います継続費の変更でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名が畜産施設敷地伐採業務、こちらにつきましては、用地取得に不測の日数を要したことなどにより、令和6年度まで継続費を延長するものでございます。

210ページをご覧ください。

一番上、畜産施設備品購入につきましては、令和5年度で契約するものと令和6年度において契約するものを分けたことに伴います年割額の変更となっております。

なお、令和6年度契約分としたものにつきましては、この後、議案のほうは当初予算で上げさせていただきますが、令和6年度の当初予算で継続費のほうを設定させていただいております。

その下、項2農業土木費、事業名が丈六ため池環境保全整備工事（再対策）及びその下、款7商工費、項1商工費、事業名が棚塩RE100産業団地造成工事につきましては、入札結果等によりまして年割額等を変更するものでございます。

款9消防費、項1消防費、事業名、防災拠点工事管理委託及びその下、事業名が防災拠点建築工事、こちらにつきましては、工事完了に伴います事業費の確定によります年割額等の変更となっております。

款10教育費、項6保健体育費、事業名が復興海浜緑地（多目的広場）整備工事及びその下、款11災害復旧費、項1公共土木施設災害

復旧費、事業名、堀知木川災害復旧工事につきましては、入札結果等に伴いまして年割額等を変更するものでございます。

211ページをご覧ください。

211ページは、第3表、繰越明許費補正でございます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名が社会保障・税番号制度システム改修事業につきましては、国の事業計画の変更に伴いまして業務が追加となったことに伴いまして、事業を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和6年2月と3月に行った接種につきまして、委託先への支払いが4月以降に請求されてくることから、事業を翌年度に繰越しをするものでございます。

次に、款6農林水産業費、項2農業土木費、令和5年度ため池実施計画策定事業につきましては、関係地権者の相続人の所在確認に不測の日数を要したことなどにより、事業を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策）につきましては、本年1月21日の豪雨の影響によりまして、年度内の事業完了が困難となったため事業を翌年度に繰り越すものとなっております。

次に、項3林業費、ふくしま森林再生事業（川添・加倉・田尻地区）につきましては、森林所有者への同意取得に不測の日数を要したことや、森林内の空間線量が想定を上回った箇所があったため、森林内の助成方針等について関係機関との調整に多くの時間を要したことなどにより年度内の事業完了が困難となったため、事業を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款8土木費、項4都市計画費、浪江駅周辺整備事業につきましては、用地測量に係る地権者との協議に不測の日数を要したことなどにより年度内の事業完了が困難となったため、事業を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、繰越明許費の廃止でございます。

款6農林水産業費、項2農業土木費、関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策）につきましては、滞留した水の強制排水対策として、仮排水工等を行った結果、底質の乾燥が進み、施工性が向上したことから、事業の年度内完了が見込まれるため、繰越明許費の設定を廃止するものでございます。

212ページをご覧ください。

第4表、地方債補正でございます。

こちらにつきましては、過疎対策事業債の借入に係る県の同意

額に合わせて限度額を変更するものでございます。

次のページ、213ページをご覧ください。

こちらにつきましては、財源調整の結果、臨時財政対策債を借り入れる必要がなくなったため、限度額等の設定を廃止するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） ここで、10時50分まで休憩します。

（午前10時38分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時50分）

ここで、農林水産課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 発言の訂正をお願いいたします。

議案第28号、関ノ倉ため池環境保全整備工事の説明の際、190ページになりますが、4、契約金額、変更前1億2,320万円と説明すべきところ、1億3,320万円と発言いたしました。訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（平本佳司君） 日程第24、議案第33号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第33号 令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,481万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億1,981万3,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

270ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 災害臨時特例補助金462万2,000円の増につきましては、補助金の交付額決定によるものです。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金1億

3,159万2,000円の増につきましては、各種県補助金の交付額決定等によるものです。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金2,139万7,000円の減につきましては、保険基盤安定負担金等の額の決定によるものでございます。

次に、273ページでございます。

こちらは歳出でございます。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査費647万8,000円の減につきましては、主に節12委託料の減でございまして、特定健康診査等の実績見込みによるものでございます。

次に、274ページです。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金445万4,000円の減につきましては、前年度事業の実績確定による県償還金の確定によるものでございます。

同じく、項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金135万6,000円の増につきましては、歳入で補正いたしました県補助金について、これを直営診療施設特別会計へ繰り出すものでございます。

最後に、款8予備費1億2,471万6,000円の増につきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第25、議案第34号 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第34号 令和5年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,967万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億5,991万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

280ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款 1 診療収入、項 1 外来収入、目 1 仮設津島診療所診療収入732万3,000円の減並びに目 2 浪江診療所診療収入314万3,000円の増につきましては、各診療所の診療実績の見込みによる補正でございます。

次に、款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 仮設津島診療所県補助金333万6,000円の減につきましては、福島県地域医療復興事業補助金の交付見込みによる補正でございます。

次は、282ページとなります。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 4 浪江診療所繰入金1,303万4,000円の減につきましては、一般会計繰入金の実績見込みによる減でございます。

次に、283ページからは歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 仮設津島診療所管理費523万2,000円の減並びに目 2 浪江診療所管理費963万8,000円の減につきましては、各診療所管理費の実績見込みによる減でございます。

次は、285ページとなります。

款 2 医業費、項 1 医業費、目 1 仮設津島診療所医業費545万円の減につきましては、仮設津島診療所の医薬材料費や医療機器借上料の実績見込みによる補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第26、議案第35号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第35号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,476万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,432万7,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 事項別明細書292ページをご覧ください。

歳入予算になります。

主なものについてご説明いたします。

款 4 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金1,450万円の減は、駅前市街地整備による管渠撤去に伴う国庫返還分の一般会計からの

繰入金で、撤去する管渠の数量が未確定のため歳出と併せて減額するものです。

目 2 基金繰入金 1 億 9,887 万 1,000 円の増は、令和 6 年度公営企業会計における引継ぎ現金とするため、基金を取り崩して全額を繰り入れるものです。

款 6 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入 7,034 万 3,000 円の増は、県が実施する県道長塚請戸浪江線拡幅工事を次年度へ繰越しすることに伴い、補償金 418 万 1,000 円の減と東京電力からの賠償金の確定による 7,452 万 4,000 円の増となっております。

次に、293 ページ、歳出予算になります。

款 1 公共下水道事業費、項 1 公共下水道事業費、目 2 下水道建設費 2,388 万 6,000 円の減で、主なものは、節 12 委託料 1,783 万円の減及び節 14 工事請負費 500 万円の減で、各事業の支出見込みによるものです。

同じく目 3 下水道維持管理費 1,235 万 3,000 円の減は、浪江浄化センター及び道路の維持管理に関する節 10 需用費、節 12 委託料、次ページに移りまして、節 14 工事請負費など支出見込みによるものであります。

続きまして、目 4 下水道災害復旧費 1,450 万円の減は、歳入の一般会計繰入金でご説明しました駅前市街地整備による管渠撤去に伴う国庫返還金であります。

款 3 予備費 3 億 575 万 9,000 円の増につきましては、基金の繰入れ及び事業費の減によるものです。

次に、289 ページをご覧ください。

第 2 表、繰越明許費です。

款 1 公共下水道事業費、項 1 公共下水道事業費、事業名、県道長塚請戸浪江線下水道公共柵移設工事 681 万 5,000 円の繰越しを行うものです。繰越し理由につきましては、県の拡幅工事開始が令和 6 年 4 月以降となるため、これに合わせて公共柵を移設する必要があることから繰越しするものです。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第 27、議案第 36 号 令和 5 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第 36 号 令和 5 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 61 万 2,000 円

を減額し、歳入歳出予算の総額を4,847万4,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 事項別明細書によりご説明いたします。
300ページ、歳入予算になります。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金678万5,000円の減は、農業集落排水事業に係る一般会計負担分であります。

目2基金繰入金617万3,000円の増は、基金を取り崩し、令和6年度公営企業会計における引継ぎ現金とするため、全額を繰り入れるものです。

次に、301ページ、歳出予算になります。

主なものは、款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目2農業集落排水建設費350万円の減、同じく目3農業集落排水管理費673万7,000円の減は、高瀬浄化センター及び管路の建設費及び維持管理費に係る需用費、委託料、工事請負費など各施設における支出見込みによるものであります。

次に、302ページをご覧ください。

款3予備費967万3,000円の増は、基金の繰入れ及び事業費の減によるものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第28、議案第37号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第37号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億6,118万4,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 事項別明細書308ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金288万円の増につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

309ページをご覧ください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費52万3,000円の減は、会計年度任用職員の実績見込みによるものでございます。

款 1 総務費、項 3 介護認定審査会費、目 2 認定調査等費13万2,000円の増は、普通旅費、主治医意見書作成手数料の実績見込みによるものでございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 2 地域密着型介護サービス給付費110万円の減、目 7 特例居宅介護サービス給付費110万円の増は、各種サービス費の給付見込みによるものでございます。

310ページをご覧ください。

款 6 予備費327万1,000円の増は、財源調整によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第29、議案第38号 令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第38号 令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ322万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,451万3,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、事項別明細書の316ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 2 普通徴収保険料570万3,000円の減につきましては、保険料の減免対象者が確定したことによるものでございます。

次に、款 5 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入263万円の増につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合からの補助金の交付額決定によるものでございます。

次に、317ページをお開きください。

歳出でございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金584万1,000円の減につきましては、主に保険料の減免対象者の確定によるものでございます。

最後に、款 4 予備費262万1,000円の増につきましては、財源調整

によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第30、議案第39号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第39号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）について、ご説明をいたします。

本案は、水道事業収益的収入を5,945万9,000円の増額、水道事業資本的収入を11億7,282万5,000円を減額、資本的支出を11億4,903万7,000円の減額するものです。

詳細につきましては、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 初めに、冒頭説明ありましたとおり、水道事業補正予算書を差し替えております。申し訳ございませんでした。差し替えをいたしました補正予算説明資料によりご説明いたします。

差し替えました資料の326ページをご覧ください。

収益的収入であります。

款1水道事業収益、項1営業収益255万円の増は、主に目1給水収益及び目2加入金の収入見込みによるものであります。

続きまして、項2営業外収益、目2雑収益4,262万5,000円の増は、東京電力の賠償金額の確定によるものであります。

同じく目4補助金1,428万4,000円の増は、水道料金の高料金対策補助金分であります。

次に、327ページ、資本的収入及び支出であります。

款1水道事業資本的収入、項1企業債3億7,900万円の減及び項4補助金7億9,382万5,000円の減は、継続費事業である小野田取水場建設工事及び小野田配水場建設工事、両工事について資材の納入が遅れており、令和6年度まで工期を延長する必要があるため減額するものです。

次に、下の表、支出です。

款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目3配水設備改良費11億3,403万7,000円の減は、小野田取水場建設事業及び小野田配水場建設事業について工期を延長する必要があるため減額するものです。

同じく目4機械及び装置1,500万円の減は、支出見込みによるも

のであります。

次に、継続費の補正について、補正後の継続費に関する調書によりご説明いたします。

324ページになります。

1 段目、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、事業名、小野田取水場建設工事、2 段目、同じく事業名、小野田配水場建設工事の両工事につきましては、先ほどもご説明しましたように、資材の納入が遅れており、令和 6 年度まで工期を延長する必要があるため、令和 6 年度まで継続費を設定し、年割額についても令和 5 年度から令和 6 年度に変更するものであります。

なお、小野田取水場建設工事につきましては、工事内実績数量等による清算見込みにより 1,500 万円増額しております。

3 段目以降の事業については、変更はございません。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） ここで、健康保険課長より発言の訂正を求められております。これを許します。

健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） 先ほど議案第 38 号、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明で一部訂正がございます。

317 ページでございます。

歳出の説明で、款 4 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費 262 万円の増のところを、誤って 262 万 1,000 円と申し上げてしまいました。正しくは、262 万円の増でございました。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（平本佳司君） 日程第 31、議案第 40 号 令和 6 年度浪江町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第 40 号 令和 6 年度浪江町一般会計補正予算について、ご説明いたします。

本案は、令和 6 年度浪江町一般会計歳入歳出予算の総額を 318 億 2,600 万円と定めるものであります。

前年度当初予算に対して 16 億 1,100 万円、4.8% の減となっております。

歳入予算につきましては、国庫支出金において福島再生加速化交付金 53 億 2,989 万円、原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金 9 億 8,872 万 9,000 円、被災者支援総合交付金 2 億 1,847 万 2,000 円などを計上し、全体で 39.7% 増の 73 億 9,598 万 4,000 円となっております。

ります。

また、県支出金は、福島再生加速化交付金38億6,171万9,000円、営農再開支援事業補助金8億1,609万5,000円、避難地域復興拠点推進交付金1億2,297万3,000円などを計上し、全体で10.4%増の55億1,834万6,000円となっております。

繰入金では、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金62億5,896万8,000円、浪江町復旧・復興基金繰入金31億1,094万5,000円などを計上し、全体で20.9%減の105億9,925万9,000円となっております。

歳出予算につきましては、浪江町復興計画（第三次）に掲げる「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」の実現に向け、浪江町駅周辺の整備事業費や農林水産業施設の整備、復興海浜緑地の整備に係る事業費を計上いたしました。

性質別に説明しますと、義務的経費につきましては、公債費において償還が進んだことにより、全体で1.3%減の28億6,980万4,000円となっております。

投資的経費では、浪江駅周辺整備事業44億8,580万円、復興牧場整備事業22億1,939万8,000円、さけふ化施設及び採捕施設整備事業17億451万4,000円など補助事業で115億8,827万6,000円を計上しております。

また、単独事業としましては、スマートコミュニティ事業や光ケーブル移設事業など3億8,762万8,000円の計上、災害復旧事業費においては、道路橋梁施設災害復旧費3,517万2,000円を計上し、投資的経費全体では23%減の120億8,282万7,000円となっております。

そのほかの経費につきましては、小野田取水場及び配水場整備等のため水道事業会計への補助金14億5,919万1,000円、営農再開支援事業8億1,609万5,000円、復興関連事業等の実施に伴う埋蔵文化財発掘調査事業6億7,079万3,000円のほか、国庫支出金を原資とする復興関連事業費の基金積立ての増などにより、全体で13.7%増の168億7,336万9,000円となっております。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

その前に訂正をさせていただきます。

表題に一般会計補正というようなことで、大変失礼をしました。令和6年度浪江町一般会計予算とご訂正を願うものであります。

以上あります。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、令和6年度一般会計歳入歳出予算資料によりご説明をさせていただきます。

資料の 3 ページをご覧ください。

令和 6 年度一般会計歳入歳出予算は318億2,600万円、増減額16億1,100万、4.8%の減でございます。

2 つ目の表をご覧ください。

歳入の構成について主なものを申し上げますと、町税は12億2,245万8,000円、増減額が3,801万6,000円、3.0%の減となっております。

次に、表の中ほど地方交付税は53億349万4,000円、増減額14億9,708万2,000円、22.0%の減で、内訳といたしましては、普通交付税22億8,079万6,000円、特別交付税 1 億7,737万円、震災復興特別交付税28億4,532万8,000円となっております。

次に、国庫支出金につきましては、73億9,598万4,000円、増減額21億310万6,000円、39.7%の増で、福島再生加速化交付金や原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金等を計上しております。主な増減理由といたしましては、福島再生加速化交付金が約23億円増額となっております。令和 6 年度の対象事業としましては、浪江駅周辺整備事業、さけふ化施設及び採捕施設等整備事業、農業水利施設等保全再生事業のほか、町内の防犯対策や道路維持管理費等となっております。

次に、県支出金は55億1,834万6,000円、増減額 5 億1,761万2,000円、10.4%の増で、主に福島再生加速化交付金や農業費県補助金等を計上しております。主な増減理由といたしましては、福島再生加速化交付金が約 7 億円増額となっております。令和 6 年度の対象事業としましては、畜産施設整備事業、営農再開支援事業等となっております。

次に、繰入金は105億9,925万9,000円、増減額28億510万8,000円、20.9%の減で、主に浪江町復旧・復興基金、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金等からの繰入金で、畜産施設整備事業、浪江駅周辺整備事業、水道施設整備事業、農業水利施設等保全再生事業等の財源として繰入れをするものでございます。

町債につきましては7,996万5,000円、増減額 1 億3,061万円、62.0%の減で、臨時財政対策債、過疎対策事業債を計上しております。

4 ページをご覧ください。

自主財源・依存財源別の財源構成ですが、町税や繰入金等の自主財源の合計は130億5,833万円、増減額が26億783万2,000円の減で、構成比41.0%となっております。地方交付税や国・県支出金等の依存財源につきましては187億6,767万円、増減額 9 億9,683万2,000円

の増で、構成比が59.0%となっております。

次に、一般財源・特定財源別の財源構成では、一般財源の合計は83億3,535万円、増減額14億9,056万2,000円の減、構成比26.2%となっております。特定財源は234億9,065万円、増減額1億2,043万8,000円の減、構成比73.8%となっております。

5 ページは財源構成を円グラフで表したものでございます。

6 ページをご覧ください。

目的別歳出の構成について主なものを申し上げますと、総務費は85億3,070万1,000円、増減額12億6,190万6,000円、17.4%の増で、主に積立金の増、各種証明書のコンビニ交付などを導入する窓口業務改善事業等による増となっております。

民生費は24億8,174万9,000円、増減額3,359万6,000円、1.4%の増で、前年度とほぼ同額の予算となっております。

衛生費は31億1,457万8,000円、増減額7億4,802万7,000円、31.6%の増で、主に南部衛生センター焼却施設整備事業に係る双葉地方広域市町村圏組合負担金及び小野田系統送水管布設工事等などにより増となっております。

労働費は3,631万2,000円、増減額が2,570万3,000円、242.3%の増で、福島いこいの村なみえ本館上層階改修事業による増となっております。

農林水産業費は64億3,984万円、増減額8億8,606万6,000円、12.1%の減で、主に畜産施設整備事業等による減となっております。

商工費は16億1,685万6,000円、増減額14億154万9,000円、46.4%の減で、主に木材製品生産拠点整備事業等による減となっております。

土木費は65億8,931万円、増減額3億8,851万7,000円、6.3%の増で、浪江駅周辺整備事業等による増となっております。

消防費は9億2,359万9,000円、増減額10億3,351万7,000円、52.8%の減で、主に防災拠点施設整備事業の完了等による減となっております。

教育費は16億2,847万2,000円、増減額6億659万4,000円、27.1%の減で、主に埋蔵文化財発掘調査事業、復興海浜緑地整備事業等による減となっております。

次に、性質別の構成でございますが、人件費や扶助費等の義務的経費につきましては28億6,980万4,000円、増減額3,816万5,000円の減で、前年度とほぼ同額となっております。

普通建設事業費等の投資的経費は120億8,282万7,000円、増減額36億411万8,000円、増減率が23.0%の減で、主に畜産施設整備事業

の進展や防災拠点施設整備事業の完了等による減となっております。

その他の経費では168億7,336万9,000円、増減額20億3,128万3,000円、増減率13.7%の増で、主に浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金積立金の増によるものとなっております。

7ページは、一般会計の歳出を目的別、性質別の構成比で表したグラフでございます。

8ページからは、一般会計当初予算における主要事業について記載しております。

主な事業について、新規事業や事業費の多いものなどについて申し上げます。

まず、総務費では、番号6、浪江町復興計画（第三次）の後期計画策定に向けた基礎調査等を行う浪江町復興計画策定事業1,149万6,000円、番号10、Windows10サポート終了に伴うパソコン更新事業6,570万4,000円。

9ページに移りまして、番号21、移住者等が町内の空き家を取得し、改修等を行う際の費用の一部を助成する空き家改修補助事業580万円、番号22が、各種証明書のコンビニ交付等を導入する各種証明書交付に係る窓口業務改善事業1億1,022万1,000円などがございます。

10ページ、民生費では、番号5、町内で生活する高齢者が在宅での生活を維持、継続できるための町内サポートセンター運営事業3,394万2,000円、番号6、復興公営住宅に入居している高齢者を対象に周辺町民や地元住民との交流を通して介護予防を図る復興公営住宅サポートセンター運営事業3,363万円。

11ページ、番号12番、子育て支援のための浪江町子ども計画策定事業542万3,000円、番号16、支援員を配置し、県内外への避難生活が続く町民へ電話連絡や個別訪問などにより安心して生活が送れるよう支援するとともに、帰還を考えている町民への情報提供などの支援を行う復興支援員事業6,800万円などがございます。

次に、12ページからでございます。

12ページの衛生費では、番号1、町内に在住、通園、通学する子供を対象に小児科のオンライン診療を実施するための遠隔診療実施体制補助事業240万円、番号4、雑草の繁茂による鳥獣被害の防止や防犯、防火及び帰還意欲の醸成につなげることを目的とした宅地用除草剤配付事業3,000万円、番号6、良好な環境の保全等の実現に向けた取組を計画的に推進するための環境基本計画策定に係る基礎調査事業666万6,000円。

13ページの番号10、コロナ禍による活動制限から来る運動機会減

少による生活習慣病の発生予防等を目的とした歩行力改善事業157万円。

14ページ、番号21番、駅周辺整備エリアにおける再エネや水素の利活用促進と効率的なエネルギー消費を実現するための駅周辺整備事業エリアエネルギーマネジメント事業9,482万円、番号22、水素エネルギーを民生産業部門で活用していくための実証等を行い、町内での水素利用ビジネスモデルを検討する民生産業向け水素サプライチェーン構築事業に2億円などがございます。

次に、16ページをご覧ください。

農林水産業費では、番号6、営農再開を目的とした取組や放射性物質の吸収、抑制対策を行う営農再開支援事業8億1,609万5,000円、番号8、大規模酪農施設を整備する畜産施設整備事業22億1,943万円、番号9、地域共同で行う農地維持活動や水路、農道などの軽微な補修等の活動を支援する多面的機能支払交付金事業4,210万9,000円、番号11、農作業の効率化・大規模化を図るため、簡易的な圃場整備を行う農業基盤整備促進事業1億1,808万2,000円、番号12、過去に放射性物質対策事業を行ったが、大雨等により基準値を超過したため池等を基準値以下にするためのため池放射性物質対策事業8億1,344万4,000円、番号16、原発災害などにより長年管理ができていない森林の間伐や放射性物質対策を行うふくしま森林再生事業1億2,315万2,000円。

18ページをご覧ください。

番号18、請戸漁港近海で水揚げされた魚介類を請戸ものとして町内外へPRする水産業情報発信事業2,530万3,000円、番号20、令和7年度に供用を目指すさけふ化施設等整備事業17億459万3,000円などがございます。

次に、19ページにお進みください。

商工費では、番号2、町内で新たに事業を再開、創業する事業者に対し、光熱水費等の一部を支援する町内再開事業者等光熱水費等補助事業1,440万円、番号3、大堀相馬焼のブランド力向上、販路拡大など特産品の産地の再興に向けた大堀相馬焼振興事業1,515万円。

20ページをご覧ください。

番号10番、町内で活動する企業や大学等が入居する施設を整備する産学官連携施設整備事業1億9,728万3,000円、番号11、新たな産業用地の整備に向けた調査等を行う産業適地整備事業3,441万円などがございます。

次に、21ページをご覧ください。

土木費では、番号２、道路の支障木の除去や道路敷内の除草を目的とした道路パトロールを実施する道路維持事業2,000万円、番号６、復興事業の進捗管理や工事管理等を委託することにより技術的な支援を図る発注者支援事業２億7,300万円、番号７、公園利用者の安心・安全を図るための公園施設長寿命化計画策定調査事業1,100万円、番号９、中心市街地再生のため浪江駅周辺の面的整備を行う浪江駅周辺整備事業39億3,736万円、番号11、浪江駅周辺整備事業において、町の情報発信、エリアマネジメントの拠点施設を整備する地域活性化施設整備事業2,500万円。

22ページの番号12番、浪江駅周辺整備事業の緑地空間において、トイレ、遊具、植栽等の整備を行う緑空間整備事業６億3,280万円、番号18、浪江駅東西自由通路・橋上駅舎整備事業１億344万5,000円、番号19、幾世橋住宅団地及び御殿南町営住宅を対象とした公営住宅へカメラ付きインターホン設置事業600万円などがございます。

次に、23ページをご覧ください。

消防費では、番号２、防犯カメラや防犯パトロールによる町内防犯体制強化事業４億9,527万6,000円などがございます。

次に、24ページをご覧ください。

教育費では、番号４、放課後の子供たちの居場所づくりや学習支援及び地域とのつながりの形成を目的とした学習支援事業1,005万2,000円、番号５、児童・生徒の送迎用に水素を燃料とした車両などを運行するスクールバス運行事業3,305万4,000円、番号８、復興関連事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業６億7,387万6,000円。

25ページをご覧ください。

番号13、にぎわいあふれる交流の場としてパークゴルフ場などを整備する復興海浜緑地整備事業４億1,640万円、番号14、町営高瀬球場環境整備事業1,400万円などがございます。

次に、災害復旧費につきましては、令和５年の台風により被害を受けた堀知木川の災害復旧事業1,200万円でございます。

その他事業につきましては、後ほどご確認をいただければと存じます。

次に、28ページをご覧ください。

28ページは、地方債残高の状況でございます。

令和５年度末現在高見込額20億2,570万6,000円に対しまして、令和６年度末現在高見込額は18億9,274万円で、１億3,296万6,000円の減額を見込んでおります。

次に、予算書本体をご覧ください。

予算書の12ページをお開きください。

12ページは、第2表、継続費でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名、畜産施設備品購入（その2）8億2,353万9,000円から13ページの款10教育費、項5保健体育費、事業名、復興海浜緑地（多目的広場）整備工事（その2）5億円までの10事業につきましては、令和6年度から令和7年度まで、事業の性質上、2か年事業として実施するため、総額及び年割額を設定させていただくものでございます。

次に、14ページをご覧ください。

14ページは、第3表、地方債でございます。

橋梁補修事業は限度額が5,350万円、いこいの村なみえ本館上層階改修工事を実施する交流関係人口拡大推進拠点施設整備事業は、限度額が1,290万円、財源不足を肯定する臨時財政対策債は1,356万5,000円を限度額として借り入れるものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

最後に、基金の運用状況についても添付しておりますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

令和6年度の一般会計予算につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第32、議案第41号 令和6年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第41号 令和6年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

本案は、令和6年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出予算の総額を107万と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金104万であります。

歳出の主なものは、助成費100万であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第33、議案第42号 令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第42号 令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

本案は、令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を35億12万8,000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、令和6年度歳入歳出予算資料によりご説明いたします。

26ページをお開きください。

国民健康保険事業の歳入の主な内容についてご説明いたします。

初めに、国民健康保険税でございますが、上位所得層世帯に係る課税分等といたしまして2,680万3,000円を計上してございます。前年度比25万1,000円の増でございます。

次に、国庫支出金2億2,124万2,000円、前年度比477万3,000円の増でございますが、こちらは東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地域の国民健康保険被保険者に対する国民健康保険税及び一部負担金の免除措置に対する国の財政支援となります。免除対象となる被保険者数の増加により増となっております。

次に、県支出金29億6,816万8,000円、前年度比1億9,457万3,000円の増でございます。こちらは主に免除対象となる被保険者数の増加による各種補助金の増によるものでございます。

次に、繰入金2億6,389万5,000円、前年度比435万1,000円の増でございます。近年の資材高騰による事務費負担の増や新型コロナウイルス感染症等の収束による保健事業費の増に伴う各種法定繰入金の増でございます。

次に、繰越金2,000万1,000円、前年度比2,000万円の減でございますが、これは前年度の歳計剰余金を見込んでいるものでございます。

続きまして、右側、歳出の主な内容についてご説明いたします。

初めに、総務費でございますが5,195万7,000円、前年度比389万7,000円の増でございます。主なものは人件費などでございます。

次に、保険給付費につきましては27億5,493万5,000円、前年度比2億2,469万2,000円の増でございます。一部負担金の免除対象となっている被保険者の増加によるものでございます。

次に、国民健康保険事業費納付金6億721万2,000円、前年度比1,910万9,000円の減でございます。こちらは県が国民健康保険の事業主体になり事業を運営するに当たり、町が県に納める納付金でございます。

次に、保健事業費4,264万9,000円、前年度比78万5,000円の増でございますが、こちらは特定健康診査等の事業費で、新型コロナウイルス感染症の流行等により活動が制限されておりました特定健診や特定保健指導の事業について、近年の健康志向の高まりにより参加者数の増加を見込んでいるものでございます。

次に、諸支出金2,950万5,000円、前年度比3,006万9,000円の減につきましては、主に特別調整交付金の診療所分の繰出金です。

最後に、予備費として1,385万8,000円を計上してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第34、議案第43号 令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第43号 令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出予算の総額を3億6,427万7,000円と定めるものであります。

詳細につきましては、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） 歳入歳出予算資料によりご説明申し上げます。

26ページをお開きください。

まず、左側ですが、歳入でございます。

診療収入9,630万5,000円、前年度比796万6,000円の減、内訳は外来収入が両診療所合わせて8,065万2,000円、諸検査等収入が合わせて1,565万3,000円でございます。

次に、使用料及び手数料460万2,000円、前年度比34万3,000円の減、診断書等の作成料でございます。

次に、県支出金1億6,795万2,000円、前年度比3,651万3,000円の増、こちらは福島県地域医療復興事業補助金でございます。

次に、繰入金9,535万5,000円、前年度比502万9,000円の減でございます。

次に、右側でございますが、歳出でございます。

総務費2億9,333万5,000円、前年度比2,859万2,000円の増につきましては、診療所の運営費等でございます。

次に、医業費5,094万2,000円、前年度比1,540万5,000円の減につきましては、医薬品等の購入費でございます。

最後に、予備費として2,000万円を計上してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第35、議案第44号 令和6年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第44号 令和6年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和6年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出予算の総額を、603万9,000円と定めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第36、議案第45号 令和6年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第45号 令和6年度浪江町介護保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和6年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を27億569万9,000円と定めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 歳入歳出予算資料によりご説明いたします。

27ページをご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

保険料1,672万9,000円、前年度比319万円の増で、こちらは第1号被保険者の介護保険料でございます。

次に、国庫支出金12億8,758万3,000円、前年度比3,933万5,000円の減、主なものは介護給付費負担金4億738万5,000円、調整交付金6億9,948万9,000円でございます。

次に、支払基金交付金6億3,337万3,000円、前年度比3,134万円の減で、第2号被保険者の介護保険料分で社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費7,675万9,000円、前年度比169万4,000円の減で、主なものは総務管理費、介護認定審査会費、認定調査等費でございます。

保険給付費22億6,710万円、前年度比1億1,079万6,000円の減で、介護サービス利用に係る給付費です。介護保険給付費につきましては、認定者数の減少により、施設介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費については減となっております。

次に、地域支援事業費1億2,584万6,000円、前年度比267万7,000円の減で、主な事業は介護予防・生活支援サービス事業、地域包括支援センター運営事業でございます。

次に、諸支出金 2 億 2,928 万 1,000 円、前年度比 2,462 万 1,000 円の減で、利用者負担軽減支援事業で、介護保険サービス利用者負担免除に伴う利用者負担相当額について、本事業から支払いを行うものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第37、議案第46号 令和6年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第46号 令和6年度浪江町財産区管理事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和6年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出予算の総額を217万7,000円と定めるものであります。

主な事業は、苅野及び津島財産区の管理を行うものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第38、議案第47号 令和6年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第47号 令和6年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明をいたします。

本案は、令和6年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を1億1,031万3,000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、歳入歳出予算資料の27ページでご説明申し上げます。

後期高齢者医療事業の歳入の主な事業についてですが、初めに後期高齢者医療保険料3,351万4,000円、前年度比780万9,000円の増でございます。こちらは後期高齢者医療保険の保険者であります福島県後期高齢者医療広域連合の試算による上位所得層及び新規転入者である被保険者に係る保険料でございます。

次に、繰入金7,568万3,000円、前年度比378万4,000円の増でございます。こちらは後期高齢者医療の被保険者に対して、保険料軽減等に対する一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

初めに、総務費1,027万6,000円、前年度比19万7,000円の減でございますが、こちらは主に後期高齢者医療に係る事務費でございま

す。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金9,924万4,000円、前年度比1,200万4,000円の増でございますが、こちらは町が徴収した保険料を保険者であります福島県後期高齢者医療広域連合に納付する納付金等でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第39、議案第48号 令和6年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第48号 令和6年度浪江町水道事業会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和6年度浪江町水道事業会計の予算を定めるものであります。

収益的収支では、収入が5億190万9,000円、支出が6億7,412万円となります。

また、資本的収支では、収入が19億8,520万1,000円、支出が21億3,072万5,000円となります。

詳細につきましては、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、水道事業会計予算資料によりご説明いたします。

2ページ、収益的収入及び支出であります。

収入、款水道事業収益、項営業収益で、主なものは給水収益で9,120万円を見込んでおります。これは直近の調定額を参考としております。前年度比140万円であります。

次に、営業外収益、主なものは雑収益2億2,700万円、前年度比3,532万5,000円の増であります。

水道事業収益的収入合計は5億190万9,000円、前年度比9,375万1,000円の増となっております。

次に、支出、款水道事業費用、項営業費用で主なものは原水及び浄水費で9,869万2,000円、前年度比1,842万2,000円の減であります。

次に、配水及び給水費で4,872万1,000円、前年度比172万6,000円の増であります。

次に、総係費で5,247万8,000円、前年度比535万1,000円の増であります。

次に、資産減耗費で2億1,000万円、前年度比1億9,000万円の増で、これは取水場、配水場の完成による除却費の増加が理由であり

ます。

水道事業費用収益的支出合計は 6 億 7,412 万円、前年度比 2 億 2,416 万 4,000 円の増となっております。

次に、3 ページ、資本的収入及び支出であります。

収入、款資本的収入、項補助金 13 億 8,020 万 1,000 円、前年度比 3 億 5 万 9,000 円の増は、建設改良費の増加に伴う交付金等の増加によるものであります。

続きまして、企業債 6 億 500 万円、前年度比 1 億円 500 万円の増で、建設改良費の増加によるものであります。

資本的収入合計は 19 億 8,520 万 1,000 円、前年度比 3 億 9,304 万 1,000 円の増となっております。

次に、支出、款資本的支出、項建設改良費で、主なものは原水及び浄水施設改良費 10 億 7,732 万 7,000 円及び配水及び給水施設改良費 10 億 439 万 8,000 円であります。前年度は科目が配水設備改良費の 1 つだけでありましたが、工事費の増加により、原水及び浄水施設改良費と配水及び給水施設改良費の 2 つ設けてございます。合わせての前年度比は 4 億 2,866 万 4,000 円の増で、小野田取水場建設工事、小野田配水場の工事費及び発注者支援業務委託費、老朽管の更新等でございます。

資本的支出合計は 21 億 3,072 万 5,000 円、前年度比 4 億 166 万 4,000 円の増となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第 40、議案第 49 号 令和 6 年度浪江町公共下水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第 49 号 令和 6 年度浪江町公共下水道事業会計予算について、ご説明をいたします。

本案は、令和 6 年度浪江町公共下水道事業会計の予算を定めるものであります。

収益的収支では、収入が 4 億 1,662 万 7,000 円、支出が 4 億 7,934 万 6,000 円となります。

また、資本的収支では、収入が 1 億 8,032 万 8,000 円、支出が 3 億 1,940 万 6,000 円となります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、浪江町公共下水道事業は、令和 5 年度までは官庁会計により現金主義、単式簿記でありました

が、令和6年度からは公営企業会計を適用し、発生主義、複式簿記となります。官庁会計では、予算及び決算は一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出として、歳入及び歳出を差引きで剰余金を計算しますが、公営企業会計では収入及び支出を当年度の損益取引に基づく収益的収支と建設改良等投下資本の増減に関する取引、資本的収支とに区別して期間損益計算をすることとされております。収益的収支には、減価償却費のように現金支出を伴わない費用も含まれます。また、公営企業会計では、経営の能率化に重点を置いていることから、予算決算書類として貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の財務諸表を作成することとなります。

今回、公共下水道事業初めての地方公営企業法に基づく予算書となりますので、初めに予算書についてご説明いたします。

予算書の3ページをご覧ください。

第3条により、収益的収入及び支出の予定額を定めております。3条予算と呼んでおり、事業年度の経営活動に伴い、発生が予定される全ての収益と、それに対応する全ての費用になります。

予算書4ページをご覧ください。

第4条により、資本的収入及び支出を定めております。4条予算と呼んでおり、施設の整備や拡充など建設改良費、企業債収入、企業債元金償還などに関する収支を計上します。

第5条は、令和5年9月定例会により補正計上いたしました債務負担行為について定めております。

予算書24ページをご覧ください。

令和6年4月1日時点での予定開始貸借対照表であります。地方公営企業法に基づく下水道事業開始時点での資産、負債、純資産を表しております。ここに計上された数値が基礎となりまして、以降、日々の会計処理取引残高が蓄積され、財務諸表が作成されます。

資産の部、1、固定資産ですが、公共下水道事業の固定資産として、土地、建物、構築物など合計で約70億2,600万円の資産を有しております。この資産に対して、期間損益計算として費用配分を行うため、毎年度、減価償却費が3条予算に発生いたします。

その下、2、流動資産になります。

令和5年度末に特別会計から引き継ぐ現金及び使用料、県の補償費等の未収金の合計は約2億7,800万円で、一番下、資産の合計は約73億円であります。

25ページをご覧ください。

負債の部、3、固定負債です。

固定負債とは、支払期限が1年を超えて到来するもので、今まで

に借りた企業債の残高で約10億3,000万円であります。

次の4、流動負債は、支払期限が1年以内に到来するもので、企業債のうち令和6年度の支払額は1億7,530万円であります。

その下、3月末までの契約で支払いが完了していない委託料等については、発生主義に基づき未払金として計上しておりまして、流動負債の合計は約2億1,300万円となります。

5、繰延収益の長期前受金は、償却資産の取得により交付された国庫補助金等約34億円であります。これは固定資産の減価償却と同様に計上しますが、期間損益計算としては収益となりまして、毎年度長期前受金戻入が3条予算に発生します。

次に、資本の部です。純資産とも呼ばれております。資産から負債を差し引いたもので、これまで公共下水道事業として投資した額が資本となります。資本金合計は約26億6,500万円であります。

なお、剰余金は、開始貸借対照表のため、計上額はゼロ円となっております。

一番下、負債、資本合計は約73億円で、資産合計と同額になります。

予算書21ページをご覧ください。

予定キャッシュフロー計算書であります。

キャッシュフロー計算書は、1事業年度の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示したものになります。公営企業会計は、発生主義によるため、収益費用を認識する時期と現金と収入、支出が発生する時期に差異が生じることになりますが、キャッシュフロー計算書により現金の収入、支出に関する情報を得ることになります。

なお、官庁会計と異なり、出納整理期間がないことから、キャッシュフロー計算書は3月31日までの収支を表示することになります。

1、営業活動によるキャッシュフローは、通常の営業活動による資金収支が表示されます。

2、投資活動によるキャッシュフローは、通常の営業活動の基礎となる固定資産の取得の収支が表示されます。

3、財務活動によるキャッシュフローは、資金調達、返済に関する収支が表示されます。

当初予算における資金増加額は、6,471万6,000円の減少を予定しております。

次に、予算資料によりご説明いたします。

予算資料をご覧ください。

2ページ、3条予算、収益的収入及び支出です。

3ページは4条予算、資本的収入及び支出で、損益取引と資本取

引に区分されます。収益的収支は、維持管理などの営業の損益取引によるもの、資本的収支は、施設整備など資本に関する取引によるものになります。

２ページ、収益的収入及び支出、収入、款下水道事業収益、項営業収益5,756万円、主なものは、下水道使用料で5,696万円です。

次に、項営業外収益 3 億5,905万7,000円、主なものは、補助金 1 億5,305万7,000円で、このうち 1 億5,031万7,000円につきましては、公共下水道事業に要する資本費のうち、地方交付税等として考慮されているものとされている一般会計からの基準内繰出金でございます。

長期前受金戻入は 1 億4,600万円で、先ほど説明しました国庫補助金等交付金の期間損益計算による現金の移動を伴わない収益であります。

雑収益6,000万円は、賠償金であります。

水道事業収益的収入合計は 4 億1,662万7,000円であります。

次に、収益的支出、款下水道事業費用等営業費用 4 億4,904万6,000円で、主なものは管渠費3,238万7,000円、処理場費7,205万9,000円、総係費2,997万円は、人件費、物件費などの一般会計管理費であります。

次の減価償却費 3 億1,450万円は、期間損益計算による現金の移動を伴わない費用であります。

水道事業収益的支出合計は 4 億7,934万6,000円であります。

収入合計から支出合計を差し引いたものが、当年度の純利益または純損失となります。

次に、３ページをご覧ください。

資本的収入及び支出、収入、款資本的収入、項負担金4,723万5,000円は、受益者負担金948万7,000円と、雨水事業の一般会計負担分や県道長塚請戸浪江線に係る移設工事の県負担分であります。

項補助金5,596万1,000円は、社会資本整備総合交付金であります。

項他会計出資金につきましては、下水道事業に充てた地方債のうち、地方交付税により措置が予定されている7,713万2,000円を一般会計からの出資金として計上しております。

資本的収入合計は、 1 億8,032万8,000円であります。

支出、款資本的支出、項建設改良費 1 億4,410万6,000円で、トップマネジメント計画策定、下水道全体計画策定雨水対策事業長塚請戸浪江線公共枿移設工事等の施設整備費になります。

項企業債償還金 1 億7,530万円であります。

資本的支出合計は、 3 億1,940万6,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億3,907万8,000 円は、補填財源等により補填するものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（平本佳司君） お諮りします。質疑については、14日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

14日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（平本佳司君） 本日はこれで延会します。

お疲れさまでした。

（午後 0 時 0 9 分）

令和 6 年	3 月	7 日（木曜日）	常任委員会
令和 6 年	3 月	8 日（金曜日）	常任委員会
令和 6 年	3 月	9 日（土曜日）	休 日
令和 6 年	3 月	10 日（日曜日）	休 日
令和 6 年	3 月	11 日（月曜日）	常任委員会
令和 6 年	3 月	12 日（火曜日）	休 会
令和 6 年	3 月	13 日（水曜日）	休 会

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和 6 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 6 年 3 月 14 日（木曜日）午前 9 時開議

- | | |
|---------|---|
| 日程第 1 | 発言の取消しについて |
| 日程第 2 | 議案第 1 1 号 東日本大震災等による被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 1 2 号 東日本大震災等による被災者に対する令和 6 年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 1 3 号 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 1 4 号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 1 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 1 6 号 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 1 7 号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 1 8 号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 9 号 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 0 号 浪江町水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 1 号 浪江町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 2 号 浪江町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 3 号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 4 号 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について |

日程第 1 6	議案第 2 5 号	浪江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第 1 7	議案第 2 6 号	工事請負契約の締結について（棚塩産業団地環境対策工事）
日程第 1 8	議案第 2 7 号	工事請負契約の変更について（地デジ再送信システム復旧工事その 2）
日程第 1 9	議案第 2 8 号	工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策））
日程第 2 0	議案第 2 9 号	工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事（再対策））
日程第 2 1	議案第 3 0 号	工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策））
日程第 2 2	議案第 3 1 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 2 3	議案第 3 2 号	令和 5 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 4	議案第 3 3 号	令和 5 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 5	議案第 3 4 号	令和 5 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6	議案第 3 5 号	令和 5 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 7	議案第 3 6 号	令和 5 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 8	議案第 3 7 号	令和 5 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 9	議案第 3 8 号	令和 5 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 0	議案第 3 9 号	令和 5 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 1	議案第 4 0 号	令和 6 年度浪江町一般会計予算
日程第 3 2	議案第 4 1 号	令和 6 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 3 3	議案第 4 2 号	令和 6 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 4	議案第 4 3 号	令和 6 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 3 5	議案第 4 4 号	令和 6 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算

- 日程第 3 6 議案第 4 5 号 令和 6 年度浪江町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 4 6 号 令和 6 年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 4 7 号 令和 6 年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 4 8 号 令和 6 年度浪江町水道事業会計予算
- 日程第 4 0 議案第 4 9 号 令和 6 年度浪江町公共下水道事業会計予算
- 日程第 4 1 請願・陳情審査報告
請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
- 日程第 4 2 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）
- 日程第 4 3 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（１５名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	平 本 佳 司 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	佐々木 勇 治 君	14 番	山 崎 博 文 君
15 番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町			長			副		町		長		
	吉	田	栄	光	君			山	本	邦	一	君
副	町		長			教		育		長		
	成	井		祥	君			笠	井	淳	一	君
代	表	監	委	員		総	務	課	長	兼		
		宮	口	勝	美	津	島	支	所	兼		
						選	挙	管	理	書	記	
									戸	浪	義	勝
企	画	財	課	長								
		吉	田	厚	志		住			長		
								柴	野	一	志	君
産	業	振	課	長		農	林	水	産	課	長	兼
		蒲	原	文	崇	農	業	委	員	会	事	務
									金	山	信	一
住	宅	水	課	長								
		木	村	順	一	建	設			長		
								宮	林		薫	君
市	街	地	課	長		健	康	保	険	課	長	兼
		整	備	裕	仁	浪	江	診	療	所	事	務
		今	野			仮	設	津	島	診	療	所
										西		健
介	護	福	課	長		会	計	管	理	者	兼	
		松	本	幸	夫	出	納		室		長	
									中	野	隆	幸
教	育	総	課	長		生	涯	学	習	課	長	兼
		鈴	木	清	水	浪	江	町	公	民	館	長
								岡	長	書	館	秀
												樹
												君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長		次	長	兼	係	長	
		掃部関		久 君			中	野	夕華子	君
書			記							
		岡 本	ち り	君						

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

ここで、議案審議に入る前に、出席の皆様に申し上げます。

会議中は浪江町議会会議規則第104条の規定に基づき、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動は慎むようお願いいたします。また、同じく会議規則第54条の規定に基づき、発言は全て簡潔にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えることのないようにし、質疑に当たっては自己の意見を述べることをのいようにお願いいたします。

◎発言の取消しについて

- 議長（平本佳司君） 日程第1、発言の取消しについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、8番、佐々木茂君の退場を求めます。

[8番 佐々木 茂君退場]

- 議長（平本佳司君） 暫時休議します。

(午前 9時01分)

- 議長（平本佳司君） 再開します。

(午前 9時01分)

- 議長（平本佳司君） 佐々木茂君から、3月5日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、発言取消申出書に記載した発言が不穏当のため、これを取り消したいとの申出がありました。
お諮りします。この取消しの申出を許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、佐々木茂君からの発言の取消しを許可することに決定い

たしました。

8番、佐々木茂君の入場を認めます。

[8番 佐々木 茂君入場]

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午前 9時02分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前 9時02分）

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第2、議案第11号 東日本大震災等による被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第11号 東日本大震災等による被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第3、議案第12号 東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第12号 東日本大震災等による被災者に対する令和6年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第13号 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 何点か確認させていただきたいと思います。

1つは、第4条で浪江町公の施設に関わる指定管理者の指定手続に関する条例、この条例で、今回その指定管理者に当たっては、第2条の募集でやるのか、それとも第5条の公募によらない方法でやるのか、その点。それから、第11条の利用料金の納付に関してですが、この利用料金、別表に記載されていますが、この金額の算出方法といいますか、こういった基準で出されたか。それから、第2項で上限額だよと、こういうふうに規定されているんですが、指定管理者が自分の裁量でやるとやりづらくないのか。最初からこういった金額を提示していいのかどうか。その辺のところ説明をお願いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

まず、1点目の第4条指定管理、公募になるのか公募によらない方法によるのかというところでございます。今のところの計画としましては、今回の条例制定後、移行準備期間を経まして、現在の運営主体である一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団のほうに、公募によらない方法で選定をしたいと考えております。こちらにつきましては、後ほどの予算のほうでもご説明させていただくんですが、本館部分について、まだ改修できていない部分があるんで

すけれども、その改修がこれからになります。その改修の期間については公募によらない方法で、運営主体のほうにお願いしたいと考えております。その後改修が整いましたら、大体再来年度になると思うんですけれども、条件が整いましたら、改めて今度は公募による形で行いたいというような計画をしているところでございます。

また、2点目の利用料金の別表の考え方でございます。こちらについては、近隣の宿泊施設であったりといった部分について参考にさせていただいて、上限額を算出させていただいたところでございます。

3点目の上限額を設けておくことによって、指定管理者の自由裁量的な部分が設けられないじゃないかというご質問でございすけれども、こちらあくまでも上限額でございすので、この範囲内において、指定管理者がいろんなプランを立てて見極めをしていただきながら、料金設定をしていただく。当然町との協議は必要になってくるんですけれども、いろんな経営的な状況であったり、周りの状況も鑑みながら、この上限額の範囲内で、裁量権の中で料金を設定していただくということになるかと思ひます。

以上でございす。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） はい、14番。おはようございす。

質問の内容については、ほぼ小澤議員と同じような内容でしたが、さらにちょっと、第13条の利用料金の減免についてお伺ひします。

客室料金は町長が特に必要があると認めるときは減額または免除できることとしています。この特にというのはどういうケースなのか、お伺ひしたいと思ひます。また、今の質疑の中で、今後指定管理者に一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団が想定されます。事業団の理事長が町長です。以前ふれあいデイサービスの指定管理者に、浪江町社会福祉協議会を選定する際、指定管理料を払う側と管理運営する側のトップが同じでは、私は違和感がありますよというような意見を申し上げました。その後、社協は民間の方が会長になりました。また、道の駅なみえの指定管理者でもある一般社団法人まちづくりなみえも、民間の方が代表理事になりました。こういった先例に倣ひ、一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団のほうの理事長も、民間になってもらうような検討が今後必要かと思ひますが、お考えを伺ひます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　まず、1点目の第13条の減免の考え方についてでございます。

こちらにつきましては、災害発生時の施設利用等々を想定しております。同施設、町の福祉避難所に指定されているところでございます。また、3年前の福島県沖地震の際に、相馬市のほうが断水したときに、大浴場を無償で開放したというようなところがございますので、そういったケース、公的利用の部分で減免ということを想定しているところでございます。

あと、2点目の理事長と町長が同一人物ということのご質問でございますけれども、こちらにつきましては、いこいの村につきましては、まず帰還促進のための町民の一時滞在施設として、平成30年6月に再開したところでございます。現法人により運営されてきましたけれども、ご承知のとおり従業員確保も難しい状況の中、限られている人数で現在運営をしているところでございます。また、新年度予算にも改修事業の予算を計上させていただいておりますけれども、全館復旧していない状況もございまして、不安定な状況であるため、施設改修が完了し、全面復旧がなされるまでの間は、町が積極的に関与する必要があると考えているところでございます。法的には問題ないとの見解から、全面復旧が完了するまでの間は、現法人を指定管理者として、施設運営の安定化を図っていきたいと考えておりますが、ご指摘の点も含め、今後法人の理事会においてご議論をいただくということを協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君）　指定管理者のほうの件は理解しました。あと減免、免除に関して、特に災害時の施設ということでケース的には考えていると。

あともう一点考えていただきたいんですけれども、これ一般質問でも、私言いましたが、合宿の里の浪江を目指そうよと。その際に、いこいの村を有効に利用していただきたいと。その際は、減免制度を考えてもらいたいんだけれどもというような質問しました。特に町長が認めるというようなケースにおいて、合宿のほうもぜひご検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　ありがとうございます。先ほども小澤議員のところで申し上げましたけれども、利用料金につきましては今回は上限を定めるものでございまして、この範囲内であれば、町と協議して指定管理者が料金を定めることができるということにな

っております。ということもございますので、指定管理者となった方は、そういった合宿プランであったり、団体プランであったり、そういったものをこの上限額の範囲内で、低額プランを設定していただきながら運営するのは可能かなと思っておりますので、そういった形も含めて、指定管理者の方と、決まりましたら協議をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 私はいこいの村が町営になるということは、いいことだと思っております。それで、建物自体が古いような感じがいたします。中を改修する金額、全面改築したほうが私はそっちのほうがいいと思っはいるんですが、その比較検討とかされたかということが1つ。

昔、浪江町ではふれあいセンターの工場跡地を改修して、相当なお金を使ってしまったという苦い経験があるかと思ひますけれども、そういう点を入れて考えたかどうか、ちょっとお聞きしたいと思ひつています。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ありがとうございます。今回の改修につきは、本館の2階から4階の客室部分のごく一部の部分になってございます。全体を取り壊して建て直すという費用よりは、かなり安く再開できるということの試算をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第13号 浪江町宿泊施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第14号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第14号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第16号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第16号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第17号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第17号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁

償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第18号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第18号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第19号 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第19号 浪江町防災交流施設の設置及び管理に関する

る条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第20号 浪江町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第20号 浪江町水道事業給水条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第21号 浪江町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第21号 浪江町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第22号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第22号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第23号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第23号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第15、議案第24号 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 確かに農業委員会委員の皆さんは、こうした状況の中で、土地の扱い方について苦慮されているかと思えますけれども、太陽光発電とかいろいろな町に対する申請とか上がってきて大変だろうと思えます。それに対して行動に移さなくちゃいけないものですから、ただ今の農業の状況からすると、定員を2名増やすというのは、果たしてそれが妥当なのかという疑問を持っています。ですから、もう少しこれは時間をかけて、人員を増やすべきか増やさないのか、これをしっかり考えていただきたいと思っていますので、これについてのご意見をいただきたいと思っています。

○議長（平本佳司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金山信一君） ご質問にお答えします。

農地利用最適化推進委員の定数の目安は、農地法の施行令で定められており、農業委員会区域内の農地面積のヘクタール数を100で割った数以下になっております。町の農地台帳の面積は約2,900ヘクタールなので、29人以下が目安となっております。現在、町内の18地域で、地域計画策定に向けた営農再開と、担い手の農地集積の話し合いが進んでございます。農業委員会も話し合いに加わっており、特に農地利用最適化推進委員には、農地利用調整の役割が求められております。加えて、営農再開が進んでいることに伴う農地の貸し借りや売買、帰還しない農地所有者による農地転用など、農業委員会への申請件数も増加しており、申請農地の現地調査や利用者への

聞き取り調査など、業務量が増えている状況にございます。このことを農業委員会でご議論いただきまして、今回業務増に対応するため、18名から20名に2名増やすということとなっておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第24号 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第16、議案第25号 浪江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） この条例の廃止は、震災前津島支所として使っていた施設を解体するために条例を廃止するというものですが、浪江町農業構造改善センターという施設は、あくまで震災前は津島支所としてのみ使用していたものなのか、お伺いします。また、あわせて解体となれば解体費用が発生するわけですから、これは環境省が負担すべきものと思いますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

今回の該当施設である農業構造改善センターは、農村地域を活性化するための施設として、津島支所に関しては一部入居していたと

いう取扱いになってございます。農業構造改善センターの設置目的
といたしましては、農業経営と農家生活の改善並びに農村地域住民
の健康増進及び環境整備となっております。もともとの求められて
いた機能としては、会議室、交流スペース、調理室等がございまし
たが、代替機能としては津島活性化センターで対応することとして
おります。解体に関しましては、建物の被害調査を実施した結果、
半壊の認定が出ておりますので、環境省による建物の解体を予定して
おります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

8 番、佐々木茂君。

○8 番（佐々木 茂君） 今回解体ということになりますけれども、将
来的には復活ということが想定されるかどうか、それについてお聞
きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えします。

現状では活性化センターで代替が当面可能ということでございま
すので、新たな計画は今のところございません。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第25号 浪江町農業構造改善センターの設置及び管
理に関する条例の廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第17、議案第26号 工事請負契約の締結について（棚塩産業団地環境対策工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第26号 工事請負契約の締結について（棚塩産業団地環境対策工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第18、議案第27号 工事請負契約の変更について（地デジ再送信システム復旧工事その2）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第27号 工事請負契約の変更について（地デジ再送信システム復旧工事その2）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第19、議案第28号 工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第28号 工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事（再対策））についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第20、議案第29号 工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

- 5番（小澤英之君） 194ページを見ていただきたいんですが、平面図になります。今回ピンク色の部分が追加になったところだというふうなことなんですが、その事前調査のピンクの丸の部分がなぜその今回の追加の部分のほうになっていなかったのか。要するに、設計段階で全体的な調査といいますか、その辺はなぜやらなかったのか。この点、ちょっと教えていただきたい。

- 議長（平本佳司君） 農林水産課長。

- 農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

事前の設計に関しましては、ため池の設計マニュアルに基づいて調査を行っております。一定面積中の抽出面積というのは決められておりまして、それで代表的なポイントによって設計することになっております。それに基づいて、ある程度のマニュアルに基づいた

範囲を設定して、発注後、施工者による詳細な現地調査を行うということになっておりまして、その現地調査から元の設計図に足りない調査というものが、結果判明してしまったということだと思いますけれども、発注後、確実に放射性物質を取り切るということを主眼としておりますので、事前に発注後の調査レベルまで調査できていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） そうしますと、今後もそのマニュアルに基づいてやるというふうなことから、今後もこういったケースが出るというふうなことが考えられます。そういったことであれば、もっとマニュアルを改定するというのは、国の部分なのでなかなか難しいかもしれませんが、できるだけ事前に把握できるような対策を、今後お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第29号 工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第21、議案第30号 工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第30号 工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第22、議案第31号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第31号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第23、議案第32号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 予算書の事項別明細書の歳入のほうからで、ま

ずは216ページ。

上から2番目の町たばこ税です。町たばこ税が1,600万円ほど補正減になっております。その理由をお伺いします。

次に、その下の地方交付税、これが約6億円が補正増になっております。これも理由をお聞かせいただきたいと思います。

続いて、歳出のほうで、232ページ。

一番下の節18負担金補助及び交付金、約2,800万円ほど補正減になっています。各支援金補助金の減額が計上されておりますが、ここで大切なのは、実績見込みとか額確定によって補正減をしたのだというようなことではなくて、しっかりこの補助金が有効に活用されたかということが必要だと思っています。そこで、この移住促進に向け、どこに補助金が活用されたかなど、どのような分析をされているかと。6年度の予算編成にも関わることでありますから、そこはしっかり分析していただきたいし、考えはあると思うので、お答えいただきたいと思います。

次に、246ページ。

これも同じような意味で質問しますが、目4の農業振興費の節18負担金補助及び交付金、約2,000万円の補正減。目5営農再開支援事業費の次ページの節18負担金補助及び交付金の約9,500万円の補正減、これについても今ほど申し上げましたが、しっかり分析が必要かと思えます。お答えいただきたいと思います。

最後に、247ページ。

同じページの目6有害鳥獣対策。有害鳥獣の7対策費、節7の報償費、1,100万円ほど補正減になっています。これはただ単に捕獲隊の報償費ですが、捕獲隊の隊員減によるものなのか、補正減の理由を伺います。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、まずたばこ税の減少の理由についてでございます。

たばこ自体の消費動向の分析については、個別に行っておりませんので、非常に分析が難しいところでございますけれども、現在の浪江町のような特殊な状況下における、いわゆる特殊要因的な状況で分析いたしますと、一部の地域の避難指示が解除されて時間が経過し、復興事業の進捗が一定程度進んだことによって、事業に関わる作業員の方など、浪江町に昼間に滞在する方の数の減少によって、町内の小売業者による販売本数が減少しているのではないかと、あくまでこれ推測になってしまいますけれども、考えているところでございます。また一般的に言われるところで言いますと、健康志向

の高まりなども踏まえて、考えているところでございます。なおでございすけれども、財務省がたばこ税等に関する資料として、紙巻きたばこの販売本数の推移をホームページに掲載しているのも確認しておりますけれども、これは全国的な数値として、平成8年をピークに、令和3年度までで約4分の1まで減少しているということも確認しております。こういった途中で予算を減額しなくてはいけなくなるような形の予算を組まないように、しっかりとそういったところを適正に把握しながら、今後努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、地方交付税6億円増の理由についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、震災復興特別交付税において、主に復興関連事業に係ります過年度の実績確定に伴います交付税の増額、そして、南部衛生センターの改修に伴います広域圏組合への負担金、こちらが多くなっておりますので、こちらの財源分として増額とされているものでございます。

続きまして、次のご質問で移住関係の補助金の減、こちらについての分析評価についてということのご質問でございます。

こちらにつきましては、アパートなど家賃に対する補助利用者は前年度よりも増加をしております。そして、お試し宿泊などの移住前に利用可能な補助制度につきましては、前年並みか減少というような結果となっております。一方で、移住者数自体は昨年度実績の数字の118人を超える、本年1月末時点で130人の方が移住をしているという実績もございます。移住前に使える制度につきましては、その年に移住検討者が使って、その年に必ずしも移住してくるというわけではございませんので、こういった支援制度を継続して実施していくということが大事かと考えております。このようなことも踏まえまして、移住検討者が平等に補助制度をまずは知っていただき、利活用していただけるように、引き続き補助制度の利用促進を図るとともに、移住イベントやガイドブック、ホームページ等により、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

246ページ、目4農業振興費の節18負担金補助及び交付金の2,070万9,000円の減となっております。その主な内訳としては、町外の避難先での経営再開のための避難農業者経営再開支援事業補助金

700万円の減、町内に参入する農業法人に対し、農地や事務所等の賃料を補助する農業参入推進支援事業補助金508万8,000円の減、新規就農者に対して収入、家賃補助する新規就農者確保促進事業補助金325万9,000円の減となっております。

次に、営農再開支援事業の補正減は、主に実績による補正減となっておりますが、主に節18負担金補助及び交付金で説明にありますように、多くのメニューがございます。これら補助金に関しましては、予算編成時期に営農者等からの聞き取りの結果や、新たな就農者や法人参入の相談状況、加えて年度中の新たな需要へもすぐ対応できるように、一定の余裕を持ちつつ予算組みを行っておりますことから、結果大きな減額となっております。

これら営農再開などにつながる補助制度につきましては、多くの方にご利用いただけるよう、次年度におきましてはさらなる周知に努めてまいりまして、有効に活用するようにしていきたいと思えます。

次の247ページの有害鳥獣対策費の節7報償費、1,100万円の減の主な理由でございます。

主なものは、イノシシの捕獲頭数について、見込みに関しては620頭見込んでおりましたが、年度末見込みで250頭見込んでおるということで、当初計上した数より実績で大きく減ったこと、また捕獲隊の1名の方が8月末で退職したことから、出勤日数が減となったことが大きな理由となっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 2点ほど、再質問を行いたいと思えます。

まず、地方交付税です。

この地方交付税のうち普通交付税、特別交付税、震災復興特別交付税のそれぞれの補正後、つまり令和5年度の年間交付額はそれぞれ幾らだったのかお伺いします。これは当初予算の参考にしたいと思えますので、お聞かせいただきたいと思えます。

あと、捕獲隊の件です。

イノシシの捕獲頭数が減ったということで、以前私が産業建設常任委員会のほうに所属していたときに、やはり豚熱がはやって、イノシシの捕獲頭数が激減したということで、町民にとってはイノシシの数が減ることはありがたいんですけども、捕獲隊員の維持あるいは確保という面では、出勤1日5,000円の手当のほかに、大きく捕獲頭数の1頭当たりの報償費が影響されます。イノシシは1頭2万5,000円のはずですけども、これが激減したということで、

捕獲隊員がなかなか厳しいんじゃないかということで、何らかの別な手当てを考えるべきじゃないかというような質問をした経過があります。その後、この点についてどのように検討されていたのか、お伺いします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 交付税のご質問にお答えをいたします。

3月補正後の歳入の見込額につきましては、普通交付税で約27億8,700万円、特別交付税が約1億8,000万円、震災復興特別交付税が約53億900万円。こちらを歳入で見込んでおります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

捕獲隊の皆さんと現状の報償費の在り方について協議をさせていただいた経緯がございます。その結果、現在の報償費の考え方の継続で今のところ問題はないというお話をいただいております。今後につきましては、捕獲隊員の安定的な確保という観点からも、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第32号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第24、議案第33号 令和5年度浪江町国民

健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第33号 令和５年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第25、議案第34号 令和５年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第34号 令和５年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３５号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第26、議案第35号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第35号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第27、議案第36号 令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第36号 令和5年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第28、議案第37号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第37号 令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第29、議案第38号 令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第38号 令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第30、議案第39号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第39号 令和5年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（平本佳司君） ここで10時20分まで休憩といたします。

（午前10時05分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時20分）

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第31、議案第40号 令和6年度浪江町一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 予算書の新規事業について、何点かお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 予算資料ですね。

○12番（松田孝司君） 予算資料、9ページの総務費の21番、空き家改修補助事業。これ1戸当たりどれぐらいの予算になっているか。ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、1戸当たりどれぐらいで考えているか。

あと、22番の各種証明書交付に係る窓口業務改善事業。これ、コンビニ交付等整理券発行機などを購入するとありますけれども、こ

れいつ頃から開始する予定なのか。

あと、次のページの10ページ、1番、成年後見制度中核機関事業。これは庁内に設置する考えなのか。

あと、次の2番の児童発達支援センター事業。これも双葉郡内となっていますけれども、大体どの辺を考えているのか。

あと、13ページ、衛生費の10番、歩行力改善事業。これ歩行力改善事業を実施するとありますけれども、大体どれぐらいの頻度で行う考えなのか。あとどういった周知を考えているのか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、空き家改修事業の中身についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、移住者や帰還希望者が町内に自ら居住することを目的に、空き家を購入または賃借した場合に対象となります。改修につきましては、補助対象となる費用の2分の1以内で、最大150万円。清掃につきましては、費用の2分の1以内で最大30万円。このほか子育て世帯などの要件に応じまして、最大30万円までの加算がございます。

もう一点としましては、除却についての補助もございます。

こちらは自ら居住するために購入した空き家の解体、残置物の処分、庭木の剪定などが対象となっております、補助対象費用の2分の1以内で最大80万円を補助するものとなっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ページ9ページ、番号22の各種証明書交付に係る窓口業務改善事業の実施タイミングでございますけれども、本事業の中には4点ほど入っておりまして、大きくコンビニ交付、それからコンビニ交付で使う端末を役場の庁舎内に入れること、それから手書きではなくてタッチパネルで申請をつくる申請書の自動作成システム、それから単純な整理券の発行機、4つほどになっておりますけれども、このうち一番長くかかるのがコンビニ交付に関わるシステムの構築でございまして、開始から約10か月ほどかかるような形で資料のほう確認しておりまして、このことから、これに合わせてほかの事業も実施するとなると、恐らく早くても令和6年度末から令和7年度の初めぐらいまでかかるのではないかと、今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案資料の10ページのナンバー1、成年後見制度中核機関事業についてでございますが、こちらにつきましては、成年後見制度の利用計画において令和6年度に設置が求められているもので、今回は双葉郡内で希望する町村でお願いするものでございます。町村名としましては、大熊町、川内村、檜葉町、広野町と浪江町で行うものでございまして、設置場所につきましては檜葉町を予定してございます。

続きまして、ナンバー2の児童発達支援センターにつきましては、震災前に児童のデイサービスを実施していた2事業者において、事業再開の意向を確認したところ、1者が前向きに検討しているということから進めているものでございまして、今回は富岡町に設置を予定しております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） 13ページの10番、歩行力改善事業についてお答えいたします。

まず、歩行力改善事業のやり方でございますが、まず各個人の歩き方の特徴の測定会を行います。これによって歩く速度ですとか特徴、歩幅ですとか重心のかけ方、そういったものを測定いたします。それを基に、もっと健康増進につながる歩き方というものをアドバイスをして、その後で各自歩行をしていただきます。その際には、ホコタッチという小さい機械を腰につけていただいて歩行していただき、また測定会を行って、自分の歩行が改善されているのかというのを計測していくということになりまして、年4回測定会を行って歩行を改善していくことを想定しております。また、自分のホコタッチの機械の測定は、ずっと歩くときに計測していただきますが、月に1回程度、公共施設、役場などに印字できる機械を設置しておきまして、そこで印字してちゃんと歩けているかというのを各自確認していただくことを考えております。

それから、周知の仕方については広報なみえで周知したいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 資料の11ページの18番のコミュニティ助成事業についてお聞きしたいと思います。

実は、町は町内町外に住んでも同じ浪江町ということで、絆とい

うことを大前提に、同じ行政の力を享受しているわけでありませうけれども、実は各自治会というのをつくってはいるんですけれども、このお金が、実はなかなか値上げができないような状況になって、運営資金に事欠くようになっています。さらに行政区の中でもお金のないところ、これも非常に運営費が枯渇したために、活動がなかなか前向きにできないというような話も聞いております。非常にこの事業、確かにありがたい事業なんです、使い勝手が悪いのではないのかという話もあります。確かに飲食にはできないということは、それはそれとしていいんですけれども、浪江町が中心になって自治会を形成している復興公営住宅のような場合、少し融通がきくような助成対象であればいいなと思っていますので、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） コミュニティ助成事業の質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、今現在、町民の相互のコミュニティの維持形成及び東日本大震災からの復興を目的としたまちづくりを推進する団体に交付をしているところでございます。こちらの要綱におきましては、自治会の運営費に補助を充てることはできないような形になってございまして、こちらの事業は復興財源を財源として実施をしているものでございますので、ちょっと難しいような状況となっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 使途が難しいような状況の中で、こういう予算を立てても、どのぐらい利用されているのかも公表していただきたいなと思います。私も実はDVDの作成のために申請をしようかと思ったら、非常にこの申請が難しいということで、諦めました。イベントだけ、オンリーならいいんでしょうけれども、その中ではやっぱりお茶ぐらいは出したいなという気持ちもありますし、自治会の運営費も実は金がないので、手当すら今お渡しすることができません。ほかの自治会も同じようだと思いますので、そういうところをしっかりと精査して、使い勝手のよい助成事業であればと思いますので、是非ご検討いただきたいと思っています。これについてご意見いただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 今年度の利用実績につきましては29件でございます。新年度につきましては30件を予定してございます。

飲食費につきましては、公費の負担ということで難しい状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 確かにお茶代とか弁当代までは出ないんだろうとは思いますが、ただ、浪江から避難されているままで、浪江町が中心になって運営している自治会もあるものですから、その運営関係にも少し流用ができないのかどうか。さらに、今度行政区でも、もうてんでん散り散りになっていますので、この間も総会やったときに、残金4万円とか私のところありましたけれども、もう運営ができない。泊まりがけで懇親を深めたいと言っても、なかなか難しいという状況になっているのも事実なので、それをやっぱり念頭に入れていただいて、使い勝手のいい助成事業であればなということで、ぜひ考えていただけないか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 現状におきましては、こちらの補助金要綱による目的でしか使用ができないということになってございますので、これでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） ほかに。

13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君） 歳入歳出予算資料から。

さっき12番議員から、9ページの21番で上限は分かったんですけども、何件なのかお伺いします。

そして、その下の22、来庁者の整理券発行はなぜ今年の予算から始めたのかと。近隣町村はどうなっているのか、お伺いします。

次に、13ページの番号16番、仮設トイレ設置事業で、毎年15か所30基だったんですけども、今回は3か所6基減ったと。場所はどこなのか、お伺いします。

そして、次のページの14の一番上、17番で、今年は何件ぐらい想定しているのか。

そして、20ページの番号10番、11番は新規事業なので、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

そして、21ページ、番号2番、道路パトロールを実施すると。これはパトロールの頻度と何人ぐらいでやるのか、お伺いします。

そして番号7番、維持管理を事後的な管理から予防的な管理とは、何がどのように違うのか、お伺いします。

次に、22ページの番号19番、カメラインターホン設置なんですけ

れども、幾世橋住宅及び御殿南住宅で600万円なんですけれども、単純に割るとちょっと高いのかなと。あとの町営住宅、請戸住宅団地とか津島住宅団地、幾世橋住宅団地はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、最初のご質問の空き家改修補助事業についての想定している件数についてのお問合せ、ご質問だったと認識しております。

こちらにつきましては、改修と除却、清掃で、それぞれで2件ほど来るという想定で予算計上しております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ページ9ページ、22番のコンビニ交付のなぜ今年度から実施するに至ったかということでございますけれども……。

整理券ですか。失礼いたしました。

整理券のほうは、このところ、いわゆる東京電力の追加賠償であったり、それからマイナンバーカードの申請であったり、一般的に通常、恒常的に来られるようなお客様でないお客様の増加が見られて、どうしてもその数が多くなっているということもあって、窓口のほうがちっと煩雑な状況になっている状況でございます。特に、今年度はそういった状況が多く見られて、待ち時間が長くなったりとか、そういうところに対応するために、整理券の発行を今年度から実施するに至ったところでございます。

それから、仮設トイレの減少分でございますけれども、これは特定復興再生拠点区域に設置されておりました3か所について、解除に伴って、設置行政区の行政区長さんと協議させていただいて、どうでしょうということで、取り外しても問題ないというようなご意見をいただきましたので、3件取り外したというような形でございます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 14ページの番号17、帰還環境整備の井戸の整備です。今年の予定はというご質問でしたが、まずはこの予算に関しましては、藤橋地区の1件でございます。今後も申請等ありますので、その際は補正予算等にて対応していきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ページ20ページ、ナンバー10番の産学

官連携施設整備事業、こちら新規事業になりますが、もっと詳細な説明をということのご質問にお答えします。

現在浪江町では、各大学であったり企業さんといろいろ協定を結びながら、いろんな取組を行っております。ただ、その地域活動が点になっている状態になりまして、その学校の学術研究と企業の部分がなかなか交わらないという部分がございます。今後エフレイなどの創設を機に、そういった町内での企業や大学の活動が活性化することを期待するということがございまして、今年度の予算でそういった連携を促進する施設のニーズがあるのかという調査をやらせていただいたところでございます。その結果、各大学であったり企業でも、そういった連携施設があると、活動の幅が広がるというようなご意見を頂戴したところでございまして、来年度予算では産学官連携施設整備事業ということで、施設の調査であったり設計であったり、そういった費用を掲載させていただいたというようなところでございます。

続いて、その下、11番の産業適地整備事業でございますが、こちらについて浪江町は震災後、5つの産業団地整備を行っております。そのうち4つが完成して、今RE100団地のほうが、造成中になっております。そちらのほうについて空き区画もあるんですけども、そこにも引き合いが結構来ているということがございまして、今後新たな産業誘致をするためのフィールドとして、新たな産業団地を整備したいということで本年度、その適地調査をさせていただいたところでございます。その中で適地と思われる所について、来年度につきましては測量等々の調査、もうちょっと詳細なことを進めていきたいというような予算を計上させていただいた内容でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ページ21ページ、番号2番、道路維持管理のパトロールにつきまして説明いたします。

パトロールにつきましては、職員による巡回以外に民間建設業に委託を検討しております。町内全域で月2回から3回程度で、人員は2員を想定しております。

続きまして、番号7番でございます。番号7番の公園について説明いたします。

本事業は都市公園の計画的な維持管理を行うことで、公園施設の長寿命化及び維持管理費の低減を図ることを目的としております。丈六公園につきましては、都市公園で地方公共団体が策定する公園

施設長寿命化計画に基づき、適切に維持管理されている施設の改築においては、国の交付の対象となることから、来年度に計画を策定するものでございます。

説明は以上です。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） ページ22の19番、公営住宅へのカメラ付きインターホン設置事業ですが、まず現在の状況なんですけれども、現在の状況は、幾世橋集合住宅は80戸がチャイムでアイスコープがついているような状態で、幾世橋住宅団地85戸と御殿南10戸については、チャイムと音声通話ができるような状態。請戸住宅団地と津島住宅団地については、音声通話、モニターで目視できるような状態となつてございます。今申し上げた幾世橋住宅団地85戸と御殿南10戸に対しまして、防犯対策のためにモニターをつけまして、目視ができるような状態にしたいと考えています。金額については見積りによるものですので、この金額でやらせていただきたいと思います。ほかの3棟については目視ができる状態と判断していますので、今のところは改修の予定はございません。

以上です。

○議長（平本佳司君） 13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君） 21ページの番号2番だけ再質問させていただきます。

月2回から3回で2名ということなんですけれども、これ例えば支障木とかあったときはその撤去までやってくれるのかだけ、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） お答えいたします。

支障木伐採及び除草の費用も含まれております。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 予算資料、主要事業で質問します。

ページ9 ページの番号16番、継続事業で、地域おこし協力隊の地域活動支援事業、4,374万円。これ新たに起業型の地域おこし協力隊を募集するとありますが、これまでの事業との違いは何か伺います。そして、いろいろと支援補助されておりますが、地域活動では主にどのような活動されているのか伺います。

次に、ページ10ページの番号2番、新規で児童発達支援センター事業95万円、事業の内容というふうなもので説明していただきたい

と思いましたが、松田議員から質問をされました。それでは、双葉郡内に開設すると説明されておりますが、場所はどこですかというふうなことで、これは広域圏との連携なのか、これを伺います。

それから、ページ12ページの番号1で、新規で遠隔診療実施体制補助金補助事業240万、この事業内容の説明をお願いいたします。

それから、最後にページ24ページの教育費、番号7番で、創成小学校・中学校用地の長期間にわたり借りているというふうなことで、今回の予算の買収といいますか、今回の筆数、買収面積は幾らかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、地域おこし協力隊に関する事業についてのご質問でございます。

こちらに、令和5年度までは移住者として自らの視点で浪江町の魅力を情報発信、PRしていただきながら、将来的には自立して町に定住してもらうことを目的として、地域おこし協力隊という制度で募集をしておりました。令和6年度からは、これに加えて起業型おこし協力隊とし、地域資源の活用や課題について、ビジネスで解決を図ることを目的とし、協力隊の着任後は地域に入り込んでいただきながら、町内で持続可能なビジネスを3年間かけて構築していただき、最終的には起業を目指していただくというものを6年度予算では計上しております。

令和6年度予算では、隊員の活動費用に加え、地域資源を生かせるような募集テーマを検討、そして募集要項の作成、募集を行うための広報業務なども委託事業として含んだ予算となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 資料10ページのナンバー2、児童発達支援センター事業につきまして、設置場所につきましては、富岡町を予定しております。

続きまして、広域圏組合との連携であるかというご質問でございますが、こちらにつきましては、双葉郡8町村でお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） 12ページの1番、遠隔診療実施体制補助事業についてご説明を申し上げます。

内容についてのご質問でございました。まずこれにつきましては、町内に居住する子供たちを対象としたオンライン診療を提供する医療機関に対しまして、1か月あたり20万円を上限として補助金を支給するというものでございまして、対象費用としましては、オンライン診療所の用に供します医療機器の賃借料、それから物件の賃借料、それから光熱水費、通信運搬費などを対象費目として補助金を交付するものでございます。

それから、民間の一般の医療機関への補助金ということになりますので、これは国保直診の特別会計ではなく、一般会計での計上とさせていただきます。

それから、こちらの財源内訳に特定財源のその他財源と計上させていただきますいておりますが、これは浪江・大熊・双葉3町で協力して実施したいというふうに考えておりまして、まだ双葉町は子供さんの数が少ない状況でございますので、実際上は大熊さんと浪江町になるわけでございますが、負担金を頂いて、浪江町が幹事役となって補助金を出したいというふうに考えての計上でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、24ページの番号7番、浪江町立学校用地取得事業のご質問にお答えいたします。

令和6年度の予算で計上させていただいている購入予定の筆数及び面積のご質問ですが、4筆、約3,900平方メートルを予定しているものでございます。交渉は容易な状況ではございませんけれども、地権者様にご理解をいただいて、取得できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 再質問で、最終目標として、期間終了後は起業または町内で就業していただくことで、人口増につなげるとありますが、これ継続ですんで、町内での起業、または就職、就業はどのくらいあるのかお伺いをいたします。

それから、ページ12の番号1ありますけれども、私のこの考えの中では、小児科の先生というのは週1回の診療ではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺はどういうふうな体制なのかお伺いをいたします。

それから、24ページの教育費というふうなことでは、今回買収するこの筆数4筆、それで3,900平方メートルというふうなことでありますが、今回買収したとすれば、残りはどれくらいあるのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 地域おこし協力隊の再質問についてお答えをいたします。

これまで、課題解決型の地域おこし協力隊の隊員が期間を満了したという方は2名いらっしゃいます。この2名の方につきましては、1名が浪江町役場の職員として就職、そしてもう一名の方が移動販売車による古着の販売をするということで事業を起こしております。町内に店舗のような形で店を構えるというような起業ではございませんが、移動販売車によっていろんなイベント、町内を含めていろんなところのイベントに赴いて古着の販売をしている、そういった実績となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） 小児科の診療の回数でございますが、多分ご質問は浪江診療所での診療回数のご質問かなと思いますので、浪江診療所での診療回数は月に2回でございます。当初1回で開始いたしました、もう一人小児科の先生に来ていただくことができて、月2回と現在はなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、小・中学校の用地取得の再質問にお答えさせていただきます。

令和6年度購入できましたら、残りの分といたしましては6筆、約6,000平方メートルでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 質問ではないですけれども、要望といたしまして、公共用地はやはり原則として買収するというふうなことが基本だと思います。創成小・中学校のあそこの校庭、あるいは建物、これは40年以上借地しているのではないのかなというふうに思います。これからいろいろ用地買収が多々ある中で、やはりそれを借地にしておくというふうなことでなくて、そのときそのときのやはり粘り強くこの買収をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 2点ほど伺います。

予算資料の14ページの22番ですけれども、水素関連システムの関係で、水素利用に関する配送関係と、この小型シリンダーとはガスボンベのような形状を想定しているのか、または酸素ボンベ、あのような形の形状なのか。あと、また利用方法として、家庭用の燃料、要するにガス燃料、こういうような形を想定しているのか。あとは、これを発電のみと仮にすれば、一般家庭の利用状況として何キロワットぐらいの容量を想定しているのか。あわせて、その配送予定関係の場所、あと一般家庭用とすれば、その件数も知りたいと思います。

あと予算資料の同じく21ページの5番、津波被災地の関係なんですけれども、一団地にすると、津波関係の買収予定地、それを一団地にするとありますけれども、一応この予定地とすれば、棚塩と請戸地区、中浜地区、両竹地区と津波被災地ありますけれども、その4か所のうちの買収予定地が分かればお願いしたいなど。また、地区別の平米数とか、あと地権者数、筆数も教えていただきたいなど。

あと、あわせて、未買収が仮に残ったとすれば、どうしても売らないという方がいるとすれば、最終的に1か所に集約するというような形で前にたしかあったような記憶あるんですけれども、その予定地、候補地も知りたいと思いますので、お願いします。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 予算資料の22番の民生・産業向け水素サプライチェーン構築事業でよろしかったですか。

こちらにつきましては、実証事業ということで、家庭、あと店舗兼家庭のようなところのモデルのところに、小型のシリンダーで水素を供給してそこで使ってもらってという形をやっております。こちらについては、小型シリンダーで配送をして、大体12本を1回に運ぶようになります。700ワットの純水素燃料電池という形で電気を起こす機械のほうにセットをしまして、家庭もしくは店舗兼家庭の中で、この水素を使いながら、こういった電気需要について、バランスが取れるかというのを実証により、今いろいろなデータ集めをしているところでございます。

件数については、令和5年度につきましては、3件ほどで実施をしているところです。6年度に関しましては、その実施を検討しながら、中身については整理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ページ21の津波被災地整備に伴う用地買収事業についてご説明いたします。

地区別で申しますと、棚塩地区が7名の15筆、請戸地区が15名の27筆、両竹地区が3名で6筆となっております、面積は全体で1.7ヘクタールとなっております。

町としては代替地は持っておりませんが、地権者の要望に応じて、代替地を希望される場合は協議してまいりたいと思います。

○議長（平本佳司君） 10番、よろしいですか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 今、棚塩地区、請戸地区、両竹地区、中浜地区は入っていないのか、その辺ちょっと確認します。

それと1.7平米ですか、これの買収を予定するということですが、これの代替地、要するに仮に、先ほど言いましたように買収できないという形になれば、代替地は当然考えておくべきかなと思いますけれども、その辺の本数がないということであれば、これから検討だと思ふんですけども、やはり買収できないとすれば、早急に代替地も検討していただかななくてはならないかなと思いますので、この辺も早急な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 中浜地区に関しては、地権者はありません。なお、代替地につきましては、地権者の交渉の中で欲しいという方がいれば、その中で協議を進めていきたいと考えております。

○議長（平本佳司君） ほかに。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 資料で、まず11ページ、番号12、子ども計画策定事業について確認したいと思います。

昨年12月22日に、こども大綱が閣議決定されたというふうなことがありました。新規の中身ですので、内容について説明をお願いしたいと思います。

それから、21ページ、ナンバー2、道路維持事業、先ほど来から質問がありますけれども、私のほうからは、道路法との関係で質問をしたいと思います。

基本的に支障木を勝手にするのはできないというふうなことになるのかなというふうに思いますので、その辺の整備といいますか、予算化しているというふうなことだったんですけども、どのようなお取扱いをされるのか確認したいと思います。

それから、その下、道路修繕事業です。工事車両の通行とか、除染廃棄物の輸送等で、損傷しているというふうなことでありますけれども、いろんなところが町道で損傷しているというふうなことな

ので、計画的に、じゃ今年度はここだよとか、そういうふうなものを工程的に、もちろん作成しているからこそこういった予算化されているとは思いますが、今年度はどの辺をやられるのかお聞かせください。

それから最後、22ページ、ナンバー13、景観計画策定事業です。良好な景観の保全形成を図るため、計画を策定するんだよというふうなことでありますけれども、これ継続になっているんです。ですから、今までどういった形で計画をつくっていたのか。それがどういうふうに今後、私の場合まだ良好な景観というのはなかなか見えづらいところがあるので、どのようなところに生かしていくのか、その点を以上お聞かせいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、11ページ、番号12番の浪江町子ども計画策定事業につきまして、その内容をご説明させていただきます。

こちらは、こども基本法、子ども・子育て支援法、子どもの貧困対策推進法、子ども・若者育成支援法及び各法の大綱に基づく計画をまとめまして、子供の健全育成と家庭支援のために策定するものでございます。

令和5年度に、ニーズ調査をいたしまして、ゼロ歳から高校生を持つ保護者の方及び小学校5年生以上のお子さんに対してアンケート調査を実施しているところでございます。

令和5年度の調査を踏まえまして、策定委員会を設置の上、計画を策定してまいります。特に町内の居住者の方のニーズを踏まえて、計画にとどまらず、子育て支援策を実行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ページ21ページの道路維持管理の支障木の伐採でございます。支障木の伐採につきましては、本来であれば地権者のほうから切っていただくことが望ましいのですが、現時点ではまだ避難しているという理由で切っていただけないことがほとんどでございまして、役場のほうで地権者に同意をいただいて、切って、その切ったものを地権者の土地に置かせていただくということをさせていただいております。

その下の道路修繕事業でございますけれども、今年は町内全体の修繕費としまして、震災以降、請戸小学校、復興海浜緑地周辺町道2路線、新町辻前線が大きな予算となっております、それ以外の

町道の修繕についても実施していくための予算でございます。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 景観計画策定の質問にお答えいたします。

今年度の秋に委託契約を交わしまして、今年度はどのように計画策定を進めていくか、協議してまいりました。来年度はワークショップ等で住民の方々から意見を聞きながら計画策定を進めていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 5 番、小澤英之君。

○5 番（小澤英之君） 再質問、1 点だけ。

景観計画で、条例みたいな形で持っていくというふうな考えがあるかどうか、その点聞かせてください。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えします。

今年度の末には条例を制定して、皆さんにご紹介したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。ほかに。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 予算資料の4 ページ、一般会計歳入の自主依存別の財源構成から質問します。

自主財源の繰入金について伺います。

前年度比較で約28億円減の約106億円となっています。この28億円の減は、特定財源の復旧復興に係る基金からの繰入金の減額とほぼ同額です。これは、復旧復興関連事業費の縮小によるものなのかと考えます。

ここで、あえて問題として申し上げますが、財源不足のため財政調整基金、いわゆる財調から約10億円繰入れとなっております。

6 年度当初予算の基金残高は約26億円、前年度の当初予算では約10億円の財調から繰入れとなっていました。そうしますと、来年度10億円を取り崩せば、単純にあと2年で財調は枯渇します。6 年度はしっかりと歳出カットを心がけ、財政運営を行わなければならないと思います。6 年度の予算執行などの取組についてのお考えを伺いたいと思います。

次に、既存財源の地方交付税、先ほど補正の際に質問しましたが、ここでも質問したいと思います。

前年度比較で約15億円減の約53億円になっています。これは、地方交付税のうち震災復興特別交付税、いわゆる震災特交、この見込

額が大きく影響しているのかなと思います。この震災特交は復旧復興事業の補助裏分と理解していますが、今ほど申し上げました6年度は前年度より、復旧復興の事業規模が5年度より6年度当初予算で縮小となるため、減額になったものと推察します。

普通交付税なんですけれども、普通交付税の基礎算定となる人口について、原発被災自治体の人口激変緩和の特別措置が講じられていますので、震災前とほぼ同額交付されております。この特例措置についての期限は切ってはいませんが、やはり今後、期限が切れることも想定されますので、その今後の方向性をどのように考えて国と協議されているのか、またされるのかお伺いします。

次に、歳出について伺います。

まずは、事業別の6年度における重要な事業と私は考えています予算について、まず柱としますので、町長からも上程の際ありましたから、ここで最初にまず質問します。

駅周辺整備事業に係る当初予算の事業費、あと福島国際研究教育機構に係る推進事業費、復興牧場に係る事業費を教えてくださいと思います。

なお、駅周辺と復興牧場については町長より説明があったと思いますが、総事業費のうち6年度の事業費を伺いたいと思います。また、デフレに係る推進事業費は、予算書で言う159ページの目2の機構推進事業費の約2,100万でいいのか、ここであえて確認したいと思います。

次に、主要事業から質問します。

9ページ、先ほども質疑にありましたコンビニ交付についてです。コンビニ交付については、ナンバー22です。コンビニ交付については、非常に私、思い入れがあって、6年前に現在の中野会計管理者が住民課長だったと思うんですけれども、一般質問で、全国に離散状態にあるので、ぜひコンビニ交付を行ってはいかがかというような質問をしました。それで、ようやく6年越しにこの事業が上がったということで、非常に私は評価したいと思います。実施時期については、6年度末から7年度初めぐらいに実施できればというようなお答えありました。このコンビニ交付だと、コンビニと連携が必要です。差し支えなければ、コンビニ名を伺います。

次に15ページ、5款労働費のナンバー1、いこいの村の本館上層改修事業についてです。総事業費は約2,600万で、先ほど条例制定の際に、改修を考えているんだというようなお話がありましたが、具体的にこの改修のための調査設計業務費なのか、伺いたいと思います。また、何部屋の改修を想定されるのか、事業詳細を伺いたい

と思います。

次に17ページ、ナンバー16、ふくしま森林再生事業についてです。総事業費約1億2,300万円、5年度からの繰越しで、川添、加倉、田尻地区の再生事業は継続されます。ここでは、6年度は立野地区の森林再生事業は実施されるのか伺いたいと思います。

次に20ページ、ナンバー11の、先ほど産業適地整備事業について質問がありましたが、ちょっと具体的に質問したいと思います。

現在、町では請戸とF-R-E-Iの隣接地の川添東師内、あとは浪江インター周辺の3地区が適地として選定しているんだと全協にて説明がありました。具体的に、この6年度の事業費約3,400万は、優先的に整備想定を考えているF-R-E-I隣接地の用地調査なのか、伺います。

ちょっと多くてすみません。

次、21ページ、ナンバー6、発注者支援事業2億7,300万についてです。

これは委託によるものなので、慎重な答弁になると思いますが、委託先は具体的に何事業者を予定しているのかと。あと、その6年度の駅周辺整備事業、復興牧場事業など、大規模整備事業のみなのか、事業詳細について、発注者支援事業について教えていただきたいと思います。

あと2点ほど。

22ページ、ナンバー20、権現堂地区公営住宅整備事業についてです。

駅前の福島再生賃貸の住宅の実施設計を約7,000万円、事業費が計上されています。現在、資材高騰により他自治体では事業計画の見直し等で大変苦労されていると思います。たしかこの部屋数が75部屋の住宅を整備すると記憶していますが、資材高騰等の影響により、建築実施設計に影響がないのかどうか。

また、令和4年3月発行の駅周辺グランドデザイン基本計画では、公営住宅の整備計画スケジュールが、5年度実施計画となっていました。スケジュールの変更はどうなるのか伺います。

最後です。予算書から160ページ、9の1の2の1、消防団の報酬についてです。現在の消防団員の定員は何名なのかと。また、この報酬については、定員に基づいて予算計上されているのかお伺いします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、財政全般のお話がございま

して、財政の今後の執行、取組についての考え方のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、財政状況は非常に厳しい見通しであると町も考えております。このため、予算編成に当たりましては、町長が定めた予算編成方針に基づきまして、継続事業を含め、全ての事業をゼロベースで総点検し、組替え、再構築するなどスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図っております。

それとともに、予算ヒアリングなどで過大な予算計上となっていないかなどをしっかりと確認しながら、復興財源を最大限に活用しつつ、過疎債等の有利な町債の発行などによる財源確保を図りました。

予算の執行に当たりましては、無駄な歳出を省き、計画的効率的な予算の執行に努め、安易な予算増額を抑制し、徹底した歳出抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問で、普通交付税の人口特例措置についてのご質問でございました。

こちらにつきましては、議員ご指摘のとおり、現段階で終期等が示されているものではございませんが、一般財源として非常に大きな割合を占めているものでございますので、人口特例措置の延長につきましては、引き続き継続していただくよう国にしっかりと要望をしてまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 駅周辺整備事業の事業費の質問にお答えいたします。

総事業費約220億円に対しまして、令和6年度の事業費が46億9,860万円を計上しております。

続きまして、F－R E Iの事業費についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、令和6年度のふれあい推進事業費につきましては、目2機構推進事業費の2,139万4,000円となっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 畜産施設の事業費についてお答えいたします。

関連する来年度の事業費でございますが、予算資料16ページ、8番にございますように22億1,943万円でございます。総事業費としては約149億円を予定してございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、予算資料のコンビニ交付に関わ

るご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、平成30年当時ご質問いただいたときでございますけれども、マイナンバーカードの申請率が約15%弱ということで、実施するに当たっての基盤が整っていない状況でございました。そういった中、今年度に入ってポイント付与など、国のほうでマイナンバーカードの取得の推進を図ってまいりまして、現在7割から8割ということで、利用できる状態の方がかなり多くなったというのが、導入の肝になっております。

どのコンビニで使えるかでございますけれども、セブンイレブン、ローソン、それからファミリーマート、ミニストップなどのコンビニ、それから一部になってしまいますけれども、スーパーなどでも使えるようになってございまして、全国北海道から沖縄まで約5万6,000店舗で利用できるような形になっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 予算資料15ページ、労働費の1番、福島いこいの村なみえ本館上層階改修事業のご質問についてお答えをさせていただきます。

こちら改修につきましては、現在利用を休止している本館の2階から4階の部分の客室17部屋の改修工事と、下水道へ接続を想定しております、こちらの設計という形で、調査及び実施設計費を今回計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ふくしま森林再生事業の質問についてお答えさせていただきます。

まず、議員おただしのとおり、川添、加倉、田尻地区につきましては、令和5年から継続して行われることになっております。

令和6年度の対象事業地域であります。まずは森林整備にしましては、藤橋の1-2工区ということで実施する予定としております。また、同意取得調査業務に関しては、立野の一部と、それから谷津田地区、それから高瀬地区を予定してございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 予算資料20ページ、ナンバー11の産業適地整備事業のご質問にお答えいたします。

議員からご質問いただいたとおり、今年度実施した調査事業のほうで、大きく3つ、請戸地区、浪江インターチェンジ付近、それか

ら川添東師内地区ということで、3点ほどの候補地適地ということで整理をさせていただきました。

来年度につきましては、そのうちの川添東師内地区のまずは調査測量、それから基本計画の部分について計上させていただいている内容でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 予算資料、ページ21ページの6番、発注者支援業務委託について説明いたします。

令和5年度までは、産業振興課で発注を行っておりましたが、12月定例会にて副町長が申したとおり、令和6年度からは民間コンサルティングを活用した発注者支援業務委託を建設課で発注し、町内の設計を含めた施設整備事業が円滑かつ着実に進むように取り組んでいくものでございます。

業者選定につきましても、今年度と同様に設計共同企業体への委託を予定しております。

具体的な事業内容につきましては、畜産施設整備事業、サケふ化・採捕施設整備事業、RE100団地整備事業、復興海浜緑地整備事業など、各課において技術的な理由により発注者支援が必要な事業、土木工事が10事業、建築事業が11事業、計21事業の予定をしております。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 駅前整備の公営住宅に関する質問についてお答え申し上げます。

まず、基本設計が終了しまして75戸という数字でございますけれども、今後、実施設計におきまして、そこ詳細な設計によりまして変更もあるかもしれませんが、今のところ75戸で進んでいる状態です。

あと整備スケジュール、駅グランドデザイン基本スケジュール案ということで、こちらのほうでは令和5年度から実施設計という形になっておりますが、今回の計上しております金額につきましては、令和5年度からの継続費事業として計上しておりますので、5年度から実施設計は開始になっております。それを含めまして全事業費が9,750万という事業費になってございます。最終的な工事の竣工に関しましては、このスケジュール案では令和8年度内の工事竣工という形になっておりますけれども、今のところの目標で事業を進めている状況でございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは私から、予算書の160ページ、款9項1目2非常備消防費の節1報酬、消防団員の報酬の件につきましてお答えをいたします。

まず、消防団の定員につきましては573名でございます。それで、現在所属の団員は374名でございます。報酬につきましては、374名のうち、実際45名の方と連絡がとれないような状況がありまして、報酬も払えないというようなことで、休団というような取扱いをしております、実際329名分の報酬で計上させていただいてございます。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 2点ほど、まずは森林再生事業についてです。

町の全体面積の7割から8割が森林です。非常に森林は環境にも寄与しますので、しっかり再生事業に取り組むべきだと思います。

そこで、エリアをどのように拡大していくのかとかいう年次ごとの計画を策定すべきで、それを町民の皆さんにも示すべきだと思います。今後、計画策定についてお考えがあるかどうかお伺いします。

あともう一点、消防団の件です。

全国的に消防団の確保が非常に難しい課題だということで、これは同様に当町も言えることで、特に町内居住者からの消防団員をしっかりと確保に向けて取り組まなくては、何か有事の際とか、あとは誘導とか、そういうときに、やはり機能的に動けるような組織づくりをしっかりと作るべき問題だと思います。特に町内居住者へのアプローチの仕方についてはどのようにお考えか、お伺いします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ふくしま森林再生事業のご質問にお答えします。

先ほどの答弁で、立野地区一部というところでお答えさせていただきましたけれども、令和7年度以降に関しましては事前調査、同意取得については立野の残りを予定してございます。さらに、旧特定復興再生拠点であった末森、室原、津島についても、状況を見ながら進めてまいりたいと考えております。

また森林整備につきましては、調査と同意取得が完了した地域を計画的に進めているところでございます。準備が整い次第、発注するようにはしておるんですが、森林所有者の方は、いつ自分のところをやるのかなというふうに考えていらっしゃる方もいると思いま

すので、年度ごとの計画を可能な限り整理し、お示しできるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、消防団員の確保につきましてお答えをさせていただきます。

現在のところ、まず一つは団員からの推薦、町内居住になっている家族の方もいらっしゃいますので、そういった方につきましても、積極的に推薦をしていただけるように働きかけをしております。

また、町内で消防団に興味があるという方も人伝えに聞いておりますので、そういった方につきましては、身元のほうを教えてくださいまして、積極的にお声をかけていきたいと考えております。

また、こちらからのアプローチとしましては、次年度以降、町の広報等で消防団員の募集の案内をさせていただきたいと考えております。

お答えは以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに。

2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 何点か予算資料から質問させていただきます。

まず最初に、8ページの4番、魅力発信推進費事業の関係なんですけれども、総事業費1,688万組んでありますね。県支出が半分、840万ということなんですけれども、この中身見ますと、継続的なものもあるんですけれども、今、私、一般質問でも話したけれども、人口的には今の居住人口は増えていない。平成29年4月から、いわゆる今年1月末の2,162人の居住人口まで。やっぱり、その中の3分の1が移住だと。ということは、この中身的なもの、事業内容なんですけれども、やっぱり移住者絡めて事業の発信すべきと思いますが、その辺のまず1点、どういうお考えをしているのか。

次に9ページ、やっぱり移住関係なんですけれども、13番、移住定住相談体制整備事業、この中の移住者交流集会、何回ぐらいやられたのか。

あと、やっぱり交流集会ということは、今も移住者の話もしたんですけれども、移住者絡めて全て、今、全国見ますと、やっぱり移住者の発信の関係で結構来てる人が多いんですよ。この町は確かに魅力的なものがあって、住みたいまちということであると思いますけれども、やっぱりそういう部分なんか含めて、整理的なものをやっていただきたいと思うんで、その辺はどういうお考えしているのか。

次に、9ページの19番、移住者住宅取得事業。これ1,160万組んでありますよね。そういう関係の中で、もう少しやっぱり移住者が増えてきている関係あるから、もっと、今年度はしようがないんですが、来年度はやっぱりもう少し組んでいただきたい。これ要望なんで、いいですけども。

あと、15ページの労働費の関係の1番、福島いこいの村なみえ本館上層階改修事業2,594万5,000円、これは先ほども出たと思うんですけども、一応改修してから、確かに人口的に泊まる方も増えてきた。交流人口も増えてきた。だけれども、やっぱり泊まる方なんかを聞きますと、1回宴会やっても、その回で終わりだという感じあるんで、やっぱり今後、佐々木議員も博文議員もお話ししたけれども、全面的な改修の関係をやっていかないと、まだまだ増えてこないんで、もう少し金額を組んでいただいて適宜な改修計画を持っていきたいと思うんで、その辺の考えは来年度以降あるのかどうか、その辺の4点お聞きします。

以上です。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、ご質問の1点目、魅力発信事業につきましてのご質問でございます。

この事業につきましては、継続してやっているところもございますが、今年度、令和6年度は、動画制作や誘客ツアーの実施を予定しております。

また、それらを総合的に紹介するポータルサイト、こちらを運営するものでございます。このサイトの中では、町内の周遊ルートやスポット動画などを紹介していくとともに、動画視聴者の、どういう方がその動画を見たかという分析や、ツアーの参加していた方のツアー前とツアー後の町のイメージの変化の分析、そしてツアー参加者が地元に戻っていただいて浪江町の情報を拡散していただく、こういったことで効果的な情報発信をしていくということを狙いでやっております。

またこれは継続なんですけど、インフルエンサーといって拡散力のある方と連携をして、ライブ配信などを行うことによりまして、若い世代に浪江町を知っていただいて、浪江町を検索していただくという機会の増加を図るための事業でございます。

2点目、移住の交流会などの開催についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、移住相談窓口をまちづくりなみえに委託をしている部分もございます、そちらで9月に1度、移住者交流会をしております。さらには、あさって土曜日になりますが、こ

ちらは防災というテーマで移住者交流会をする予定としております。

議員ご指摘のとおり、移住した後のフォローということで、移住者交流会というのは非常に大事になってくると考えておりますので、次年度は評価をしていただけるようしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 15ページの労働費、1、いこいの村なみえ本館上層階改修事業のご質問についてお答えしたいと思います。

いこいの村なみえにつきましては、未整備だった2階から4階の部分の客室17部屋を改修するということになり、これによりまして、全て改修できることになってございます。

町としましては、今後交流人口が増えていく、例えばF－R E Iであったり、そのほかパークゴルフ場であったり、復興祈念公園、こういったものが整備されれば、もっとも交流人口が増えるということがありまして、その期待値がありまして、全館改修するということを計画したところでございます。

議員ご指摘のような内容であったり、サービス向上につきましては、まさにそういったことを、民間ノウハウを生かした指定管理者制度という中で、管理者の方のノウハウによってサービス向上していただければという思いで今般、条例制定をさせていただいたところでございます。管理者が決まりましたら、その管理者とともに、その内容を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 再質問はありませんので。

○議長（平本佳司君） ほかに。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 3点ほどちょっと質問させていただきます。

まずは総務課のほうの質問なんですが、地域の方々とお話すると、どうしても役場の周りが汚いんだという苦情がたくさんあるんですけれども、今回の予算で、役場庁舎内の清掃業務、それと役場内というか、駐車場を含めた入り口付近の清掃業務の委託料というのはどこに入っているのかということと、86ページの節の14の工事請負費の中で、本庁舎維持整備工事というのは、具体的にはどういう内容なのかをお聞きします。

もう一点は、先ほど15番議員からのご質問あったんですけれども、予算書の9ページの地域おこし協力隊活動支援事業について、ちょ

っとお尋ねしたいんですが、これちょっと調べてみると……。

○議長（平本佳司君） 資料ですよね。

○11番（渡邊泰彦君） 予算資料の9ページの番号16番、地域おこし協力隊、地域活動支援事業についてですが、調べてみますと令和3年度の決算額が3,180万、ちょっと数字で言います。令和4年度の決算額が2,480万、令和5年度の予算額が5,950万で、今回の補正で3,900万。それで本年度予算で4,300万を当初で上げているということなんですが、令和3年度、令和4年度に関しては、事業概要の中で町の課題解決に向けた活動ということだけだったんですけれども、令和5年度と6年度の事業概要を見ると、それにプラスされて、隊員期間終了後に起業、または町内で就業していただいての人口増をつなげるということもプラスされたということは、これご認識ありますよね。

それで、うちの所管になってしまいうんですけれども、産業振興課と農林水産課での、この地域おこし協力隊を利用しているところもあるんですけれども、私の考え方とすると、この制度は大いに活用すべきだと思っているんですよ。

それで、今先ほど企画財政課長が説明した中で、どうも言っていることと回答が全然違っているなというふうに聞いて、これ今ちょっと突然質問することにしたんですけれども、この予算の組み方なんです。わざわざ今数字を言ったんですけれども、例えば昨年度が5,950万組んで、今回補正で3,900万になってしまったと。にもかかわらず、今年また4,300万組んでいるんですよ。これって去年と今年って、同じ目的で同じ内容でやっているのに、この予算4,300万の裏づけというのは、予算をつけるときにどういうふうに考えていくかというのを質問します。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） まず、庁舎の維持管理等につきましては、私たち、庁舎の維持管理につきましては、除草とかいろいろなものは基本的に直営でやっております。環境整備の委託料の中で、そこは必要があれば委託に出すこともございます。

また、予算書の85ページ、総務費の款2項1目5の財産管理費の、85ページ、14の工事請負の、これは箇所はどこかというようなことでありますけれども、こちらは年度内でそれぞれ不都合な場所が出てきましたら、そこを工事する予定でおりますので、今のところ予定はございませんが、必要に応じて支出をするということでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 地域おこし協力隊の決算、そして予算額についてのおただしでございます。

こちらにつきましては、地域協力隊3年間の活動ということの期間がございますので、最初のうちは取組の趣旨ということで事業概要を記載しておりまして、昨年からは隊員として期間満了後の取組についても加えて記載をしているところでございます。

そして、予算と決算の関係でございますが、昨年までは、課題解決型地域おこし協力隊としまして、なみえプロモーション課のところに所属をしていただく予算で取っておったんですが、こちらの定員数を10名ということで想定しておりまして、10名、何とか年度内に確保するというので、ずっと予算を計上しておりまして、最終的には今年度であれば隊員が5名ということで、その分を予算減額を最終的にしておるような状況でございます。

6年度予算の考え方としまして、なかなか課題解決型として10名の確保というのはちょっと厳しい状況だということを判断いたしまして、先ほどご説明した起業型の地域おこし協力隊、こういうのも取り入れてみようということになりまして、課題解決型の地域おこし協力隊の想定予算で3名、起業型の地域おこし協力隊の隊員数を3名ということで、合計6名を想定した予算を組ませていただいております。

そういった関係もございまして、前年度の予算決算から今年度変動があるということになっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 清掃費につきましては、85ページの庁舎維持管理業務委託料、こちらに入っております。委託になりますので、金額は控えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） まず1点目の今、総務課長のあれなんですけれども、本庁舎の周りは直営でやっているんだと。ということは、直営ということは職員がやっていることだと思うんですけれども、ちょっと前置き長くなって申し訳ないんですけれども、我々浪江に住んでいて、いろんな町民の方とお話ししたときに、大体言われるのが、ごみの周りが汚い、あと草ぼうぼうだ、それでもう一つは役場の庁舎が汚いと、この3つだけなんです。一般に我々、話ししていると。

草刈りのほうは、住民課長のほうでいろいろ今草消しを配ったり

して、まだ冬なんで結果は出ないんですけれども、結果が出るんだろうなと思ってはいるんですけれども、役場庁舎を見ると、例えば簡単に言えば、排水路にも落ち葉が詰まってもう水が流れない状況になっている。インターロッキングもカビが生えたまま真っ黒になっている。そういうところを指摘されているんですよ。それを直営でやるということ自体が、こんなに役場職員が忙しい中動いているのに、そんなところできるわけないから今の状況になっていると思うんですよ。

ですんで、やっぱりそこはそこで、かかるものがかかるんですよ。やはりその清掃料、室内というのは、私もしょっちゅう来ておるんですけれども、物すごいきれいですよ。屋内は。トイレにしたって、いつもきれいになっているし、それに比べて入り口の惨たんといったらもう、ちょっとほかの庁舎では考えられないようなことになっていますよね。

ですので、予算の中にきっちりそれを環境整備費として入れていただいて、直営でやって何年かけた状況なんで、やっぱりこれは町民が不満だと思っているところなんで、その辺はしっかりと予算組みしていただいて、補正で組んでもらっても結構なんですけれども、ちょっとその辺をやっていただきたいと。

それと、もう一点のほうの地域協力隊のほうなんですけど、今その地域協力隊で何を町が期待して、地域協力隊を利用しているかということが問われているんですよ。日本全国の地域協力隊、いろいろここで利用していますけれども、大変成功しているところと失敗しているところが、もうすごい格差が出ている。これはもう現状なんです。多分、総務省のホームページ見てもらえば分かると思うんですけれども。

今、産業振興課のほうでやっている伝統を維持するための担い手を養うというか、つくり出すという事業に関しては、非常に成功しているというふうに、いろんなメディアでも紹介されているし。今回、農林水産課のほうである農業の担い手を育成するのにそれを使うというのは、これ今まさに浪江が本当に課題として持っているもので、これが成功すれば、農林水産業もいろんな意味でアップしていくだろうということなんです。

企画財政課で今やっている事業というのは、浪江の人口を増やす、要するに地域協力隊でいろんな事業をやってもらうための、そのために地域協力隊になってもらって、それで人口を増やしていく、そのための地域協力隊というふうに、これポイントを絞ってやったほうがいいと思うんですよ。そうじゃないと、単に浪江を発信しまし

ようとか、浪江の移住定住している方といろいろ話合いをして、そういったことをやっているところって絶対成功していないんですよ。やっぱりピンポイントに絞ってやらないと。そのピンポイントの中で、浪江をどういうふうに発信していくかと考え方を逆にしないと、募集要項でも多分そうなってくると思うんで。

この予算のつけ方というのは、今10名を予定しているということなんで、これ事業費と人件費とまた別に今考えておるんで、こういう予算になったということなんですけれども、せっかくこれだけの予算組んで、補正でまた返すというか、減額するようなことになってしまうと、当初まだ始まっていないんで、そこは課長がしっかり考え方をきちっと整理して募集してください。

お答えがあれば。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは環境整備につきまして。

先ほど直営と申し上げましたのは、簡単な除草とか、あとは簡単な剪定でございまして、あと議員おただしの側溝とか、目の届かないところがありましたので、貴重なご意見いただきましたので、町民の方が来る環境ですので、今後予算計上とか検討したいと思えます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、そうした視点を持って事業を進めていかないといけないとは感じております。課題解決型のこれまでの採用の地域おこし協力隊におきましても、自ら活動している内容を積極的に内外に発信していただくなどということも必要だと考えております。

こちら、まさにあさって、なみえプロモーション課と、あとは産業振興課が所管の地域おこし協力隊が協力して、道の駅なみえで活動の報告会をやるなどといった、そういった新たな動きも生まれてきております。

そういった動きとプラスしまして、起業型の地域おこし協力隊、こちらは浪江町の事業者の中に一緒になって入り込んでいただいて、ビジネスというものをどういったものができるか、そういったことを考えて活動していただくというふうなことを想定している事業でございまして。

そういった点もしっかりご指摘の点も踏まえながら、こちら財源につきましては特別交付税がついている、財源もついている事業ですので、しっかりと有効に活用させていただいて、浪江町の振興

につなげていきたいと思います。

なお、先ほど予算のところで合計6名と申し上げました。大変失礼いたしました。なみえプロモーション課で6名、起業型の地域おこし協力隊の2名、合計8名の予算を計上させていただいております。訂正をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに。

9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） では、予算書の85ページ、実は84ページからなんですけれども、財産管理費で、今、11番議員と若干ダブるところもあるんですけれども、お伺いします。

初めに、総事業費の委託料で、財産管理費の委託料、12番で3,756万円、委託の予算を取っています。そこで、公有財産環境整備委託料についてと、その下の庁舎委託業務についてを質問します。

先ほど、庁舎の委託が、直営で簡単な清掃はやっているというような答弁がありましたけれども、私もこの議会中、一周して回ってきました。マルシェの入り口のところに今もごみ落ちています。このごみは職員がやるのか、業者がやるのか、この委託料の中に入っているのかを初めにお伺いします。

2点目が公有財産なんですけど、所管の住宅水道課のときに、町営住宅は総務課に異動したというような答弁が、5年度予算のときにありました。この公有財産は、町営住宅は総務課と聞いたんですが、学校跡地等は総務課なのか、どこの課なのかを2点目でお伺いします。

3点目が、こちらの予算資料で25ページ、番号14番、高瀬野球場環境整備事業、今年新設のこの事業、メニューはどのようなメニューかをお伺いします。球場の芝の管理から、もしくは球場の管理、どこまでが入っている整備事業なのか、それとも工事も含まれるのかどうかを初めにお伺いします。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午前 11 時 58 分）

（午後 0 時 00 分）

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） まず、マルシェのごみにつきましては、基本的に庁舎内の敷地のごみにつきましては、庁舎の管理委託の中で

ごみ拾いしていただくようなことでお願いをしておりますが、行き届かない点があったということであれば、そこも職員も混ざって、気づいたごみは拾っていただくようなことで徹底していきたいと考えております。

また、公有財産環境整備委託につきましては、御殿南の分譲地、酒田分譲地、請戸分譲地、あとは幾世橋分譲地及び北上ノ原住宅跡地、南上ノ原住宅跡地、しらうめ荘住宅跡地ということで、こちら等の除草、剪定等の予算となっております。

また、学校につきましては教育総務課のほうで管理ということになっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、高瀬球場環境等整備事業の内容についてご説明いたします。

予算書のほうになりますが、予算書181ページとなっております。こちらの節12委託料、真ん中中段のところの施設管理業務委託料、こちらは芝生維持管理業務委託となっております。

次に、節15工事請負費、高瀬球場外周舗装等工事、こちらにつきましては、球場外周部のバックネット裏の滞水解消の舗装排水工事を実施する予定です。

予算書の182ページの節17備品購入費、こちらは高瀬球場で使用する野球用備品一式となっております。備品につきましては防球ネット、あと小型音響システム、あとグラウンドレーキ等を購入する予定となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 再質問させていただきます。

公有財産環境整備事業で、場所等は分かりました。

そこで除草等費の伐採等々の説明がありましたが、年にこれ何回ぐらいやるのかなということをお伺いします。

私も散歩しながら、あちらこちらの町営住宅の跡地見て回るんですが、今の時期はきれいなんですけど、かなり繁茂してから草刈りだけやって除草しないと、周りの住宅の方から草が飛んでくると。やっぱり時期等の選定もしないと、やればいいのではないので、そういうところを発注するときは、年に2回、何月か何月、分からないですけども、何センチ以上延びたらやりますよというような、そういうような、発注時にそういう項目があるのかどうかお伺いします。今、私、何回かちょっと分かんないで聞いているんで、あれなんですけど。

それと、先ほど言った庁舎の維持管理業務委託です。同じ質問になって大変申し訳ないんですが、1日1回見回りしろとまでは言わないんですが、委託業者にどのような指示を出されているのかということなんですが、発注すればいいんじゃないと思うんですが、職員の人が気づいたらここをやってくれと言うわけでは多分ないかと思うんで、2日に一遍は見回りするとか、そういう規約はあるかどうか、初めにお伺いします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） まず公有財産の除草につきましては、年2回の予定であります。業者に頼らず、場合によっては直営でやる場合もございます。時期につきましては、適宜伸びた状況等を考えながら、やっていきたいと考えております。

また、また庁舎内のごみ拾いの関係でございますが、私、朝出勤のときに気づいたものは拾ってきまして、管理室のほうで置いたりしていますけれども、その際に管理人の方には、1日1回は庁舎の敷地をごみ拾いを、確認をお願いしますということで、指導をお願いしているところでございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 再度ちょっと同じ質問になって申し訳ないんですが、課長が拾うとか、そういうことを私は言っているわけではありません。

なので、先ほどから、今もこのマルシェの後ろには多分落ちていると思うんです。だから、拾えと言われたから拾うのではなくて、担当者がちゃんと言って一巡、ちゃんと毎回私は見ているような仕様になっているかという質問を、この委託の中に入っているのかどうかお伺いしているんです。誰も、課長にやれなんて一言も言ったことないですよ。警備員にやれと、警備員がやるならばやらなくちゃいけないんでしょうけれども、そういう事業の内容になっているかというような質問をしたわけです。この委託の中に。

その辺を、もしなければ、そういう仕様を入れていただいて、庁舎ぐらいはとか、やっぱり入り口ですから、その周りぐらいは町の顔なんで、そういう仕様書の中にいただくようにできるかどうかお伺いしています。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） おただしのとおり、具体的に仕様に組み入りたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第40号 令和6年度浪江町一般会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

ここで、1時30分まで昼食休憩とします。

（午後 0時08分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 1時30分）

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第32、議案第41号 令和6年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第41号 令和6年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第33、議案第42号 令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第42号 令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第34、議案第43号 令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 2点ほど質問させていただきます。

今回、仮設津島診療所と浪江診療所についての件なんです、今、非常に浪江診療所のほうは大変充実しておりまして、いろんな科も増えてまいりまして、特に今まで内科が中心だったんですが、外科の先生も相当数来るようになって、町民は非常に安心して利用させていただいているというところなものですから、ちょっと予算について質問をさせていただきます。

予算書の237ページなんです、これ診療収入という目、目1 仮設津島診療所診療収入が本年度4,100万という予算なんです、これ前回の去年の補正で3,968万円の決算になる予定でありまして、これ前年度は5,100万、ここから決算で3,968万というふうに落としているんですけれども、またさらに4,100万というふうに上げた理由と、もう一個、浪江診療所診療収入のほうも補正で4,765万にな

って、そこから3,882万になってしまったと。要するに減額になったと。補正でこれだけ上がっているのに、さらにまた減額するということは、どういうふうな予算組みをしているのかというのが1点と。

次の238ページなんですけど、診療収入の諸検査等の収入なんですけど、本年度予算は仮設津島診療場で579万、浪江診療所のほうで985万なんですけど、前回の補正というか、今回の補正で津島診療所のほうは279万になったんですけど、それが今年度579万の当初予算を組んでいると。浪江診療所に関しては補正で533万円が、今回の予算では985万、倍まではいかないんですけど、1.5倍以上になっていると。こういうふうな予算組みになった理由を教えてください。

○議長（平本佳司君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） お答えいたします。

まず、237ページの仮設津島診療所診療収入のほうからご説明いたします。

仮設津島診療所につきましては、診療人数が減少傾向にございまして、その減少分を見込んで、令和6年度の当初予算を設定しているものでございます。

続きまして、その下の浪江診療所診療収入につきましては、今年度下期から院外処方をしておりまして、その分の収入の減を見込んでいるものでございます。

続きまして、238ページとなります。諸検査等収入でございしますが、両診療所とも増額の見込みをしておりますが、これにつきましては、コロナの集団予防接種が今年度で終了いたしまして、4月以降は一般の診療所で、皆さん予約をして予防接種をしていただくということになります。両診療所でも実施をしてまいりたいというふうに考えておりまして、その分の見込みを増額しているものでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） すみません、ちょっと今、課長に説明していただいたんですけども、浪江診療所のほうの薬のほうの収入が別になったというふうなことで、今までは薬のほうのあれも、この診療収入に入っていましたけれども、今度は新しい薬局ができたんで、そこに収入分が行ってしまうというので減額になったということで、そういう理解でよろしいかどうか。すみません、確認です。

○議長（平本佳司君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） おっしゃるとおりでございまして、

浪江診療所で収入分、それから支出分も当然、仕入れ分、それも減額になってございまして、その分が薬局のほうに移っているというふうに考えていただいてよろしいかと思えます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第43号 令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第35、議案第44号 令和6年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第44号 令和6年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４５号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第36、議案第45号 令和６年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第45号 令和６年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４６号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第37、議案第46号 令和６年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第46号 令和６年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４７号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第38、議案第47号 令和６年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第47号 令和６年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４８号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第39、議案第48号 令和６年度浪江町水道事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第48号 令和６年度浪江町水道事業会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４９号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第40、議案第49号 令和６年度浪江町公共下水道事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第49号 令和６年度浪江町公共下水道事業会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情審査報告

○議長（平本佳司君） 日程第41、請願・陳情審査報告を議題といたします。

◎請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 請願第１号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題といたします。

付託中の委員会から、タブレット端末の格納のとおり審査報告書が提出されております。事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（平本佳司君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

産業・建設常任委員会委員長、渡邊泰彦君、登壇でお願いいたします。

11番、渡邊泰彦君。

〔産業・建設常任委員会委員長 渡邊泰彦君登壇〕

○産業・建設常任委員会委員長（渡邊泰彦君） それでは、趣旨説明の

ほうをさせていただきます。

採択ということではありますが、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、審査結果をご説明申し上げます。

昨年の賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず、実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢化・人口減少の構造課題やデフレ経済なども相まって、働く者の生活はより厳しい状況が続いております。経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題となっていることから、賃金の経済政策として、福島県最低賃金の引き上げ、早期発効について、一定の賃金水準を確保する必要があると委員会では判断しました。

また、福島県の2023年度地域別最低賃金は、前年より42円引き上げられ900円となりましたが、全国平均最低賃金の1,004円よりも低く、過去20年の中で最も大きい104円の格差が生じております。勤労者の生活は依然厳しい環境です。その状況を踏まえ、当委員会では、福島県最低賃金の引き上げ、早期発効により、一定の賃金水準を確保する必要があると判断しました。

よって、本請願について、その趣旨が十分に理解できるものであり、事務局長朗読のとおり、採択すべきと決定したものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 以上で趣旨説明を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

採決は起立により行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、請願第1号については採択することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第42、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（平本佳司君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、渡邊泰彦君、登壇でお願いします。

11番、渡邊泰彦君。

〔11番 渡邊泰彦君登壇〕

○11番（渡邊泰彦君） それでは、発議第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

先ほどご説明申し上げたとおり、本件は、先ほどの福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、審査結果に基づき、意見書の提出が妥当と認められることから、ご提案申し上げるものでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（平本佳司君） 日程第43、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長並びに議会報編集特別委

員会委員長から、タブレット端末の格納した申出のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査をすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（平本佳司君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（吉田栄光君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月5日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただき、ご提案をさせていただきました全ての議案についてご賛同いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

また、このたびの一般質問では、町の行政運営全般に関することや防災に関すること、F-R-E-Iや特定帰還居住区域など、町の将来に関することにつきまして、提案を含め、ご質問をいただきました。いずれのご質問も大変重要なものであり、町として真摯に受け止め、今後の町政執行に生かしてまいりたいと考えております。

さて、東日本大震災と原発事故から13年が経過いたしました。山積する課題がある中、浪江町復興計画第3次に掲げる将来像を着実に実現するために、令和6年度当初予算につきましては、次の8点の重点施策を意識し、編成をさせていただきました。

1点目は、農林水産業の再興、新たな産業と雇用の創出でございます。

2点目は、子育て環境・学校教育・生涯学習環境の充実。

3点目は、帰還困難区域の再生。

4点目は、浪江駅周辺を核とした中心市街地整備。

5点目は、防災・安全の強化。

6点目は、ゼロカーボンシティの推進。

7点目は、健康づくりの推進と医療・介護・福祉の充実。

8 点目は、帰還支援及び移住定住の推進。

これらにつきましては、いずれも重い課題ではありますが、解決に向けて前進し、魅力的なまちとなりますよう、全庁一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この予算の整理のため、令和 5 年度一般会計及び特別会計の最終補正については、3 月末で専決処分させていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

結びに、春の息吹を感じる今日この頃、議員各位のご健勝をご祈念申し上げて、閉会の挨拶とさせていただきます。

令和 6 年 3 月 14 日。浪江町長、吉田栄光。

◎閉会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって令和 6 年浪江町議会 3 月定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

（午後 2 時 0 1 分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 平 本 佳 司

署 名 議 員 吉 田 邦 弘

署 名 議 員 小 澤 英 之

署 名 議 員 半 谷 正 夫